

都市空間の魅力増進に係る先進的事業者の
横展開手法に関する調査・検討業務

報告書

平成 28 年 3 月

国土交通省 都市局まちづくり推進課

都市空間の魅力増進に係る先進的事業者の 横展開手法に関する調査・検討業務

目 次

序．業務概要

- 1．効果的に横展開を推進するための方策を検討するにあたって前提となる仮説の立案
 - (1) 過年度調査等の整理 1-1-1
 - (2) 横展開推進方策の検討の前提となる仮説の立案 1-2-1

- 2．横展開の方向性の検討等
 - (1) 公共・公的空間の管理等に関する制度等の整理 2-1-1
 - (2) 先進的事業者の整理 2-2-1
 - (3) 横展開の方向性の検討 2-3-1
 - (4) スタディ対象都市の選定 2-4-1

- 3．ケーススタディ等の実施
 - (1) ケーススタディの考え方の整理 3-1-1
 - (2) 利活用のケース設定 3-2-1
 - (3) フィージビリティスタディの実施 3-3-1
 - (4) 素案のとりまとめ 3-4-1

おわりに

参考資料

平成27年度 都市空間の魅力増進に係る先進的事業者の横展開手法に関する調査・検討業務【要旨】

序. 目的と対象

- ・都市の魅力増進等に資する公共空間等の利活用を一層促進するため、先進的な取組等を他の都市等に広める(横展開する)手法について、基礎的調査・検討を実施。
- ・対象は道路、広場、公園・緑地、河川敷や、公開空地など民有地も含む屋外のパブリックスペース。

1. 効果的に横展開を推進するための方策を検討するにあたって前提となる仮説の立案

- ・公共空間等の利活用促進には、首長のリーダーシップを始めとする行政側の体制と、人材・資金など民間の推進主体側の体制の双方が重要。
- ・取組の拡大には、先進的事業者の取組を、それに続く初期採用者へ横展開することが重要。

2. 横展開の方向性の検討等

(1) 公共・公的空間の管理等に関する制度等の整理

- ・国の総合規制改革の流れを受けて、平成 16 年頃から道路、河川、公園等の占用の対象や基準が緩和され、公共空間を利活用しやすい環境が制度的に整えられてきている。

(2) スタディ対象都市の選定

- ・道路占用許可の特例を含む地方創生特区が認定されるなど、行政側の体制が整っていることに加え、公共空間利活用をテーマに民間側でも気運が高まりつつある仙台市を選定。

(3) 先進的事業者の整理

- ・今後他都市でも同様の展開が想定される、道路空間再配分で創出される空間等を対象にケーススタディを実施。先進的事業者を抽出(表1)・整理し、有識者からも情報を把握(表2)。

表1 先進的事業者とその特徴

No	事例名	先進的事業者	特徴
1	高カフェ	高崎まちなかオープンカフェ推進協議会	中心市街地に点在する会員店舗の地先道路空間の利用を協議会がコーディネートし、一括して道路占用許可を申請。運用基準を定めることや、一般向けPRも実施。
2	新宿モア4番街	新宿駅前商店街振興組合	7年にわたる社会実験を経て、道路占用許可の特例を活用して店舗を設置。当初、商店街内の店舗の地先利用を想定していたが、最終的には外部からテナントを誘致。
3	札幌大通	札幌大通まちづくり株式会社	全国で初めて都市再生推進法人に指定されたまちづくり会社で、道路空間を利活用してオープンカフェ等が実施可能な食事購買施設を設置・運営。

表2 ヒアリングを実施した有識者

No	氏名・所属等	公共空間等利活用への関わり等
1	中野恒明・芝工大教授	新宿モア4番街のオープンカフェの実現を支援
2	馬場正尊・東北芸工大准教授	仙台市のリノベーションまちづくりに関与
3	中島直人・東大准教授	海外における道路空間や公開空地等の利活用に関わる事例や仕組みに詳しい
4	遠藤新・工学院大学准教授	国内における駅前等の道路空間等の利活用に関わる多数の社会実験に関与

(4) 横展開の方向性の検討

- ・先進的事業者の取組を参考に、協議会等の地元組織が事業主体となって、道路沿道に立地する商業店舗等の地先を利活用するスキームを展開。

3. ケーススタディ等の実施

(1) 利活用のケース設定

- ・歩行空間を拡大する空間再配分を行っている青葉通とその沿道を対象エリアに設定。
- ・対象エリア全体を活動区域とするまちづくり団体は存在。しかし現状では公共空間利活用のマネジメントを担う体制が整わない。
 - 小さなスポットで利活用の実績を積み上げ、沿道全体へ展開することとした。
- ・一方、対象エリアにおいて、既存団体がイベントへの参加団体として公開空地で出店した実績や、公開空地への出店を第三者がコーディネートした実績を確認。

(2) フィージビリティスタディの実施

- ・利活用の可能性が考えられるスポットを、沿道特性の異なる3つの区間から各1箇所選定。
- ・スポットごとに、周辺状況を考慮したコンセプトと関係主体等を設定。
- ・より実現性を高めため、自治体や公共空間利活用の実績がある関係者との意見交換を実施。

表3 スタディ対象区間のコンセプトと関係主体等

名称	西公園寄り区間	一番町交差点付近	青葉通プラザ前
概要	マンション街の歩道に整備済の休憩スペースを箱庭的に利用	アーケード入口の歩道拡幅によって生み出される空間を有効活用	銀行街の歩道に面した公開空地と歩道の一体利用
コンセプト	住民やまち歩きをする人たちの憩いの場	地先店舗による歩道上のカフェテラス	公開空地のマルシェ
関係主体等	自由な利活用を第三者が緩やかにコーディネート・情報発信	商店街によるカフェテラス設置、地先店舗等からのテイクアウト利用等	公開空地への出店希望者を第三者が募集・コーディネート



図1 青葉通において選定した利活用スポットの位置 (出所) 仙台市資料に加筆

(3) 素案のとりまとめ

- ・フィージビリティスタディの結果を踏まえ、特定のエリアを対象に公共空間の利活用が次々と展開されていくための方策(素案)を以下のようにとりまとめた。

表4 横展開方策(素案)のまとめ

段階	ケーススタディの中で把握された課題	横展開方策・【想定される取組主体】
利活用する空間の設定	エリア単位で公共空間利活用を展開したいが、既存団体では公共空間利活用のマネジメントを担う体制が整わない	1)小口化した利活用の積み上げ: ・利活用の実績を小さなスポットから積み上げていき、沿道やエリア全体へ展開 【自治体(まちづくり部局)、地域団体等】
利活用主体の設定	地先の店舗などエリアの中で利活用者を募っても、希望者が現れない	2)利活用実績の見える化 ・Webサイトを構築し、利活用実績をエリア内外に情報発信 【自治体(まちづくり部局)、地域団体等】
利活用に向けた手続き・調整等	地域外からの利活用希望者にとっては、手続き・調整を進めるためのコネクションが無い	3)必要な手続きの見える化・定型化 ・利活用に必要となる手続きを定型化し、横断的に整理した手引き等の作成・情報発信による見える化 【官民の空間管理者、地域団体等】 4)コーディネートの外部化 ・第三者(コーディネーター)を活用し、手続きや調整などを支援 【自治体(まちづくり部局)、地域団体等】

4. 今後の課題

- ① 利活用の手続き・実績の「見える化」を持続的に実施するスキームの構築
- ② 利活用のための手続き・調整等を第三者が代行する際の費用を持続的に捻出できるスキームの構築

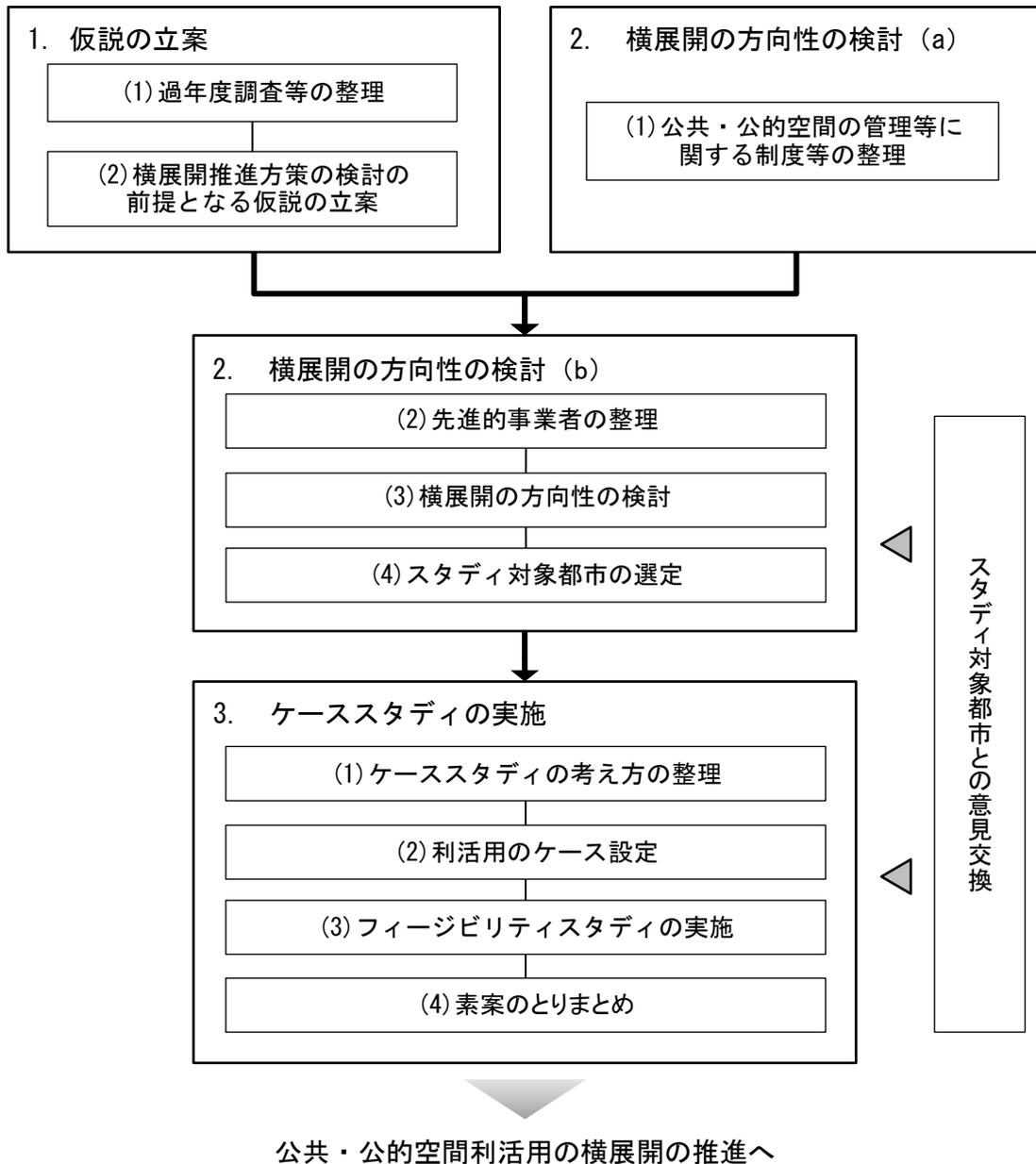
序. 業務概要

(1) 目的

- ・ 近年、都市の中心市街地等における賑わい形成や魅力増進の方策として、公共・公的空間の活用に注目が集まりつつあり、制度改革等の後押しもあって、様々な取組がはじめられつつある。
- ・ しかし、その取組は、一部のいわゆる先進的な都市等に限定されており、また、イベントや実験的な試みは多く蓄積されてきているが、定常的・持続的な取組は限られており、まだ公共・公的空間の利活用が全国的に広く普及するには至っていない状況である。
- ・ そこで、本業務では、都市の賑わい形成や魅力増進のための公共空間の利活用を一層普及・拡大するため、先進的な取組等を他の都市や地域でも広める（横展開する）手法について、基礎的調査・検討を行うことを目的とする。
- ・ なお、本業務で扱う「公共・公的空間」は、国や公共団体が管理している狭義の公共空間ではなく、不特定多数の人が利用できるパブリック・スペースという意味での広義の公共空間とする。また、街の賑わい形成という目的から、屋外の空間を対象とする。具体的には、道路、広場、公園・緑地、河川敷、公開空地などを想定している。

(2)業務フロー

- ・ 本業務は、以下のフローに沿って実施する。



1. 効果的に横展開を推進するための方策を検討するにあたって前提となる仮説の立案

(1) 過年度調査等の整理

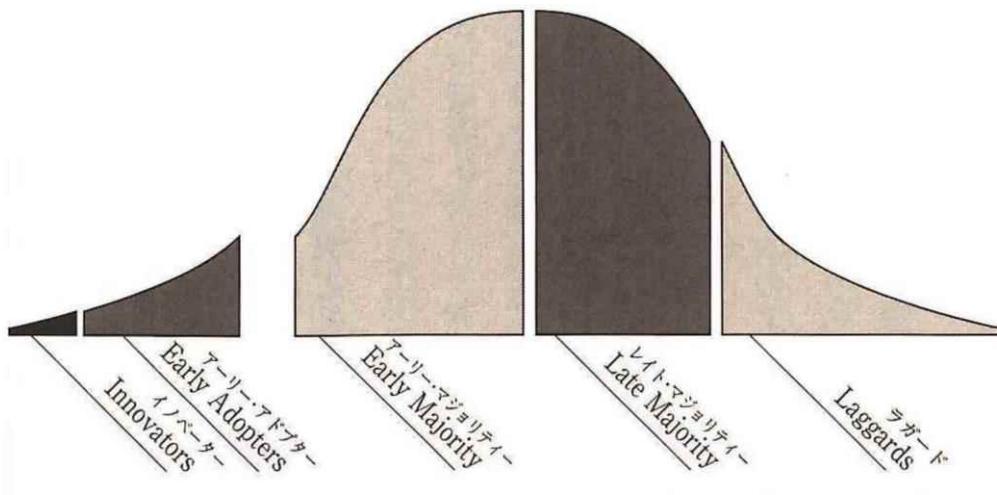
◎公共空間等の利活用にあたって重要な推進体制上のポイント：

- ・ 部署横断的な庁内連携
- ・ 民間の推進主体が主体的に整備・維持・管理できるよう、行政が一定程度民間に裁量権を付与しつつ支援・協力・連携
- ・ 民間組織等から一流の専門家を行政内の主要ポストに招聘

◎公共空間等の利活用を実践しているのはごく一部の専門家や先進的な事例に携わる人々などに限られている状況

- ・ ここでは、昨年度の調査「都市空間の魅力増進の推進体制に係る基礎的調査報告書」（平成26年度、国土交通省都市局）をレビューし、公共空間等利活用の普及・拡大（横展開）するためのポイント等の整理を行った。
- ・ この調査は、タイトルからも分かるように、推進体制に着目した検討がされており、実践可能な広報方策の素案とりまとめを行った調査ではあるが、多くの公共空間の利活用の先進的な事例を取り上げており、体制だけでなく、背景や経緯、利活用の内容や、利活用に向けた手続きなども含め、幅広い内容を扱っている。
- ・ この調査では、まず国内外で公共空間の利活用を進めている11の事例について、多くの関係者へのヒアリング等を実施し、推進体制等の整理を行っている。
- ・ その結果、オープンカフェを実施している高崎市や新宿区の事例では、行政内の既存体制の中で部署横断的な庁内連携により、効果的・効果的な事業推進を図っていること、北九州市小倉家守プロジェクトや岩手県紫波町のオガールプロジェクト等の事例では、民間の推進主体が主体的に公共空間の整備・維持・管理ができるよう、行政が一定程度民間に裁量権を付与しつつ、支援・協力・連携を行っていること、ニューヨーク市やサンフランシスコ市における取組事例では、民間組織等から一流の専門家を行政内の主要ポストに招聘して、効果的でインパクトのある公共空間等の整備を推進していることを、推進体制上のポイントとして挙げている。
- ・ また、公共空間の利活用の推進に向けて効果的な広報展開を図るため、マーケティング理論における初期市場形成方法に関する文献レビューを通してその戦略を検討している。
- ・ それによると、マーケティング理論に基づけば、公共空間等の利活用については、我が国ではまだ限られた人々によって認知されているに過ぎず、実践を行っているのは更にごく一部の専門家や先進的な事例に携わる人々などきわめて少数の「イノベーター」（革新者）と言える層に限られている状況であり、イノベーターに続くアーリー・アダプター（初期採用者）を獲得して初期市場を確立することが、広報戦

略における最大の課題であるとしている。



テクノロジー・ライフサイクル（新製品に対する顧客グループとそのクラック）

出典：『キャズム—ハイテクをブレイクさせる「超」マーケティング理論』（ジェフリー・ムーア、2002年）

(2) 横展開推進方策の検討の前提となる仮説の立案

◎公共空間等の利活用促進には、首長のリーダーシップを始めとする行政側の体制と、人材・資金など民間の推進主体側の体制の双方が重要。

◎利活用の取組を拡げる（初期市場を形成する）ためには、イノベーター（革新者）の取組をアーリー・アダプター（イノベーターに続く初期採用者）へ横展開することが重要。

- ・ 昨年度の調査の成果から、まず、公共空間等利活用の普及・拡大のためには、行政が強いリーダーシップを発揮することや、民間の活動を促進するための支援、また、民間事業者も人材や資金等を確保して適切な体制を構築することの双方が重要であると考えられる。
- ・ また、過年度調査では広報戦略の課題として捉えているが、公共空間等の利活用を実践しているのはごく一部の専門家や先進的な事例に携わる人々などのイノベーターに限られている状況であることから、今後の公共空間等利活用の普及・拡大にあたっては、イノベーターから、それにつづくアーリー・アダプターへと、取組を普及（横展開）させていくことが重要と考えられる。

2. 横展開の方向性の検討等

(1) 公共・公的空間の管理等に関する制度等の整理

1) 制度等の経緯の分析概要

◎国の総合規制改革の流れを受けて、10年ほど前（平成16年頃）から道路、河川、公園等の占用の対象や基準が緩和されてきており、都市の賑わい形成や魅力増進の観点から公共空間等を利活用しやすい環境が制度的に整えられてきている。

- ・本業務では以下の分野の管理制度等について、その概要を整理し、公共空間等の利活用促進の視点から分析した。

分野	使い方	管理制度等（●法令、○通知等、・条例等）	規制緩和等の概要
道路	占用	<ul style="list-style-type: none"> ●道路法 ○地域の活性化等に資する路上イベントに伴う道路占用の取扱いについて（平成17年3月） ○地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて（平成20年3月） ○道路占用許可に係る申請手続きの簡素化及び一層の弾力化について（平成23年12月） ○道路占用制度の弾力化による道路維持管理への民間活用について（平成25年7月） 	<ul style="list-style-type: none"> 都度申請でなく、複数の期間を跨いで許可 広告物等の占用を許可 許可申請書の一括化など 観光産業等に資する占用物件の占用料減額等
	使用	<ul style="list-style-type: none"> ●都市再生特別措置法の一部改正（平成23年10月） ●国家戦略特別区域法の制定（平成25年12月） ●中心市街地活性化法の一部改正（平成26年7月） 	<ul style="list-style-type: none"> 無余地性基準の適用除外 無余地性基準の適用除外 無余地性基準の適用除外
河川	占用	<ul style="list-style-type: none"> ●道路交通法 ○イベント等に伴う道路使用許可の取扱いについて（平成16年3月） ○民間事業者等による経済活動に伴う道路使用許可の取扱いについて（平成17年3月） ○イベント等に伴う道路使用許可に係る申請手続きの簡素化及び一層の弾力化について（平成23年7月） 	<ul style="list-style-type: none"> 社会的意義のあるイベント等への配慮 総合的に勘案して判断するよう配慮 より実態に即した判断を行うように配慮
		<ul style="list-style-type: none"> ●河川法 ○河川敷地の占用許可について（平成11年8月） ○都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占用許可準則の特例措置について（平成16年3月） ○河川敷地占用許可準則の一部改正について（平成23年3月） 	<ul style="list-style-type: none"> 公的主体の占用を許可 特定区域におけるイベント等の施設設置を許可 民間事業者の占用を許可

分野	使い方	管理制度等（●法令、○通知等、・条例）	規制緩和等の概要
公園	占用	<ul style="list-style-type: none"> ●都市公園法 ●都市公園法施行令の一部改正（平成 15 年 3 月） 	自治体が条例で仮設占用物件を定めることを可能化
公開空地	一時 占用／ 使用	<ul style="list-style-type: none"> ●建築基準法 ・東京のしゃれた街並みづくり推進条例（平成 15 年 10 月） 	賑わい創出のための幅広い活動を許可
その他	飲食 営業等	<ul style="list-style-type: none"> ●食品衛生法 ・豊島区行事における臨時営業等の取扱要綱（平成 18 年 11 月） 	住民祭等で臨時出店者は届出のみで営業を可能化
		<ul style="list-style-type: none"> ・福岡市屋台基本条例（平成 25 年 9 月） 	持続的な屋台営業とするためのルール化

2) 各分野における制度等の経緯の分析（各制度の条文等は参考資料を参照）

①道路占用について

- ◎平成17年からの一連の通知や、道路法施行令の一部改正などにより、占用を許可する対象物の拡大や占用許可手続きの簡素化が進み、道路空間を多様に、使いやすい状況になってきている。
- ◎加えて、平成23年の都市再生特別措置法の改正をはじめとして、無余地性の基準を適用除外する手段が増え、占用の門戸が広がり、より一層、多様で使いやすいよう制度が整備されてきている。

A) 道路法

- ・道路の占用については、道路法の第32条から第41条で規定されている。
- ・これら条項には、占用の許可が必要な施設等、占用許可の基準や条件、特例を認める対象、占用料などを規定している。
- ・特にオープンカフェなどで道路空間を利活用する際に関係するのが、道路法第33条第1項に規定される「道路の敷地外に余地がないためやむを得ない場合」に占用が許可される、いわゆる無余地性の基準である。
- ・以前は、この無余地性の基準が厳格に運用されてきたことから、路上イベントにおけるオープンカフェによる道路占用も認められるのが困難な状況があった。

B) 「地域の活性化等に資する路上イベントに伴う道路占用の取扱いについて」（平成17年3月（国道利第28号））

- ・平成13年に設置された総合規制改革会議での議論の結果を踏まえて、平成16年3月に「規制改革・民間開放推進3か年計画」がとりまとめられた。
- ・その中では、道路占用許可、道路使用許可（さらには河川占用許可も）の弾力化が措置すべきこととして位置づけられた。
- ・また、平成16年2月には「地域再生推進のためのプログラム」が地域再生本部により決定され、その中で、道路使用許可・道路占用許可の手續改善、道路占用における市町村推奨ルールの導入（さらには民間事業者等の経済活動に伴う道路使用許可の円滑化や、河川占用許可手續の迅速化も）について措置することが位置づけられた。
- ・このような流れを受け、平成17年3月に「地域の活性化等に資する路上イベントに伴う道路占用の取扱いについて」が発出され、路上イベントに関する道路占用について、地域活性化や賑わい創出の観点から弾力的な運用を図る旨、通知された。
- ・具体的には、公共性・公益性への配慮や地域における合意形成の観点から、道路管理者として支援が可能と考えられる路上イベントの要件（路上イベントの目的、占用主体、占用の場所、占用物件の構造）や占用許可の条件を明示するとともに、個

別具体の事例に応じて、適切に助言や情報提供し、道路占用の円滑化に配慮するよう記している。

- ・ また、地方公共団体及び地域住民・団体等が一体となって取り組む路上イベントに係る道路占有許可手続きについて、特定の曜日等に継続的かつ反復的に行われるものも見込まれることから、イベントの都度申請をすることなく、複数のイベント期間をまたいで占有許可期間として認める運用を行うこととしている。
 - ・ なお、この通知とあわせて地域活動を実施しようとする者を対象にした「道を活用した地域活動の円滑化のためのガイドライン」も策定、公表され、参考として事例を示しつつ、道を活用した地域活動の進め方の留意点等を整理している。
- C) 「地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占有の取扱いについて」(平成 20 年 3 月 25 日 (国道利第 22 号))
- ・ 道路利用者の利便性の向上や魅力ある街並みの形成を図ろうとする取組みや、地域活性化のために地方公共団体と地域住民等が一体となってイベントの増加が見られる一方、こうした公共的な取組みに要する費用の一部に充当するため、道路空間において広告物を設置することに対する社会的な要請が高まってきていた。
 - ・ このため、平成 20 年 3 月に「地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占有の取扱いについて」が通知され、道路環境の向上のための地域活動や施設整備、道路空間における公共的なイベントの実施その他の地域における公共的な取組みに要する費用の一部に広告料を充当する場合に一定の条件のもと、広告物の占有を可能とすることとなった。
- D) 「道路占有許可に係る申請手続きの簡素化及び一層の弾力化について」(平成 23 年 12 月 (国道利第 18 号))
- ・ 平成 23 年 4 月「規制・制度改革に係る方針」が閣議決定され、「道路占有許可が取得しやすくなるよう、(中略)申請手続きの簡素化及び一層の弾力的運用を図ることについて、検討し、結論を得る。」こととされた。
 - ・ これを受け、これまでの関係通達を見直し、平成 23 年 12 月に「道路占有許可に申請手続きの簡素化及び一層の弾力化について」通知が発出された。
 - ・ 本通知では、事前相談を積極的に活用するように周知を図ること、路上イベント等における道路占有許可申請書の一括化、道路占有許可申請書の添付書類について必要以上の要求をしないこと、道路使用許可との一括受付制度の円滑な運用に努めることなどが通知された。
- E) 「道路占有制度の弾力化による道路維持管理への民間活用について」(平成 25 年 7

月（国道利第3号）

- ・平成25年6月に「PPP／PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」が民間資金等活用事業推進会議において決定され、公的不動産の有効活用など民間の提案を活かしたPPP事業を具体的に推進すべき取組とされた。
- ・また、平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」において、このアクションプランを実行に移すこととされた。
- ・このような動きを受け、平成25年7月に「道路占用制度の弾力化による道路維持管理への民間活用について」通知が発出された。
- ・この通知により、地域の観光産業やエネルギー関連ビジネスの強化に資する占用物件について、民間の資金やノウハウを活用する観点から、道路占用料を減額（90%減）して道路空間への参入を容易化し、併せて、占用主体による道路の維持管理への協力により、官民連携を図ることとした。

F) 「都市再生特別措置法の一部改正」（平成23年10月20日施行）

- ・平成22年5月、国土交通省成長戦略会議において「国土交通省成長戦略」が決定され、「一般道路も含め、立体道路や占用制度を緩和し、都市の道路空間を活用した新たなビジネスチャンスを創出する」（道路空間のオープン化）こととされた。
- ・また、平成22年6月には、「新成長戦略」が閣議決定され、「成長の足がかりとなる、投資効果の高い大都市圏の空港、港湾、道路等の真に必要なインフラの重点投資と魅力向上のための拠点整備を戦略的に進め、世界、アジアのヒト・モノの交流の拠点を目指す必要がある」とされた。
- ・これらを受け、平成23年4月、「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」が公布され、同年7月に施行された。
- ・都市再生特別措置法の一部改正に伴い、都市の再生に貢献し、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの等、一定の場合における占用の許可に当たっては、無余地性の基準の適用が除外されることとなった。
- ・具体的には、市町村が策定する都市再生整備計画の区域内において道路管理者が指定した区域に設けられる広告塔等、食事施設等、自転車駐車器具について、占用許可を受けた者（都市再生推進法人などの占用主体）が周辺の道路の清掃や植栽の管理等を実施することなど、まちづくりへの還元を条件として、無余地性の基準が適用除外されることとなった。
- ・また、特定都市道路については、特定行政庁の認可を受ければ道路の上空に建築物を設け占用を認めることとされた。
- ・なお、まちづくり会社は、この改正により、都市再生推進法人に指定されることが可能となり、道路占用許可の特例等の制度を活用した都市再生整備計画の提案等が可能になるほか、市町村や国などからの財政支援や税制優遇を受けやすくなった。

G) 国家戦略特別区域法の制定（平成 25 年 12 月 13 日施行）

- ・ 産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進のため、いわゆる岩盤規制全般について突破口を開いていく「国家戦略特別区域法」が平成 25 年 12 月に制定された。
- ・ 国家戦略特区においては、規制改革事項等を活用した事業を実施することが可能であり、区域会議からの要望や全国からの提案を踏まえ、規制改革事項等が追加されていく。
- ・ その規制改革事項等の一つとして、道路空間の利用による都市の魅力向上をねらいとした「エリアマネジメントの民間開放（道路の占用基準の緩和）」のメニューが用意されており、国際的な活動拠点の形成に資する多言語看板、ベンチ、上屋、オープンカフェ等の占用許可に係る無余地性の基準が適用除外できることとされている。
- ・ 具体的には、国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域計画に、国際的活動拠点の形成に資する都市機能の高度化等に貢献する施設の道路上への設置について定め、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、道路占用の許可にかかる余地要件を緩和する。
- ・ なお、この場合も、占用許可を受けた者は、周辺の道路の清掃や植栽の管理等を実施する、つまり、まちづくりへの還元に勤しむことが条件となる。

H) 中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年 7 月 3 日施行）

- ・ 少子高齢化の進展や都市機能の郊外移転により、中心市街地における商機能の衰退や空き店舗、未利用地の増加に歯止めが掛からない状況の中、「日本再興戦略」において定められた「コンパクトシティの実現」に向け、関係省庁と連携を図りつつ、民間投資の喚起を軸とする中心市街地活性化を図ることが有効であるとの考えから、平成 26 年 4 月中心市街地の活性化に関する法律が一部改正された。
- ・ この改正により、中心市街地の活性化を図るため、オープンカフェ等の設置に際しての道路占用の許可の特例が措置された。
- ・ 具体的には、中心市街地活性化基本計画を市町村が策定し、その内容に基づいて道路管理者が特例道路占用区域を指定し、その区域内の占用は、無余地性の基準の適用が除外されることになった。

②道路使用について

- ◎平成 17 年からの一連の通知により、道路使用許可について一律的・画一的に判断するのではなく、社会的意義や地元合意形成の状況などを斟酌して個別具体的に柔軟に判断されるよう、弾力的な運用ができるようになってきた。
- ◎あわせて、道路占用許可との一括受付や合意形成の手続きが円滑に進められるようになってきた。

A) 道路交通法

- ・ 道路の使用については、道路交通法の第 77 条から第 80 条で規定されている。
- ・ 第 77 条第 1 項には、使用の許可を受けなければならない行為等が列挙されている。
- ・ ここに挙げられた行為等は、道路の本来の用途に即さない道路の特別の使用行為（交通の妨害となり、又は交通に危険を生じさせるおそれのあるものは、一般的に禁止されている）のうち、それ自体は社会的な価値を有することから、一定の要件を備えていれば、警察署長の許可によって、その禁止が解除される行為を、道路使用許可が必要な行為として定めたものである。
- ・ 続く、第 77 条 2 項には、許可基準を定めており、「①現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき、②許可に付された条件に従って行われることにより交通の妨害となるおそれがなくなると認められるとき、③現に交通の妨害となるおそれはあるが公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであると認められるとき」のいずれかに該当する行為である場合には、警察署長は許可しなければならない、とされている。
- ・ その他、第 78 条には許可の手続き、第 79 条には道路の管理者との協議について規定している。

B) 「イベント等に伴う道路使用許可の取扱いについて」（平成 16 年 3 月 18 日（警察庁丁規発第 19 号））

- ・ 平成 15 年 1 月に閣議決定された「構造改革特別区域基本方針」（平成 15 年に一部変更）と、平成 16 年 2 月に地域再生本部が決定した「地域再生推進のためのプログラム」においては、地域活性化等を目的とするイベント等に伴う道路使用の許可申請にあたり、実施主体と都道府県警察や地域住民、道路利用者等との調整・合意形成の円滑化を図るために必要な事項等を明確化するための通達を発出することとされた。
- ・ これを受けて、平成 16 年 3 月、「イベント等に伴う道路使用許可の取扱いについて」通知を発出し、イベント等に伴う道路使用許可についての基本的考え方及びイベント等に伴う道路使用許可手続の円滑化のための措置が示された。
- ・ 本通知では、地方公共団体等が関与して行われる地域活性化等を目的とするイベン

ト（オープンカフェの設置を含む）などについて、地域住民や道路利用者等の合意に基づいて行われるものについては、社会的な意義を有することから、道路使用許可の手続きが円滑に行われるよう配慮し、個別判断すべきとされた。

- ・ また、交通への影響度合いを上回る公益性があると判断するに当たっては、そのイベント等の開催目的とともに、イベント等のために道路を使用することについての地域住民、道路利用者等の合意形成の度合いを見定める必要があることに留意して、個別判断することとされた。
- ・ その他、イベント等に伴う道路使用許可手続の円滑化のための措置として、事前相談への適切な対応を図ること、必要な助言や情報提供等をすべきこと、地方公共団体の取組みとの連携、協議の場の設置などが位置づけられた。

C) 「民間事業者等による経済活動に伴う道路使用許可の取扱いについて」（平成 17 年 3 月 17 日（警察庁丁規発第 23 号））

- ・ 民間事業者等による経済活動に伴う道路使用許可の取扱いについて、「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」（平成 16 年 3 月閣議決定）と「地域再生推進のためのプログラム」（平成 16 年 2 月）において「道路の占用、使用については、民間事業者等が、一時的なイベント等に限らず、地域の合意に基づいて、継続的かつ反復的に街の賑わいに資する多様な経済活動を行うことが可能となるよう、その許可に関し一層弾力的な透明性の高い運用が図られるよう措置すること」とされた。
- ・ これを踏まえ、平成 17 年 3 月に「民間事業者等による経済活動に伴う道路使用許可の取扱いについて」通知された。
- ・ 本通知では、道路使用許可の基本的な考え方として、継続的かつ反復的に行われる収益を伴う民間事業者等の経済活動についても、その一事をもって直ちに否定的な判断を下すことのないよう、諸事を総合的に勘案した上で、個別具体的に判断することを求めている。
- ・ また、その際、活動の目的、地域住民や道路利用者等との合意形成、地方公共団体の関与について留意すべきとされている。

D) 「イベント等に伴う道路使用許可に係る申請手続の簡素化及び一層の弾力化について」（平成 23 年 7 月 4 日（警察庁丁規発第 102 号））

- ・ 平成 23 年 4 月閣議決定された「規制・改革に係る方針」において、イベント等に伴う道路使用許可を取得しやすくなるよう関係する通知等や申請書様式の統一化などの徹底を行うとともに、申請手続の簡素化及び一層の弾力的運用を図ることについて検討すべき、とされた。
- ・ これを受け、平成 23 年 7 月に「イベント等に伴う道路使用許可に係る申請手続の簡素化及び一層の弾力化について」通知された。

- ・ 本通知においては、事前相談の更なる周知や、道路占用許可との一括受付制度の更なる周知、住民合意形成方法に関する助言等を行うことや、道路使用許可の判断にあたって、新規のイベントについて実態に即した判断を行うこと、開催実績に対する適切な評価などに留意することとされた。

③河川敷地占用について

◎平成 16 年から、河川敷地の多様な利活用や民間事業者への開放の社会実験が重ねられ、平成 23 年以降、(河川管理者による予めの区域指定等は必要とするものの)、全国の河川敷で民間事業者がオープンカフェ等を実施することができるようになった。

A) 河川法

- ・ 河川区域内は原則的に自由に利用できるが、排他的・独占的に利用(占有)する場合には河川法に基づく占有許可が必要となり、土地の占有の許可については、河川法第 24 条に規定されている。
- ・ その許可基準や手続きについては、「河川敷地占有許可準則」(昭和 40 年事務次官通達：以降、社会情勢の変化に伴い順次改定)において規定している。
- ・ これら河川法に基づく占有許可については、公的主体(地方公共団体・公益事業者等)が、公共性・公益性のある施設(公園、運動施設、橋梁、送電線等)を設置する場合に限定して許可されてきた。

B) 「河川敷地の占有許可について」(平成 11 年 8 月 5 日(建設省河政発第 67, 68 号))

- ・ 平成 11 年 8 月河川敷地の適正かつ多様な利用を推進するため、河川敷地占有許可準則が改正された。
- ・ この改正により、河川敷地は基本的にはその周辺の住民により利用されるものであること等から、地元の市町村が地先の河川敷地の利用について主体的に判断できるようにした(包括占有許可制度)。
- ・ これにより、市町村は、河川管理者から占有許可を受け、河川敷地の利用方法を都市計画に則って自ら決定できることとなった。

C) 「都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占有許可準則の特例措置について」(平成 16 年 3 月 23 日(国河政第 98 号))

- ・ 本通知により、地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用を可能とし、都市再生や地域の活性化等に一層寄与すべく、当面、社会実験として、治水上の観点などを踏まえ個別に指定する区域において河川法に基づく占有の許可を受けることができる占有主体及び設置することができる占有施設の範囲を一部拡大することとした。
- ・ これまで公的主体に限ってきた占有主体に、公的主体又は河川敷地の利用調整に関する協議会等が認めた民間事業者が加えられた。
- ・ また、占有施設として、準則上の占有施設(公園、運動施設、橋梁など)に加え、広場、イベント施設等(オープンカフェ等を含む)も可能となった。

- ・ 以降、特定の区域において、民間事業者によるオープンカフェ等の社会実験が積み重ねられることとなった。

D) 「河川敷地占用許可準則の一部改正について」(平成 23 年 3 月 8 日(国河政第 137 号))

- ・ C)の通知により民間事業者による河川敷地占用を可能とする特例措置を社会実験として実施してきたが、その結果を踏まえ、国土交通省成長戦略に掲げる行政財産の商業利用の促進の観点から、民間事業者等による都市及び地域の再生等に資する河川敷地の利用を実施可能とするため、平成 23 年 3 月に準則を改定し、「河川敷地占用許可準則の一部改正について」通知を発出した。
- ・ これにより、河川管理者が、協議会等の活用などにより地域の合意を図った上で、区域、施設、占用主体をあらかじめ指定することにより、民間事業者も占用主体として認められることとなった。

④公園占用について

- ◎都市公園は、休養、運動、遊戯などの効用を得ることが目的とされていることや、各地方公共団体が手続き等を条例で定めて、運用している。
- ◎このため、都市公園の占用に係る制度については、近年の道路や河川のような大幅な規制緩和の潮流は見られない。

A) 都市公園法

- ・ 都市公園の占用許可については、都市公園法の第6条から第9条に規定されている。
- ・ これら条項では、占用の許可が必要な条件、許可の手続き、許可の期間、条件付きで許可を与えることができる施設等の種類などを規定している。
- ・ また、都市公園に必要な公園施設としては、休憩所や売店などが定められている。
- ・ 具体的な、占用許可の手続きや占用料については、各地方公共団体の都市公園条例に定めることとしている。

B) 「都市公園法施行令の一部を改正する政令」（平成15年3月28日施行）

- ・ 平成15年3月、都市公園法施行令が一部改正され、地域の実情に応じた都市公園の設置及び管理を推進するため、地方公共団体が設置する都市公園の配置の基準の見直し並びに公園施設及び占用物件の範囲の拡大等が行われた。
- ・ これにより、公園施設の種類等や、仮設の物件又は施設等について、施行令に掲げるもの以外に、地方公共団体が都市公園毎に条例で定めることができるようになった

⑤公開空地の一時使用・一時占用について

◎総合設計制度にもとづく公開空地については、自治体が条例等により、賑わい創出に資する利活用に限って一定程度認めるような運用がされてきている。

A) 建築基準法

- ・ 公開空地については、建築基準法第 59 条の 2 に規定されている「敷地内に広い空地を有する建築物の容積率等の特例」いわゆる総合設計制度の活用により、敷地内に確保される一定割合以上の広い空地を指す。
- ・ この公開空地については、国土交通省が「総合設計許可準則」と「総合設計許可準則に関する技術基準」を定めており、公開空地の利用にあたっては、管理責任者が地方公共団体の長の承認を受けなければならないことになっている。
- ・ また、その利用についても、原則として、公共性や公益性がある一時的な利用に限られている。

B) 「東京のしゃれた街並みづくり推進条例」(平成 15 年 10 月 1 日施行)

- ・ 公開空地の利活用については、地方公共団体が賑わいの創出や活性化に資するため、柔軟な運用ができるよう、条例等により独自の許可基準等を設定している例も出てきている。
- ・ 東京都は、個性豊かで魅力のある街並みづくりを進め、都市の魅力向上に資するため、平成 15 年 8 月に「東京のしゃれた街並みづくり推進条例」を制定した。
- ・ 本条例では、一体性のある地区内に一定規模以上の公開空地等が存する場合において、それら空間の計画的な活用が都市の魅力向上に資するのであれば、登録したまちづくり団体に有料の公益的イベントやオープンカフェなどを認めている。
- ・ また、登録期間中であれば、都度申請ではなく、一部手続きを省略できるようにするなど、手続きの簡素化なども行っている。

⑥飲食品の販売や飲食営業について

- ◎オープンカフェ等飲食品の販売や営業を行う場合、食品衛生法や条例等にもとづく許可が必要となる。
- ◎一方、住民祭など営利を主目的としない一時的な催しに限り、臨時出店者は営業許可を要せず届出のみで出店できる要綱を定める自治体もある。

A) 食品衛生法

- ・ 飲食品の販売や飲食の営業を行う場合には、食品衛生法第 52 条にもとづき、保健所の許可を得なければならない。
- ・ 食品衛生法にもとづく営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準や営業の施設基準などについては、都道府県、政令市、中核市がそれぞれ条例を定めて運用している。
- ・ イベント等の短期営業についても、営業許可が必要となっており、許可の対象とする行事の種類、食品の条件（例：加熱調理すること）、手続き（事前相談や申請書類の提出など）について定められている。
- ・ なお、こうした都道府県等の条例の目安として、国は「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）」などを示している。
- ・ この指針は、食品衛生を巡る大きな問題等が生じた場合などに適宜改正され、それを踏まえて各都道府県の条例等の改正も検討するように助言されている。

B) 「豊島区行事における臨時営業等の取扱要綱」（平成 18 年 11 月 20 日施行）

- ・ 東京都豊島区では、「行事における臨時営業等の取扱要綱の制定について」（平成 3 年 3 月 26 日 2 衛生食第 589 号東京都衛生局長通知）の例により、縁日、祭礼等の行事における営業の許可及び届出並びに監視指導の実施に当たり、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止することを目的として、本要綱で必要な事項を定めた。
- ・ この要綱では、住民祭、産業祭など豊島区、東京都若しくは国又は住民団体が関与する公共的目的を有する行事に出店する「臨時出店者」は、営業許可対象としないこととし、保健所長に必要な届出をするのみで（取扱品目や設備基準は通常の営業許可に準じることが必要。また必要に応じて指導等を実施）、営業可能にしている。
- ・ また、同様の要綱は、東京都下の他の基礎自治体や秋田市などでも制定されている。

C) 「福岡市屋台基本条例」（平成 25 年 9 月 1 日施行）

- ・ 福岡市では、市民や地域、観光客に親しまれている屋台を福岡のまちと共生する存在とすべく、平成 25 年 7 月「福岡市屋台基本条例」を制定した。
- ・ この条例により、道路や公園という公共空間での屋台営業は、まちの賑わいや人々の交流の場となることから、大きさや時間などの営業ルールを守ることを前提に営

業を許可することとした。

- ・ また、新規の屋台営業者を公募する制度を規定するとともに、重大な違反等をする屋台営業者に対しては、許可の停止・取り消しも行うこととした。
- ・ 屋台営業できる公共空間としては、市道等と公園とし、飲食店営業許可のほか、占用許可や道路使用許可を受けなければならないとしている。

(2)先進的事業者の整理

1)先進的事業者の特徴等の整理

- ・ 公共空間の利活用の横展開のケーススタディ(後述の(4)スタディ対象都市の選定を参照)の対象を、賑わい創出等のための道路空間の利活用(オープンカフェ等)とすることから、道路空間利活用に先進的に取り組んでいる事業者を対象に、その体制、事業内容、利活用の取組状況などについて特徴等を整理した。
- ・ 具体的には、前年度調査「都市空間の魅力増進の推進体制に係る基礎的調査」(平成26年度、国土交通省都市局)における調査事例から、高崎まちなかオープンカフェ(高カフェ)に取り組む「高崎まちなかオープンカフェ推進協議会」と、新宿モア4番街オープンカフェに取り組む「新宿駅前商店街振興組合」を抽出した。
- ・ 加えて、全国で初めて都市再生推進法人に指定されたまちづくり会社で、道路空間を利活用してオープンカフェ等が実施可能な食事購買施設を設置・運営している「札幌大通まちづくり株式会社」も整理の対象とした。

① 高崎まちなかオープンカフェ推進協議会（高崎まちなかオープンカフェ（高カフェ））

<p>特徴等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地に点在する会員店舗の地先道路空間利用を協議会がコーディネートし、一括して道路占用許可を申請。 ・ 参加店舗が足並みを揃えて地先利用を行えるよう、協議会が運用基準を定めている。 ・ 協議会がカフェを利用する人たち向けのPR等も実施。
<p>組織体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 23 年の都市再生特別措置法の改正を受けて、中心市街地の賑わいや回遊性の創出を目的としたオープンカフェの社会実験を念頭に置いて、平成 24 年 7 月に協議会を設立。 ・ 高崎商工会議所（事務局）、高崎市（産業振興課）、中心市街地の商店街関係者や料理飲食業関係者、出店者などで構成。
<p>事業内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高崎市中心市街地の飲食店における地先歩道等（市道/県道）を利用したオープンカフェ事業。 ・ 協議会事務局がオープンカフェ用の椅子、テーブル、パラソルなどを購入・保有し、実施店舗に無料で貸与。 ・ 平成 27 年 3 月 1 日時点で 15 店舗が実施している。 ・ 事業で得られた収益（賃料収入）の一部をエリアマネジメントの一環として行うまちなかの環境美化費用に還元。
<p>公共空間等 利活用の 取組状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市再生整備計画の変更により、計画区域の整備方針の「まちなか回遊性の向上」において、オープンカフェ事業（およびコミュニティサイクル事業）を位置づけることで、都市再生特別措置法に基づく道路占用許可の特例を活用できるようにした。 ・ 道路占用や道路使用にあたって、歩行者等の通行への支障の状況を確認するため社会実験を実施・検証し、問題がないことが確認されたことから本格実施に至った。 ・ また、道路管理者や警察をはじめ関係者と現地確認等を通して共通認識の形成が図られた。 ・ 道路占用許可の申請は、各参加店舗が個別に行うのではなく、協議会として一括申請している。（占用物件毎ではなく、カフェの実施に必要な占用面積について申請） ・ 運用にあたっては、「高崎まちなかオープンカフェ運用基準」をさだめ、それを準用している。 ・ 店舗の地先空間（歩道等）を飲食できる場として利用することとし、調理場やトイレ等は既存店舗内で確保することで、食品衛生法の許可等を改めて取り直すことはしていない。

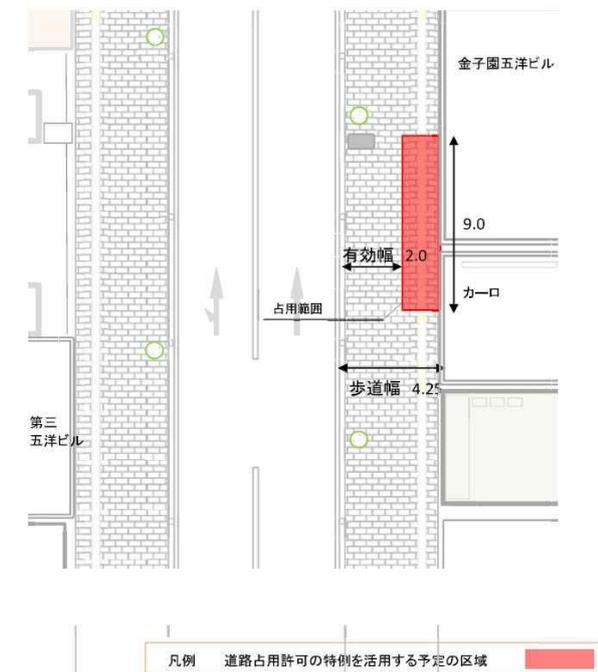
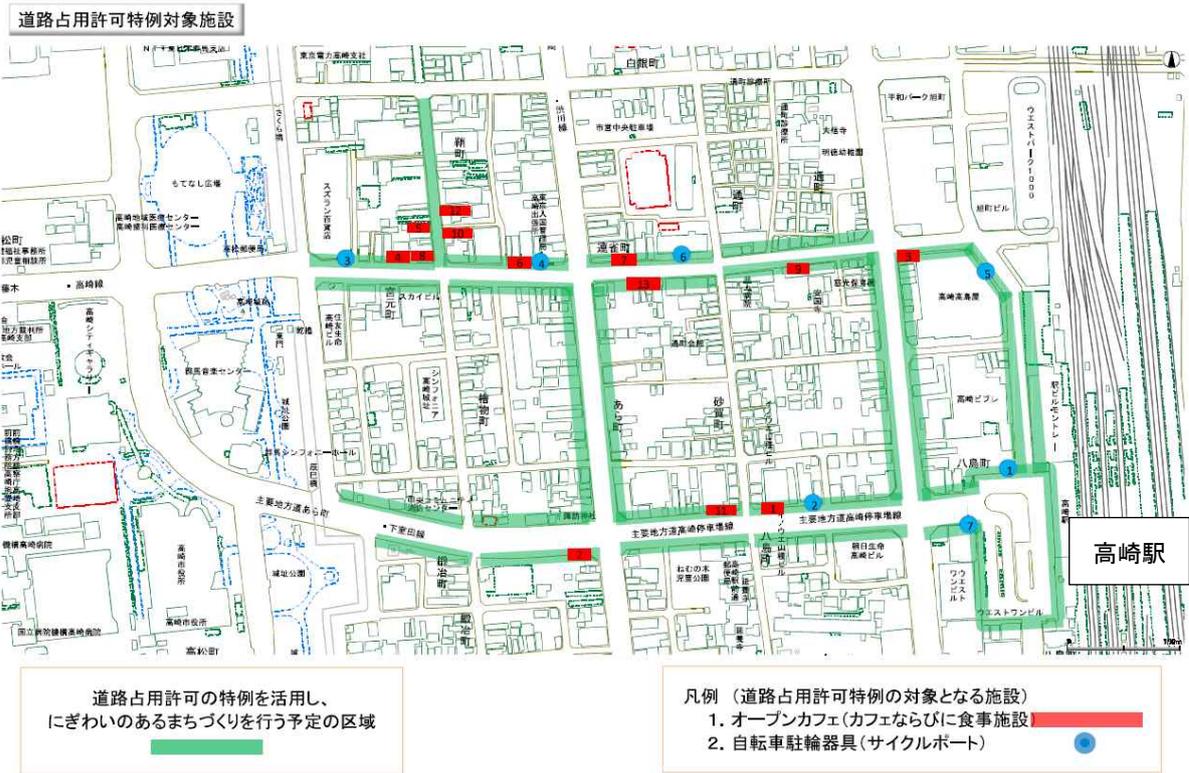


図 道路占用許可の特例の対象施設（オープンカフェ設置位置）
出典：高崎市 都市再生整備計画 高崎市中心市街地地区（第9回変更）

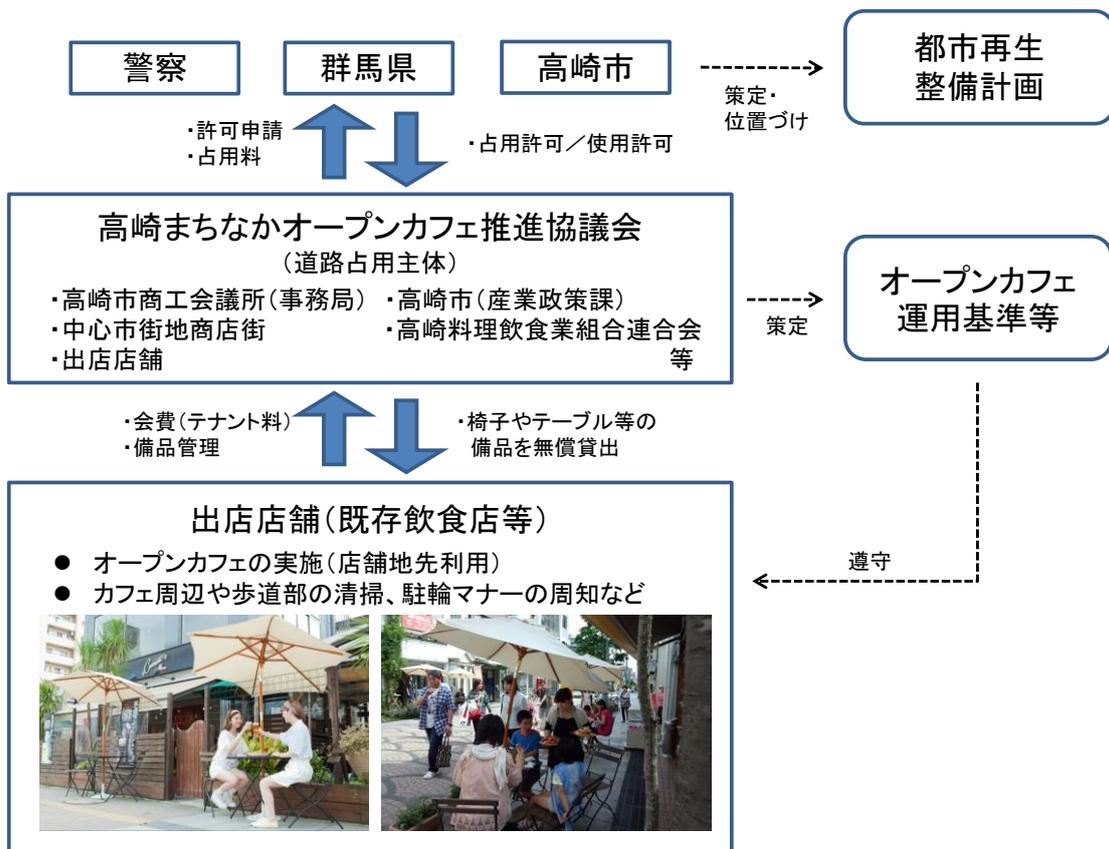


図 高崎まちなかオープンカフェの実施スキーム

※国土交通省資料等をもとに作成
写真出典：高崎まちなかオープンカフェホームページ

② 新宿駅前商店街振興組合（新宿モア4番街オープンカフェ）

<p>特徴等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 7年間にわたる社会実験を経て、道路占用許可の特例の制度化に伴い、特例を活用し、オープンカフェを常設化。 当初は沿道店舗からの地先利用を想定していたが、最終的には外部から出店者を募り実施。 歩道だけでなく車道の一部も利活用。
<p>組織体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> 主に地区内の店主などから構成される新宿駅前商店街振興組合が占用主体となっている。 当初、新宿区主導でオープンカフェの社会実験が開始され、2年目以降は振興組合が主体となる。 新宿区の関係各課、警察署、消防署で推進のための協議会も設置。 振興組合の事務局長（外部からの雇用）が、主に区等との協議や調整を担う。
<p>事業内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新宿駅前のモア4番街の区道におけるオープンカフェ事業。 歩道上にカフェを販売する店舗を設置し、年間を通して営業 歩行者専用時間帯の昼間～夕方にかけて、歩道および車道において椅子やテーブル等を設置。 広告塔等も設置し、事業収入を得ている。
<p>公共空間等 利活用の 取組状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年から7年にわたって社会実験を実施。 しかし、道路上への店舗設置の法的根拠が確実でないことなどから本格実施に踏み切れずにいた。 平成23年に都市再生特別措置法が改正されたことを受けて、都市再生整備計画への追加記載により、道路占用許可の特例を活用したオープンカフェ事業として開始。 7年にわたる社会実験の積み重ねがあったことや、以前よりモア4番街でまちづくり協定書にもとづくまちづくり活動が盛んだったことから、道路占用や道路使用の許可の手続きについては円滑に進んだ。 カフェのテナント事業者からの賃貸収入や、屋外広告物の広告料から収益を得て、舗装の維持修繕費用の負担、街灯設置・管理、防犯カメラ設置、駐輪指導、定期道路清掃などの活動に収益還元している。 カフェの設置場所や規模に関しては、新宿区の土木管理課が中心となって各担当課が交通管理者である警察署及び公安委員会と協議を実施した。カフェの営業許可申請については、振興組合が保健所と協議を行い、許可を得た。

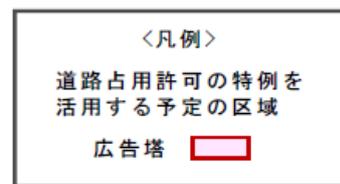
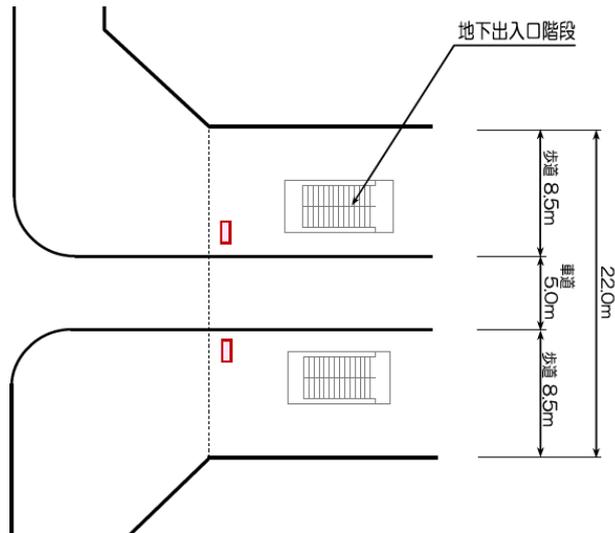
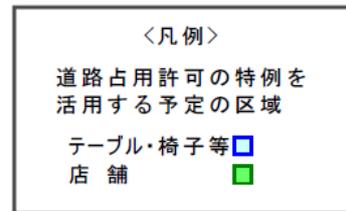
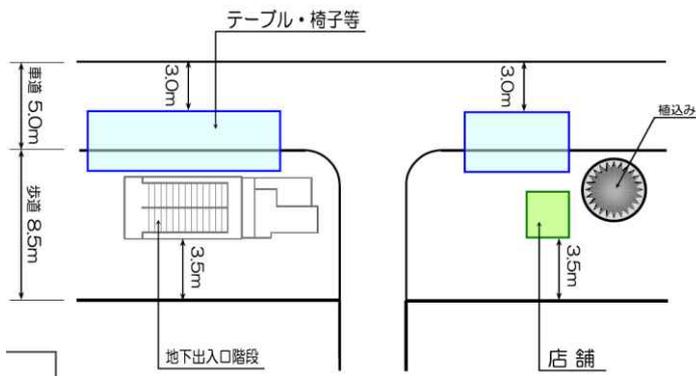
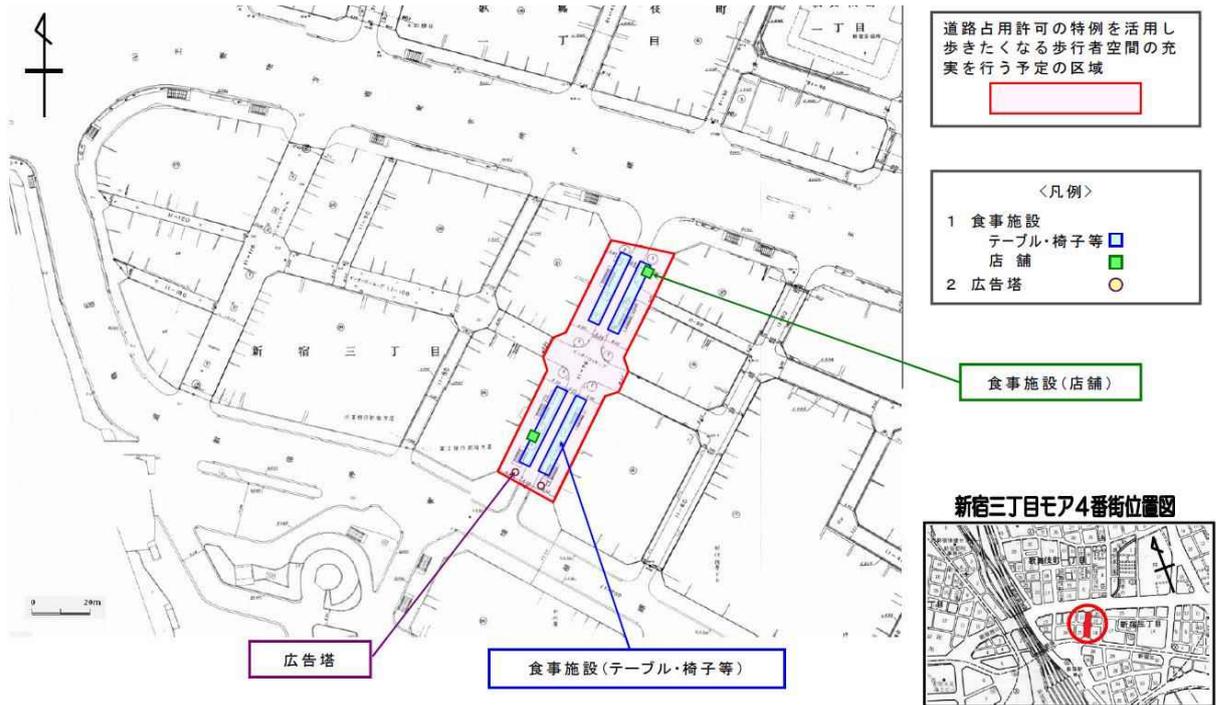


図 道路占用許可の特例の対象施設（オープンカフェ・広告塔設置位置）

出典：新宿区 都市再生整備計画 新宿駅・四ツ谷駅周辺地区（第3回変更）

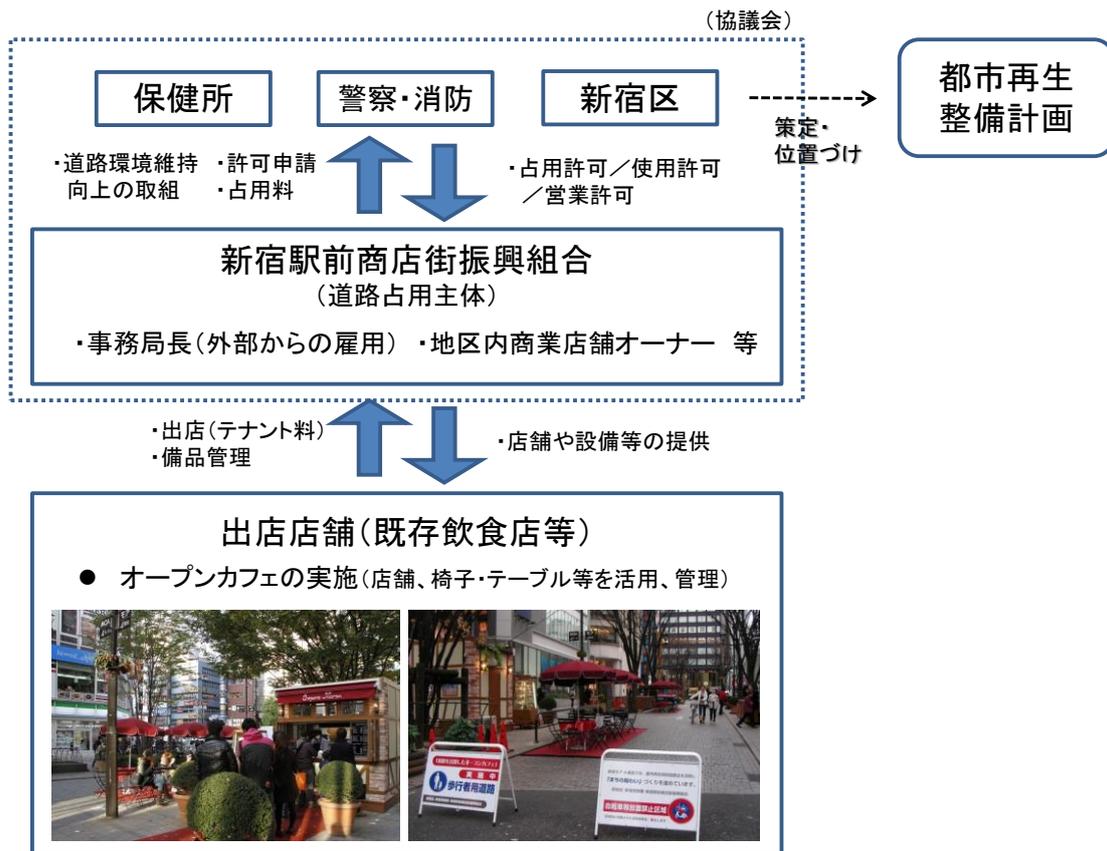


図 新宿モア4番街オープンカフェの実施スキーム

※国土交通省資料等をもとに作成

写真出典：新宿区(新宿モア4番街～道路を活用したオープンカフェ) ホームページ

③ 札幌大通まちづくり株式会社

特徴等	<ul style="list-style-type: none"> 都市再生推進法人に指定されたまちづくり会社が実施主体。 広告事業等を含むエリアマネジメントの一環として、歩道を活用したカフェ等店舗を設置。 道路占用許可の特例と都市利便増進協定を活用。
組織体制	<ul style="list-style-type: none"> オープンカフェの恒常化やエリアマネジメント広告事業に取り組んできた大通地区まちづくり協議会を母体として平成 21 年 9 月に設立。 平成 23 年 12 月に都市再生推進法人に指定。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 商店街、商店の販売促進のための共同事業並びに商業振興を図るための企画、デザイン、施設建設、運営、コンサルティング及び情報提供をはじめ、25 以上の事業を展開。 都市利便増進施設を活用したイベント等を実施し、日常の管理業務を担う。 広告事業やオープンカフェ事業など賑わい創出に資する活動で得られた収益を、美化清掃活動、サイクルシェアリング事業などのまちづくり事業に還元。
公共空間等 利活用の 取組状況	<ul style="list-style-type: none"> 一般国道の歩道を活用したオープンカフェ（食事施設）による賑わい創出事業、広告事業等を実施。 特例道路占用区域は、駅前通歩道部に設定（後に特例道路区域として指定）。 オープンカフェ等の都市利便増進施設の札幌大通まちづくり(株)による日常管理等を定めた都市利便増進協定を北海道開発局と締結 都市利便増進協定締結エリアと重複させることにより、都市再生特別措置法に基づく公的なルールの下、占用物件設置箇所以外の場所も含めたエリア全体の一体的な整備、管理を行うことが可能とした。 都市再生推進法人であるまちづくり会社が都市再生整備計画を札幌市に提案し、札幌市が計画を策定。 計画案の策定過程において、道路管理者である北海道開発局と連携を図るとともに、警察をはじめ関係機関とも事前協議、調整。

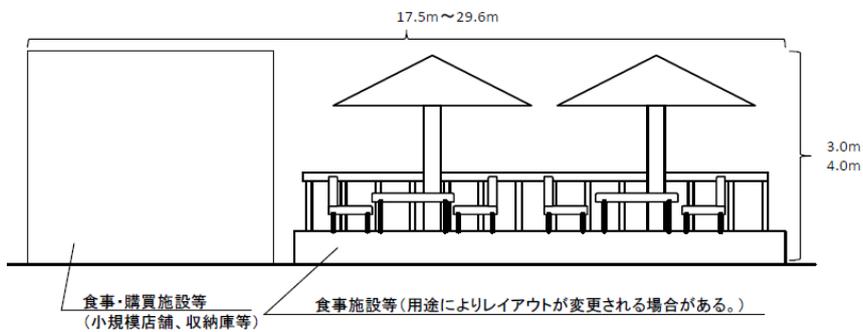


図 道路占用許可の特例の対象施設（食事購買施設・広告塔等の設置位置）

出典：札幌市 都市再生整備計画 札幌駅・大通駅周辺地区（第3回変更）



図 都市利便増進協定に基づく都市利便増進施設(食事購買施設・広告塔・ベンチ等の設置位置)

出典：札幌市 都市再生整備計画 札幌駅・大通駅周辺地区（第3回変更）

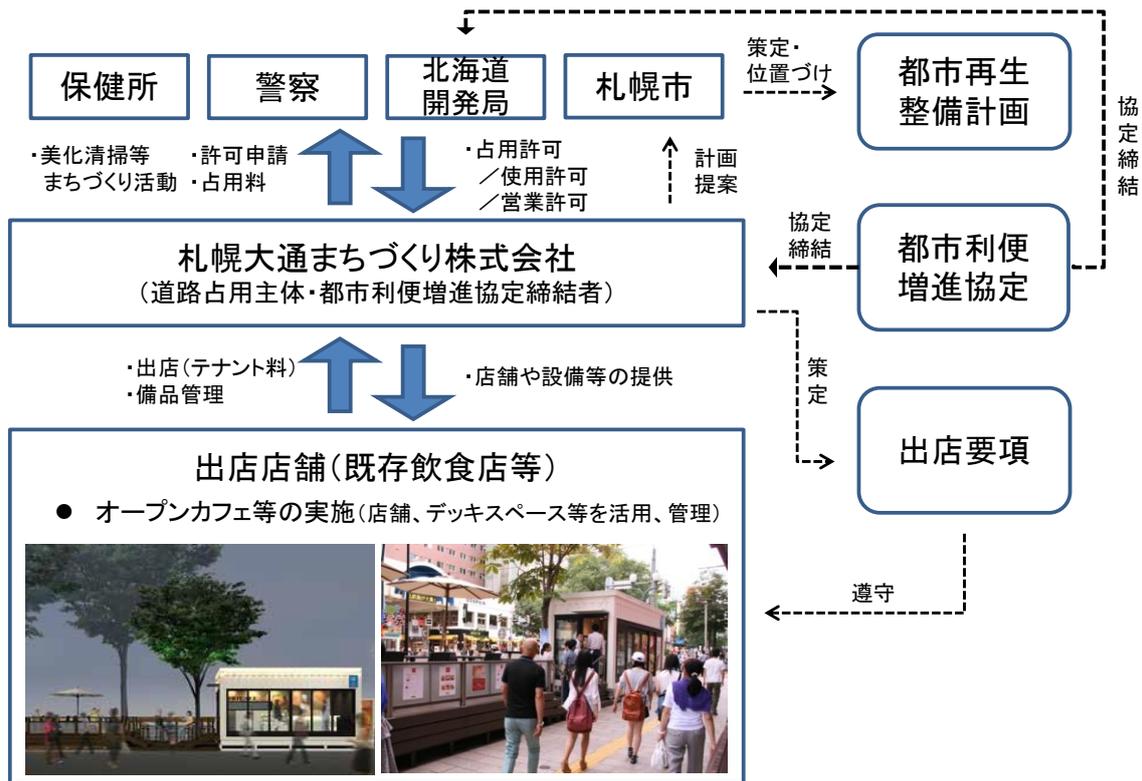


図 札幌大通まちづくり会社によるオープンカフェ等の実施スキーム

※国土交通省資料等をもとに作成

写真出典：札幌大通まちづくり株式会社ホームページ

2) 有識者等のヒアリング

- ・ 公共空間等の利活用の普及や拡大、先進的事業者等からの横展開の方向性の検討にあたって、国内外の公共空間等の利活用の実態を熟知している、あるいは、具体的な事例における利活用の支援等に精力的に取り組んでいる有識者等へのヒアリングを実施した。

表 ヒアリング対象者

氏名	所属等	専門分野・公共空間等利活用への関わり等	ヒアリング実施日
中野恒明氏	芝浦工業大学教授、 (株)アプル総合計画 事務所代表	都市環境デザイン、公共空間のデザイン、 景観設計。 新宿モア4番街でのオープンカフェに携 わった他、新潟駅南口広場などでの公共空 間デザインの実績を有している。欧米の都 市デザインの事情に詳しい。	2015年 10月14日
馬場正尊氏	東北芸術工科大学 准教授、OpenA 代表、 東京 R 不動産ディレ クター	建築設計・デザイン、都市計画、地域活性 化。 公共空間のリノベーションを手がけ、公共 空間を変えていくための実践アイデアや 理論について記した書籍を執筆。仙台市の リノベーションまちづくりにも委員とし て参加。	2015年 9月8日
中島直人氏	東京大学准教授	都市計画論、都市計画史、都市景観、まち づくり。 ニューヨークなど海外における都市空間 運営や、都市空間再編等の取組等に詳しく、国内でも公共空間の利活用に向けた取 組を自治体等に提案。	2015年 10月16日
遠藤新氏	工学院大学准教授	都市デザイン、まちづくり、地方都市、社 会実験。 米国における都市空間再整備、未利用地マ ネジメントなどに詳しい。国内でも、静岡 市草薙駅駅前広場を活用したマルシェ(社 会実験)等の実施に関与。	2015月 10月13日

- ・ ヒアリングを通して、公共空間等の利活用の普及・拡大や、先進的事業者からの横展開の方向性検討にあたって得られた主な知見等は以下の通りである。

- ◎首長等行政のリーダーシップや、熱意を持って関わる人材の確保が重要。
- ◎プレイヤー(事業者)を見つけられなくて利活用が進められないケースが多い。
- ◎地元が主体的に公共空間の利活用に参入できるような仕組みや制度づくりが重要。(特に地方都市では組織・体制づくり自体が大きなハードルとなり、公共空間の利活用の取組に着手できないことが多い)
- ◎公共空間の利活用の支援(コーディネート)を仕事とする人が日本にも出てきている。
- ◎事業採算性が確保できる仕組みの確立も必要。
- ◎社会実験から先に進めることが難しく停滞している事例も多い。
- ◎行政が公共空間等のリストを持つことが重要。また、公共空間等を利活用したい人が情報検索できるような仕組みができると良い。
- ◎都市の空間整備のタイミングを捉え、整備される空間の利活用をセットで計画すると進めやすい。
- ◎道路使用許可に伴う警察の責任が重いいため許可を出しにくい状況。道路交通法の適用が及ばないように道路指定を外すことで利活用を進める工夫も考えられる。

①中野恒明氏(芝浦工業大学・教授)ヒアリング主旨等

- ・ 首都圏、関西圏の大都市におけるオープンカフェの事例でさえ、事業面で苦しく、採算性確保が課題となっている。
- ・ 地方都市でオープンカフェを常設しようとするのであれば、カフェが成り立つ仕組みをつくる必要があり、その前提として、ある程度の人口規模や居住者密度も必要である。また、デザインや場所の雰囲気も重要な要素である。
- ・ オープンカフェなどの文化は、外でくつろぐことに慣れているような素地がないと定着させるのは難しい。ヨーロッパでも中欧～北欧の都市では1970年代以降によく定着。
- ・ 地域に熱意を持って取組を牽引するようなキーパーソンが居ることが重要である。
- ・ 道路空間の利活用にあたっては、警察の使用許可を得ることが課題となることが多いが、警察の責任を軽減できるようにしないと許可を出しにくい状況は変わらない。
- ・ 道路使用許可を要しない(道路交通法の適用を受けない)ように道路指定を外す例も多い。

②馬場正尊氏（東北芸術工科大学・准教授）ヒアリング主旨等

- ・ 行政は公共施設の資産リストを一括で管理し、維持管理費用を考慮して貸し出し等を検討するようにすることが重要である。
- ・ 首長など行政が主導する都市以外では、公的空間の利活用が進みにくい印象を受ける。
- ・ 利活用が進むためには、事業者が「適度においしい」と思えるような制度や仕組みを整えることが必要である。制度を厳しくして大手事業者しか対応できない（地元が参入できない）ようにすべきではない。
- ・ エリアマネジメント組織やまちづくり会社のような組織ができると良いが、まちづくり会社を設立するのに時間を要することが多い。あまり時間を要せずに、事業者等が参入できる仕組みが必要である。
- ・ 公園の利活用については、条例で対応できると考えられるが、しっかりとした取組の事例が少なく、仕組みが確立されていない。民間が入りやすい構造をつくるべき。
- ・ 「公共R不動産」（全国の公共施設の利用者を募集するインターネットサイト）は、民間の不動産仲介の際に得られるような仲介手数料が発生しないため収益はあげられないが、公共空間等の利活用が促進されれば良いとの思いから運営している。
- ・ 公共施設を利活用したいという事業者からの応募はまだ活発ではないが、行政等からの問い合わせは多く、関心の高さを感じられる。
- ・ 仙台のリノベーションまちづくりでは、公共空間等を主な対象としてリノベーションを進めようとしている。取組を通して利活用したいという人材が出てくると良い。

③中島直人氏（東京大学・准教授）ヒアリング主旨等

- ・ ある東京郊外区の計画団地を貫く緩衝緑地を対象に、これまで緩衝帯としての利用しかしてこなかったが、地区の中心に位置するポテンシャルを活かし、公共空間として積極的に利活用していくことを行政に提案しているところである。
- ・ 当該地区には、母体となるような住民組織もないため、アーバンデザインセンターのような組織が主体となって進めることを想定している。
- ・ ニューヨークでは、タイムズスクエアの取り組みを市内で横展開している。地域発意の利活用の提案を公募し、採用されれば、市が設計やハード整備を、BID が管理運営を分担する仕組みである。採用にあたっては、オープンスペースの不足や地元合意形成などの項目が審査される。
- ・ ニューヨークでは他にも、公開空地に関する情報を食べログのようにインターネットで検索できる仕組み「APOPS」（Advocates for Privately Owned Public Space）がある。このように、公的空間の情報を一元的に管理、情報発信し、利用したいと考えている人に広めていくことも横展開の可能性を高めていくことにつながるのだ

はないか。

- ・ 日本でも、最近では、公共空間の利活用を支援・コーディネートすることを仕事とする人も出てきており、そのようなニーズがあることを伺わせる。

④遠藤新氏（工学院大学・准教授）ヒアリング主旨等

- ・ 駅前空間等のデザインの相談を受けることが多く、その際にハードの設計だけでなく、使い方等のソフトを含めて提案している。
- ・ 人口規模が小さい地方では、顔見知りに出会う機会も多いため、公的空間でくつろぐことに対して抵抗感があると考えられる。
- ・ 静岡市の草薙駅南口駅前では、商店街との協力の下で実験的にマルシェなどを実施した。愛知県の大府市の大府駅東口駅前でも、社会実験を予定している。
- ・ 社会実験は勢いで実施できることが多く、警察も許可を出しやすいが、その後、継続して実施していくことは難しく、社会実験から先に進められない事例も多い。
- ・ エリアマネジメントの組織を立ち上げようとする場合、事業費だけでなく人件費がかかることから、かなりの事業収入がないと成立しないため、仕組みの整備や人材の確保に時間がかかる。
- ・ 米国のパークレットのように、地先の空間を気軽に利活用できるような仕組みを整えた方が、横展開が進みやすいのではないかと考えられる。

(3)横展開の方向性の検討

◎先進的事業者の取組を参考に、協議会等の地元組織が事業主体となって、公共空間等を利活用するスキームの展開を試みる。

- ・ 横展開の方向性については、先進的事業者の取組を参考にして、協議会等の地元組織が事業主体となって公共空間等を利活用するスキームが展開されていくことを想定する。
- ・ ケーススタディを念頭に置けば、例えば、道路空間再配分で新たに創出された空間を賑わい創出のために利活用しようとする場合において、地元のまちづくり協議会が事業主体となり、沿道に立地する店舗が地先の空間を使ってオープンカフェ等を実施できるような仕組みが、他の都市でも同じように適用されて広がっていくイメージである。
- ・ このように、地元のまちづくりに関わるメンバーで構成される協議会や商店街組合が取組の主体となることは、先進的事業者の高崎や新宿の事例にもあるように日本では一般的と考えられ、また、有識者ヒアリングからも、こうした地元組織が容易に参入できる仕組みが、公共空間等の利活用の普及・拡大に資すると考えられる。

(4)スタディ対象都市の選定

1) 対象都市の選定

◎対象都市は仙台市とする。

【理由】市の中心部で地下鉄整備にあわせて道路空間再配分が進められており、再配分で創出される道路空間が利活用され、賑わい創出が進むことを市が期待。人口減少等の社会情勢の変化により、今後他都市でも同様の展開が想定されることから、道路空間再配分で創出される空間を利活用することを想定して、ケーススタディを実施する。

- ・ 平成 26 年度の「都市空間における公共空間の利活用に関するアンケート」（国土交通政策研究所）の結果整理等を活用し、スタディの対象となり得る自治体に個別に相談を行った。
- ・ その結果、仙台市では、市の中心部において地下鉄整備にあわせた道路空間の再配分が進められており、再配分で創出される道路空間が利活用され、賑わい創出が進むことを市としても期待していることが明らかとなった。
- ・ また、仙台市は、道路占用許可基準の緩和を含む地方創生特区の認定、リノベーションまちづくり計画の策定など、公共空間等を利活用したまちづくりに、行政として積極的に取り組んでいる背景もあり、本ケーススタディの結果を有効に活用できる可能も高い。
- ・ さらに、今後、人口減少等の社会情勢の変化や道路ネットワークの整備に伴い、多くの都市の都心部の交通量は減少が見込まれる。このため、他の都市でも仙台市と同様に都心部の広めの道路の空間再配分を行い、新たに創出された空間を賑わい創出等のために利活用しようという展開が想定される。
- ・ このようなことから、本調査では、仙台市を対象としてケーススタディを実施することとする。

2) 対象都市における公共空間等利活用の実績

◎仙台市の中心市街地では、公共空間等を活用した取組が多数実施されている。
 ◎道路占用許可の特例の適用を視野に入れた特区の導入や、公共空間も対象としたリノベーションまちづくりの取組を進めており、公共空間等の利活用に積極的な行政の姿勢と、民間側の気運の高まりが伺える。

- ・ 以下に、仙台市の中心市街地における、公共空間等を活用した主な取組を挙げる。
- ・ 具体の公共空間等の利活用の事例は、いずれも一時的なイベントであるが、毎年定期的に開催されているものも見られる。
- ・ また、道路占用許可の特例を視野に「仙台市国家戦略特区（地方創生特区）」を申請し、国から認定を受けているほか、公共空間も対象とするリノベーションまちづくりの取組も展開している。

① 定禅寺ストリートジャズフェスティバル in 仙台

実施主体	・ 定禅寺ストリートジャズフェスティバル実行委員会事務局
利活用の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定禅寺通りをはじめとする仙台市中心市街地の公共・公的空間を舞台に、ジャズのライブを開催。 ・ 行政、企業、市民の支援や協力のもと、市民ボランティアが中心となって企画・運営を行う。 ・ 参加者は、ジャンル、プロ、アマは不問で、市民が演奏者にもなり、観客にもなる。
利活用の時期	・ 毎年9月の第2土曜・日曜に開催
利活用の場所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定禅寺通り（車両通行止め）を含む市内の公共・公的空間（道路、広場、公園、商店街、建物の軒先（公開空地等）」[平成27年] ・ 46ステージを設置 [平成27年]
利活用の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成3年以降、平成27年で25回目 ・ 参加バンド数730グループ、2日間の観客は約70万人[平成27年]
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当初は沿道のビルの公開空地のみでの実施だったが、観客が増えて危険性が増したため、平成15年から車両通行止めが開始された。 ・ 車両通行止めにする場合は集客の目安として、「通行止め車両1台あたり3人以上の観客動員があること」という指標が示され、交通規制に勝る公共・公益性の基準が明確化された。



図 定禅寺ストリートジャズフェスティバルの様様

出典：定禅寺ストリートジャズフェスティバル in 仙台 (JSF) ホームページ



図 定禅寺ストリートジャズフェスティバル in 仙台 (2015) ステージマップ

出典：定禅寺ストリートジャズフェスティバル in 仙台 (JSF) ホームページ

② 定禅寺通オープンカフェ

実施主体	・ハロー定禅寺村（沿道地権者やテナントなどで構成する任意団体）
利活用の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の文化回廊と位置づけられている定禅寺通りの中央緑地帯において、季節の良い時期にオープンカフェを実施。 ・通常は彫刻や休憩スペース（ベンチなど）がある空間であるが、特定の休日に、椅子やテーブル、販売用のテントなどを設置して、カフェを営業。
利活用の時期	・毎年4月～11月の第1、第3土曜・日曜に開催
利活用の場所	・定禅寺通の中央緑地帯「定禅寺通緑地」（管理者：仙台市）（幅員12m）に設けられているウッドデッキ上。
利活用の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年に約3ヶ月試行実施。 ・平成16年度以降、毎年約7ヶ月間継続的に実施 ・今年で21回目。 ※定禅寺通緑地では、オープンカフェの他にも、コンサートや、ギャラリー、市民フォーラムなども開催されている。
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・道路空間が平成13年度に大規模リニューアルされたのを機に、この空間を自由に柔軟に活用できるよう、道路指定を廃止し、都市計画緑地として位置づけられた。 ・道路指定を廃止することで、道路占用許可や道路使用許可が不要となり、仙台市の都市公園条例に基づく行為の許可手続きにより、利活用を可能としている。



図 定禅寺通緑地とオープンカフェの実施風景（左：通常時、右：オープンカフェ実施時）

出典：仙台市 HP「定禅寺通利活用推進事業」

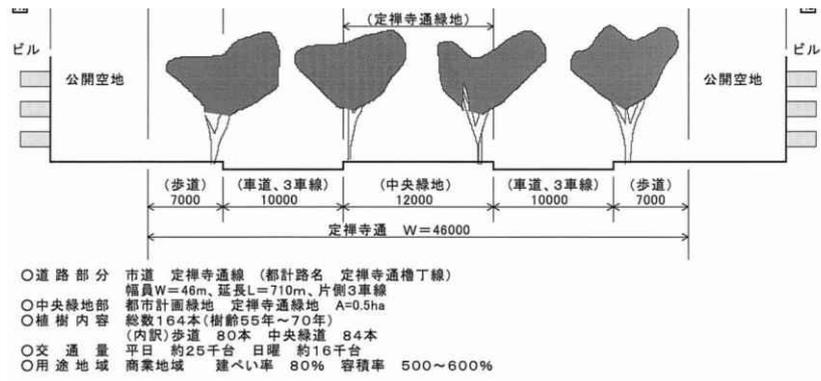


図 定禅寺通りの断面構成

出典：「「けやき並木の深呼吸」～定禅寺通利活用推進事業」月刊建設 04-08

③道路占用許可基準の緩和を含む地方創生特区

- ・ 仙台市では、震災以降「ソーシャル・イノベーション」（社会変革）を志す起業家（特に女性）が急増していることや、東北大学を中心に産学連携の下で近未来技術の最先端の研究を行っている。こうした仙台市の強みを、規制改革等を通じて後押しすることにより、社会的課題の解決や雇用の創出等を図る観点から、「仙台市国家戦略特区（地方創生特区）」を申請し、国から認定を受けている。
- ・ 公共・公的空間利活用に関わるメニューとして「エリアマネジメントの開放」を検討中であり、この中で「オープンカフェの設置等の道路空間の有効利用のため、特区内で道路の占用を許可できるようにするための基準の緩和を行う」とされている。
- ・ また仙台市は、規制改革メニューの活用に向けた具体の検討や、新しい規制改革の提案を目的に開催された「仙台市国家戦略特区（地方創生特区）ソーシャル・イノベーション・フォーラム」において、エリアマネジメントの政策アイデアとして、「既存ストックや公共空間等の「都市資源」を再評価し、パブリックマインドをもつ民間主体に大胆に開放することなどを通じて、賑わい創出や都市経営の強化につなげる。」ことを提示している。

表 仙台市が活用検討中の地方創生特区の規制改革メニュー（抜粋）

メニュー	規制改革内容
エリアマネジメントの開放	・ 国際的なイベントの実施や多言語看板、オープンカフェの設置等の道路空間の有効利用のため、特区内で道路の占用を許可できるようにするための基準の緩和を行う
都市公園内への保育園の設置	・ 保育サービスの需要の増加に対応するため、保育所について、一定の基準を満たす場合には、都市公園の管理者による占用許可を与える。

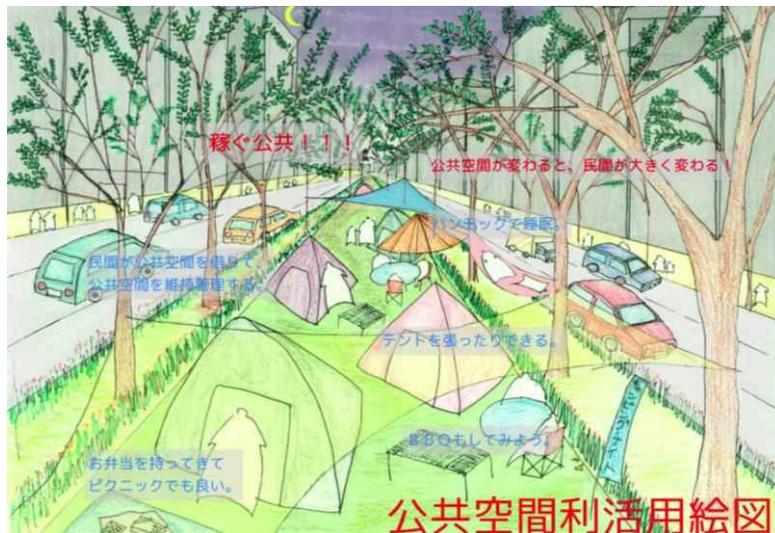


図 せんだい洛中洛外図（特区制度等を使った公共空間の利活用等のアイデアイメージ）①

出典：「ソーシャル・イノベーション・フォーラムで提案された政策アイデアについて」仙台市
作成：仙台市都市整備局都市開発部都市再開発課



図 せんだい洛中洛外図（特区制度等を使った公共空間の利活用等のアイデアイメージ）②

出典：「ソーシャル・イノベーション・フォーラムで提案された政策アイデアについて」仙台市

作成：仙台市都市整備局都市開発部都市再開発課

④リノベーションまちづくりの推進

- ・ 仙台市では、民間の遊休不動産や公共空間を利活用する「リノベーションまちづくり」についても検討を進めている。
 - * リノベーションまちづくり：補助金に頼らず、まちの財産である空き家・空き地・活用されていない公共空間を使って、民間の力で行う「まちのリノベーション」。
- ・ 民間事業者や有識者の意見を取り入れるため、平成 27 年 9 月に「せんだいリノベーションまちづくり計画検討委員会」（委員長：清水義次（株式会社アフタヌーンソサエティ代表取締役））を設置し、平成 28 年 1 月までに 6 回開催された。
- ・ 委員会は多くの市民がその様子を傍聴できるオープンフォーラム形式で実施され、併せてカフェトーク（委員会の各回のテーマにあわせて専門家を招いての講演、委員会の委員らとのクロストーク）も開催された。
- ・ 仙台市では、単に計画を策定するだけでなく、策定プロセス自体も重要視しており、そのプロセスに意識改革や人材育成などの側面も併せ持たせているため、このような形式が採用されている。
- ・ 「まちのトレジャーハンティング@せんだい」と称して、仙台のまちに眠る「まちのお宝」（都市資源：仙台市の遊休資産や公共空間）を 5 人のトレジャーハンター（専門家）と一緒に見つけ出す公募型ワークショップ形式の取組も実施された。これは、具体的な場所での公共・公的空間利活用のプロジェクトの実践につなげることを意図した取組である。
- ・ さらに、リノベーション、まちづくりなどに興味があり、自ら実践者となって遊休ストックを活用した都市再生を志す技術を備え、仙台で家守を実行していくため「せんだい家守講座」の開催も平成 28 年 3 月に予定されている。
- ・ なお、平成 27 年度からは、仙台市役所でも、公共空間等の利活用について、関係各課が集まって情報提供や意見交換を行う勉強会が継続的に開催されており、公共空間等の利活用に向けて、行政一丸となって迅速に効率的に対応できる体制を構築している。

表 せんだいリノベーションまちづくり計画検討委員会とカフェトークのテーマ

回	委員会	カフェトーク
第0回	-	仙台のまちを変える～リノベーションまちづくり (清水義次：株式会社アファニシティ代表取締役)
第1回	家守と不動産 オーナー	エリアを凌駕して人を集めるリノベーション (青木純：株式会社メゾン青樹代表)
第2回	公共空間利活用	仙台パブリック特区構想 ー仙台の公共空間の可能性を探るー (馬場正尊：OpenA 代表・東北芸術工科大学准教授)
第3回	女性起業と まちづくり	女性起業とまちづくり (柿原優紀：tarakusa 株式会社)
第4回	戦略都市政策と 公民連携	公民連携で稼ぐ (岡崎正信：カールベール株式会社代表取締役他)
第5回	まとめとせんだい リノベーション まちづくり計画発表	稼ぐまちをつくる覚悟と技術 (木下斉：(一社)エリアリノベーションアライアンス代表理事)

3) 対象都市における公共空間の利活用の問題点等

- ◎これまで地域の取組を先導してきた地元組織の活力が徐々に低下
- ◎新規に取組を行おうとする場合、既存組織では公共空間利活用のマネジメントを担う体制が整わない
- ◎継続的な利活用が少ない（イベント的な利活用が多い）
- ◎公共空間等を利活用による事業性の確保が困難

- ・ 仙台市役所の公共空間等利活用に関わる関係機関等との意見交換から、公共空間の利活用に係る問題点等を抽出、整理した。

（組織や体制について）

- ・ 仙台市では、先述したように、公共空間等を利活用した取組が全国に先駆けて比較的早い時期から実施されてきている。
- ・ しかし、その実施主体の構成員が高齢化するなどして、徐々に活力が低下してきており、今後の組織や体制のあり方などが課題となってきている。
- ・ 例えば、定禅寺通りでオープンカフェ等を実施している主体（ハロー定禅寺村）は、昭和60年に設立され、以降様々な取組を展開してきたが、沿道地権者を中心とする構成員の主要メンバーの多くは高齢化してきている状況である。
- ・ 一方、例えば、地下鉄東西線の開通に伴い歩道空間が拡幅される青葉通りのように、新規に公共空間等利活用に取り組もうとする場合、既存の町内会やまちづくりの協議会等は、プロパーの人材がいないため、本業の傍ら取り組まざるを得ず、実質的に利活用を先導していくことは難しい状況と考えられる。

（恒常性・継続性について）

- ・ 2) で記述したように、公共空間等の利活用が恒常的・継続的に実施されているものは少なく、イベント的な利活用にとどまっているものが多い。
- ・ 定禅寺通りの中央緑地帯で実施されているオープンカフェについても、毎年4月～11月の実施にとどまっており、寒い冬季においては賑わいを生み出すような利活用ができていない。
 - *12月の夜間は「SENDAIひかりのページェント」というイルミネーションイベントは実施
- ・ また、仙台市の気候から、アーケードがある等季節や天候に左右されにくい場所を除いて、冬季も継続して屋外の公共空間等を利活用することが困難な状況である。

（事業性について）

- ・ 定禅寺通りでは、季節の良い時期にオープンカフェを継続的に実施できているものの、他の場所のイベント等で公共空間等を利活用したオープンカフェなどは十分な

収益が得られる状況になっていない。

- ・ 例えば、平成 26 年の青葉まつりの際に、地元のまちづくり協議会が、民間ビル前の空間でオープンカフェを実施したが、賑わいを生み出すための取組としては一定の効果が認められるものの、オープンカフェ実施に向けた協議・調整や当日の運営に携わるスタッフ等の人件費を十分賄うほどの収益は得られておらず、事業性が厳しい状況である。

3. ケーススタディ等の実施

(1) ケーススタディの考え方の整理

- ◎ケーススタディとして、横展開の方向性を、対象都市（仙台市）に適用し、効果と課題を整理するなど、横展開方策のフィージビリティを確認することとした。
- ◎フィージビリティスタディの結果を踏まえて、更に他都市への横展開方策（素案）をとりまとめることとする。

- ・ 公共空間の活用に関する制度等の運用や許認可は主に自治体などの地域単位で行われることから、まずは特定の地域・施設を対象に、横展開方策のプロトタイプを具体的に検討することとした。
- ・ 先進的事業者からの横展開の方向性を、(2)で設定する対象都市の特定スポットに適用し、その効果と課題を整理することを通じてフィージビリティを確認する。（フィージビリティスタディ）
- ・ 適用は机上で想定を行うものであるが、適用場所やそれに関わる関係者などは、当該対象地の状況を極力反映することとした。
- ・ さらに、他の様々な都市に横展開していくため、対象都市で効果や課題を踏まえて横展開方策を更新し、横展開方策の素案としてとりまとめる。
- ・ これら一連の流れをもって、横展開方策のケーススタディとする。

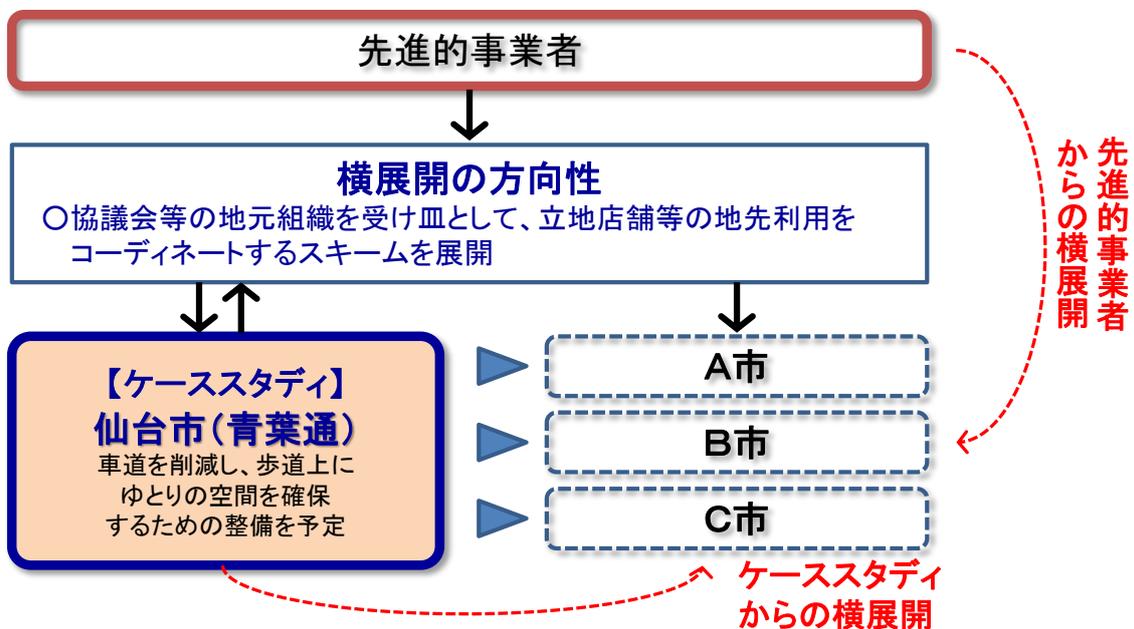


図 先進的事業者の取組を横展開するスキームとケーススタディの位置づけ

- ・ フィージビリティスタディを含むケーススタディは、下図に示す流れで進めた。

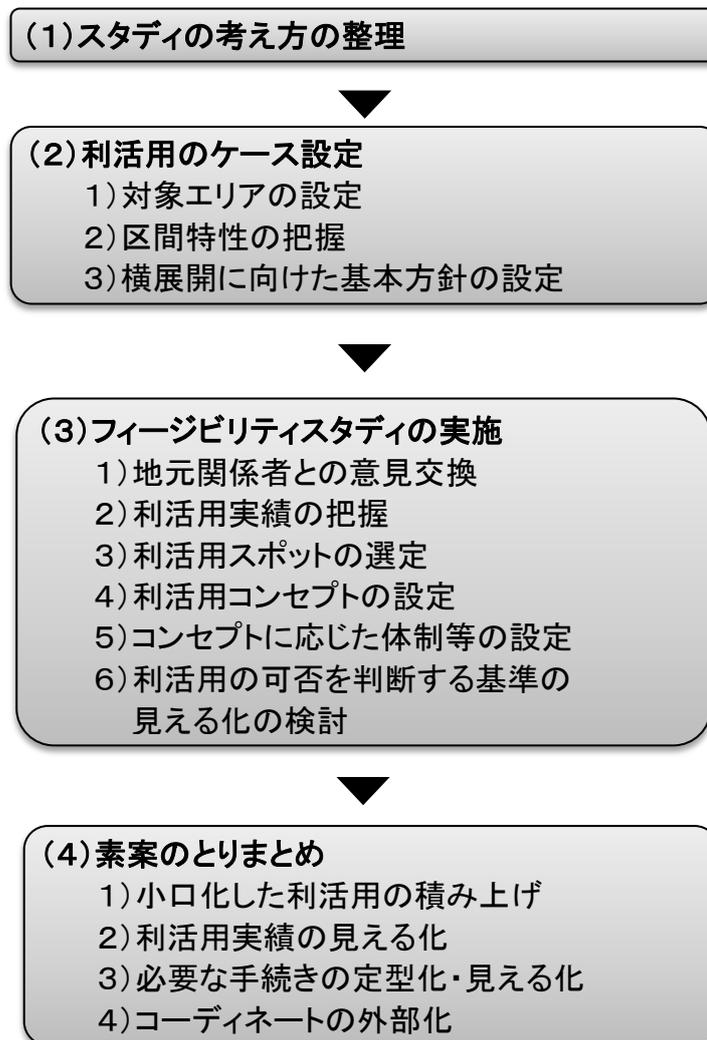


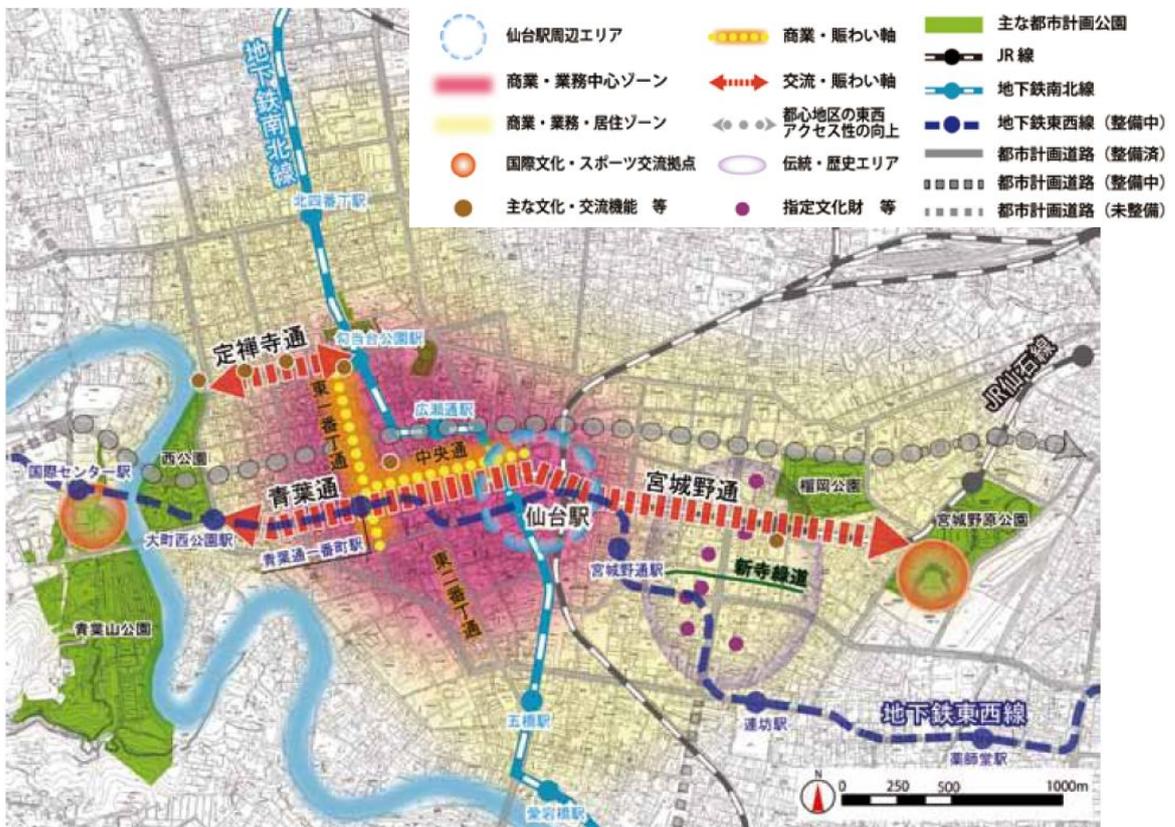
図 ケーススタディの流れ

(2) 利活用のケース設定

1) 対象エリアの設定

◎歩行空間を拡大する道路空間再配分を行っており、今後同様の取組が他都市でも想定されること等の理由から、青葉通とその沿道を対象エリアに設定した。

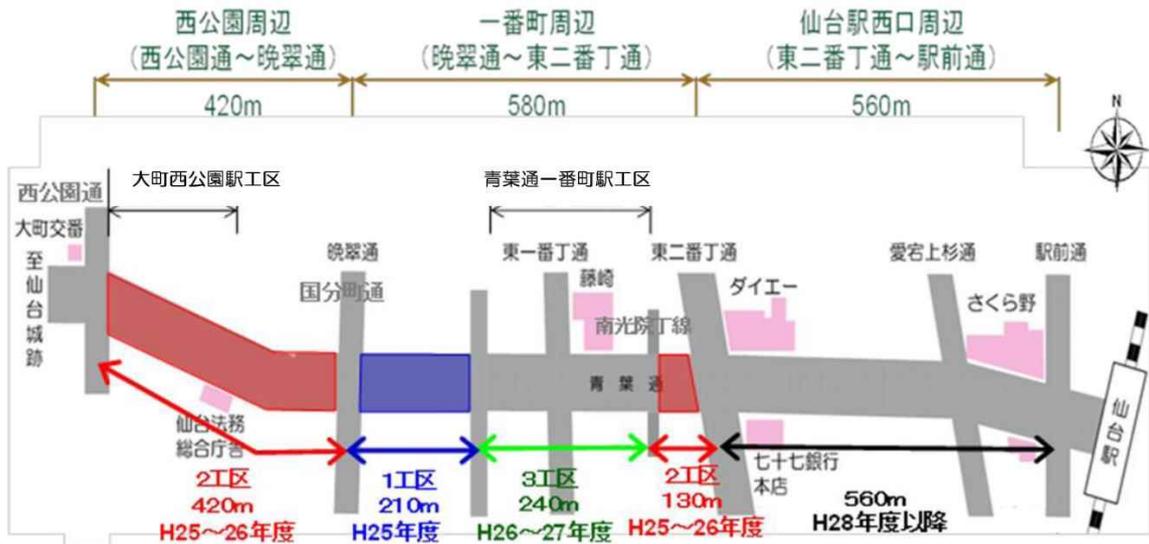
- ・ 過年度調査や仙台市へのヒアリングから、ケーススタディのフィールドとして可能性がある場所として把握された。
- ・ 仙台市では、都市計画マスタープランにおいて「交流・賑わい軸」に「青葉通」「定禅寺通」「宮城野通」の3路線が指定されている。このうち青葉通は、中心市街地に相当する「商業・業務中心ゾーン」のほぼ中央部を横断しており、公共空間も含めて賑わい形成が求められている。(下図参照)



出典:仙台市都市計画マスタープラン

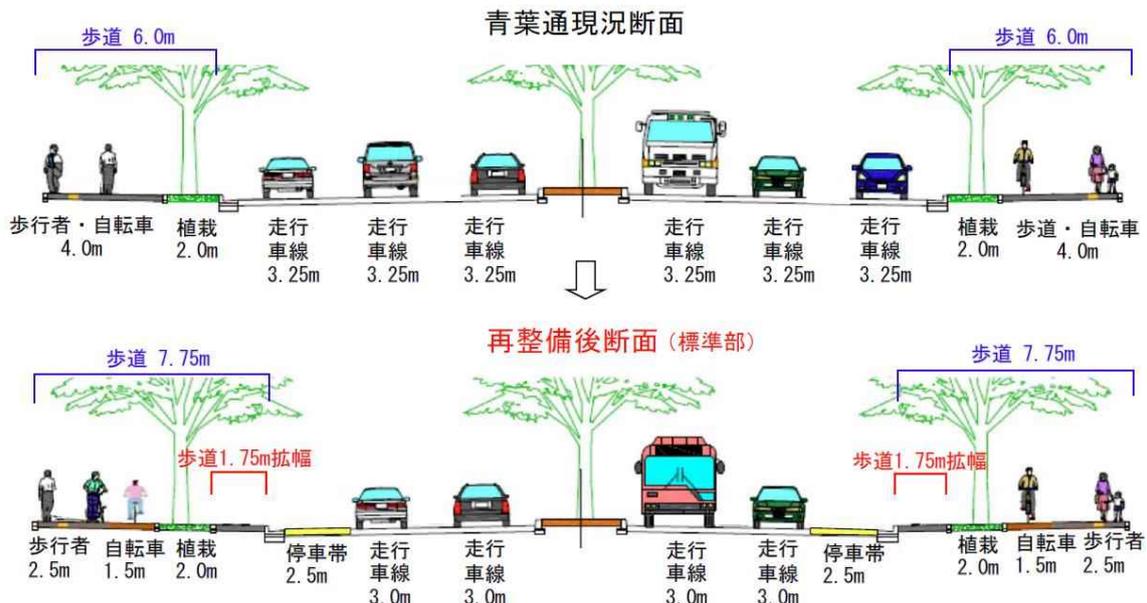
図 仙台市都心地区のまちづくり方針

- 青葉通では、平成27年12月に開業した地下鉄東西線の整備に合わせて、車道を6車線から4車線に削減し、歩行空間を拡大する道路空間再配分を段階的に実施中である。特に、最も仙台駅に近い区間では、道路空間再整備の計画がこれから検討される段階であり、公共空間利活用の考え方を計画に反映できる可能性がある。



出典:「青葉通の再整備について」仙台市

図 青葉通における道路空間再配分の進捗



出典:「青葉通の再整備について」仙台市

図 青葉通における道路空間再配分の標準断面

- ・ 道路空間の再配分（断面構成の変更）による歩行空間の拡大については、近年、人口減少や自動車交通量の減少と、都心部における歩きやすさ向上の観点から、下表のような事例が増えつつある。今後も、各都市で同様の方法で歩行空間の充実が図られる可能性があり、横展開の汎用性が高いと考えられる。
- ・ 以上に述べた理由から、仙台市中心部の中でも「青葉通とその沿道」を対象エリアにすることとした。

表 近年、空間再配分により歩行空間を拡大した道路の例

seq.	都市名	路線名・地区名等	区間	再配分前の車線数			再配分で創出した空間		
				片側2車線以上	片側1車線	車線区分無し	歩行者空間	自転車の走行空間	公共交通機関等
1	札幌市	創成川通	南5条線～北3条通	○			○		
2	八戸市	六日町地区一般国道340号	廿三日町～三日町	○			○		○
3	八戸市	六日町地区市道上組町湊線等	十六日町～十一日町			○	○		
4	平泉町	県道平泉停車場中尊寺線(中尊寺通り)	JR平泉町駅～国道4号		○		○		
5	郡山市	郡山駅庚垣原線(郡山駅前大通り)	JR郡山駅～国道4号	○			○		○
6	桐生市	県道桐生田沼線(本町通り)	天満宮交差点～桐生市有鄰館前		○		○	○	
7	さいたま市	市道氷川参道	一の鳥居～南大通東線			○	○		
8	三鷹市	市道かえで通り	武蔵境駅南口～三鷹野崎西		○		○	○	
9	日野市	市道高幡不動参道通り	高幡不動駅前広場～高幡不動尊前			○	○		
10	横浜市	日本大通り	横浜公園～みなと大通り	○			○		
11	横浜市	市道洋光台76号線	横浜市磯子区洋光台六丁目5		○		○	○	
12	南魚沼市	県道下折立浦佐線(浦佐本町商店街毘沙門通り)	毘沙門通り(250m)		○		○		
13	敦賀市	国道8号	白銀～気比神宮前	○			○		
14	長野市	市道中央通り(善光寺表参道)	長野駅前～善光寺		○		○		

seq.	都市名	路線名・地区名等	区間	再配分前の車線数			再配分で創出した空間		
				片側2車線以上	片側1車線	車線区分無し	歩行者空間	自転車の走行空間	公共交通機関等
15	静岡市	伝馬町地区 (市道御幸町 鷹匠町2号線)	新静岡駅前～国道1号	○			○		
16	三島市	市道大社前南 二日町線	大社町西交差点～三 嶋大社前交差点		○		○		
17	名古屋市	市道堀田高岳 線	東郊通2～丸田町	○			○	○	
18	京都市	四条通(市道)	四条烏丸～四条川端	○			○		○
19	箕面市	大阪箕面線	箕面市役所前～箕面2 丁目		○		○		
20	鳥取市	市道駅前太平 線	駅前～太平線通り交差 点	○			○	○	
21	出雲市	県道神門通り	勢溜～宇迦橋		○		○		
22	美作市	県道吉ヶ原美 作線	国道179号～市道湯郷 5号線		○		○		
23	高松市	市道五番町西 宝線	番町1丁目～昭和町	○			○	○	
24	松山市	花園町通り	松山市駅～堀之内公 園	○			○	○	
25	松山市	市道ロープウエ イ通り	花園町～南堀端		○		○		
26	福岡市	はかた駅前通 り	博多口～博多警察署 入口	○			○	○	
27	大村市	国道34号	原口町～桜馬場	○			○	○	
28	大分市	市道中央通り 線	大分駅前～昭和通り	○			○	○	
29	都城市	都城広域都市 計画道路蔵原 通線	JR西都城駅～国道10 号	○			○		

2) 区間特性の把握

◎対象エリアは、沿道の特性から3つの区間に分けられることが把握された。

- ・ 青葉通沿道では、仙台駅に近い側にはもともと人が住んでおらず、企業や金融機関の本支店が建ち並ぶオフィス街となっている。中央部ではアーケード商店街が交差するなど、江戸時代からの歴史ある商業地が形成されている。一方、西公園寄りの地域には自治会も組織されている。
- ・ 現地調査や自治体へのヒアリングの結果、このように青葉通は、幹線道路によって区切られた「JR仙台駅～東二番丁通」「東二番丁通～晩翠通」「晩翠通～西公園」の3つの区間で、沿道土地利用などの特性が大きく異なることが把握された。
- ・ 都市の賑わい形成や魅力増進に資する公共空間の利活用についても、区間特性に応じて求められることが変わってくることから、区間特性に応じて利活用のコンセプトを検討する必要がある。

表 青葉通の区間特性

区間	区間特性
① JR仙台駅～ 東二番丁通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の沿道は銀行街となっており、路面店がない。そのため、平日と休日で通行者の質が異なり、特に休日や夜間は歩行者にとっての楽しさや賑わいを欠く。 ・ 青葉通の歩道は広幅員になっているが、地下鉄整備に伴い青葉通の道路空間再配分が進められる中で、当該区間はまだ計画が検討されていない。今後、駅寄りの区間についてが再整備される場合、それに先だって公共空間の活用方法を検討しておく、その使い方を反映できる可能性がある。
② 東二番丁通～ 晩翠通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沿道に百貨店があるなど、日中は買い物客等で人通が多い。 ・ 中央部で、アーケード商店街であるサンモール一番町と交差している。ここに、地下鉄東西線の「青葉通一番町駅」が整備された。 ・ 地下鉄整備に伴い、中央部に道路空間を再配分し、車道を縮小、歩道を拡幅整備中。
③ 晩翠通～ 西公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ マンションが増えており、足下に人口が増えている。その一部は事務所などのマンションオフィスとして利用されている。そのため、日中の歩行者は少ない。また、飲食店が増えてきている。 ・ 西端に地下鉄東西線の「大町西公園駅」が整備されている。 ・ 地下鉄整備に併せて道路空間の再配分が行われており、歩道が広幅員で整備されている。 ・ 車道部には駐車帯があり、一部はタクシー待機スペースとして利用されている。



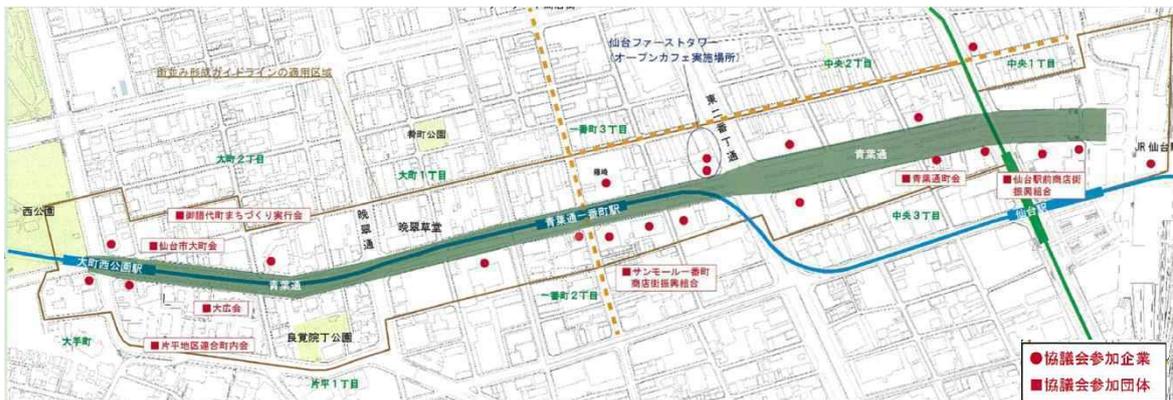
図 区間特性の違いによる青葉通の区間分け

(出所) 仙台市都市景観課資料に加筆

3) 横展開に向けた基本方針の設定

◎対象エリア全体を活動区域とする既存団体が存在するが、現時点では公共空間利活用のマネジメントを担う体制が整わないことが把握された。そこで、沿道全体を対象とするのではなく、小さなスポットで実績を積み上げた上で沿道全体へ展開することとした。

- ・ 青葉通沿道の全区間を活動区域とする既存団体として、青葉通まちづくり協議会がある。青葉通の更なる魅力を育み、広く永く次世代へ伝えるために設立され、魅力あるまちの景観形成やまちの賑わい創出などに取り組んでいる組織であり、活動区域及び参画する団体・ビルオーナー等の分布は下図のようになっている。
- ・ 同団体が、公共空間利活用に関する日常的な手続きを担う可能性について、事務局を担っている沿道の百貨店担当者や、市の同協議会に関する窓口の担当者にヒアリングしたところ、事務局を百貨店企業が兼務しているため、現状ではマンパワーに余力がなく、公共空間利活用を担うのは難しいとのことだった。
- ・ 従って、現時点では、青葉通とその沿道において公共空間利活用を進めるためには、はじめから青葉通とその沿道全体を対象エリアとして利活用に取り組むのではなく、その中のさらに小さなスポットに着目し、個別の取組を重ねることによって実績を積み上げた上で、それらの取組を改めて青葉通とその沿道全体への展開を図ることとした。
- ・ なお、仙台市では前述の通り、道路占用許可の特例を認める地方創生特区が認定されており、これに基づくリノベーションまちづくり等の取組が進められているが、現時点では、行政側から特定の場所を指定して取組を促す形は取られていない。



(出所)仙台市都市景観課資料

図 青葉通まちづくり協議会の活動区域と加盟団体等

(3) フィージビリティスタディの実施

1) 地元関係者との意見交換

- 対象エリアにおける公共空間の利活用について、より実現性を高めるため、(2)で前述した部分から、自治体や公共空間利活用の実績がある関係者との意見交換を行った。その中で、参考になりそうな関係者や取組についても紹介頂き、次項以降の内容に反映した。

表 意見交換を行った地元関係者

日にち	対象者
平成 27 年 11 月 26 日 (木)	仙台市 まちづくり政策局 プロジェクト推進課 建設局 道路計画課 都市整備局 都市計画課、都市再開発課
平成 28 年 1 月 13 日 (水)	仙台市 都市整備局 都市景観課
平成 28 年 1 月 13 日 (水)	仙台市 都市整備局 建築指導課
平成 28 年 1 月 19 日 (火)	仙台市 経済局 地域産業支援課
平成 28 年 1 月 19 日 (火)	特定非営利活動法人 都市デザインワークス(※)
平成 28 年 2 月 10 日 (水)	仙台市 まちづくり政策局 プロジェクト推進課 経済局 地域産業支援課 都市整備局 都市景観課、都市再開発課 建設局 道路計画課、道路管理課

※対象エリア及びその周辺における公共空間利活用で実績のある団体

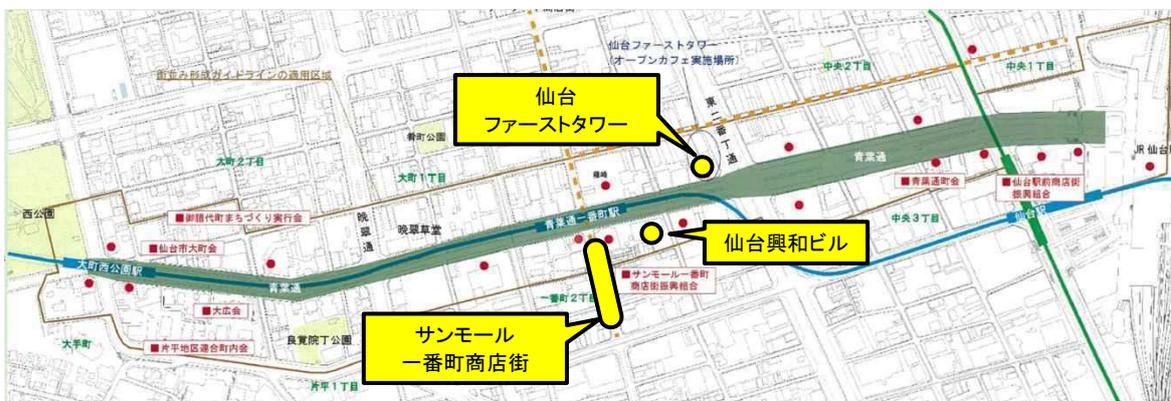
2) 利活用実績の把握

◎既存団体では公共空間利活用のマネジメントを担う体制が整わない一方、対象エリアにおいて、同団体がイベントへの参加団体として公開空地で出店した実績や、公開空地への出店を第三者がコーディネートした事例が確認された。

- ・ 小さなスポットで実績を積み上げるため、まずは対象エリアにおける近年の利活用の実績を、イベントなど一時的な事例も含めて把握した。
- ・ 市及びまちづくり関係団体へのヒアリングの結果、対象エリアではイベント等での公共空間利活用の実績があることが把握された。具体的には以下の通りである。

表 青葉通沿道における公共空間利活用実績の例

	例 1	例 2	例 3
利活用の名称等	オープンカフェ	ピクニックパレード	伊達美味マーケット
利活用場所	仙台ファーストタワーのアトリウム及び公開空地	仙台興和ビルの公開空地	サンモール一番町商店街のアーケード内(歩行者専用道)
概要	青葉まつりの際、歩道状空地にテーブル・イス・パラソルを設置。隣接するアトリウムで飲食物を販売。	市民団体主催で公共空間に人が集い、楽しむイベントの一環として、公開空地にハンモックを設置。飲食物を販売。	統一された様式のワゴンを実行委員会が配置し、出店者が飲食物や雑貨の販売等を実施。
利活用の体制上の特徴	まちづくり協議会が主催、市が一部助成 運営は協議会会員の飲食店	民間の利活用主体に、まちづくり協議会が利活用スポットを斡旋	商店街が民間の実行委員会と協働



(出所)仙台市都市景観課資料に加筆

図 青葉通沿道における公共空間利活用実績の位置

3) 利活用スポットの選定

◎利活用実績を活用し、さらなる利活用を展開できる可能性があると考えられるスポットを、3つの区間からそれぞれ1箇所ずつ選定した。

ア) 一番町交差点付近：アーケード入口の歩道上の空間（整備中）

イ) 青葉通プラザ前：銀行街の歩道に面した公開空地

ウ) 西公園寄り区間：マンション街の歩道に整備された休憩スペース

- 対象エリアである青葉通とその沿道において、特性の異なる3つの区間からそれぞれ1箇所ずつ、公共空間利活用実績を踏まえて、さらなる利活用を展開できる可能性があると考えられるスポットを選定した。選定したスポットの位置を下図に、また、選定の考え方と概要を次ページの表に示す。



(出所)仙台市都市景観課資料に加筆

図 青葉通において選定した利活用スポットの位置

表 青葉通における利活用スポットの選定

位置	スポット選定の考え方	スポットの概要
スポット ア 一番町交差点付近	<ul style="list-style-type: none"> 対象エリアでの実績にあった通り、青葉通と交差するアーケード商店街ではマーケット開催の実績があることから、青葉通の道路空間再配分を機に整備される空間のうち、歩行動線から外れる空間の有効活用を図ることを想定した。 	<ul style="list-style-type: none"> 青葉通とアーケード商店街（サンモール一番町）が交差 交差点北東角に百貨店藤崎（1階部分のテナントは高級ブランド）が、南東角には商業とマンションの複合型再開発ビルが立地。他は飲食店・物販店など 地下に、地下鉄東西線 青葉通一番町駅が新設されたほか、市営の自転車駐車が整備中。交差点付近に出入り口を設置。 停車帯部分にはタクシー乗り場を設置。
スポット イ 青葉通プラザ前	<ul style="list-style-type: none"> 対象エリアでの実績にあった、仙台興和ビルの公開空地利活用を参考に、沿道のビル（総合設計）敷地において、歩道に面しており、かつ十分な規模を持つ公開空地を抽出した。 	<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法における総合設計制度を活用して建築された物件。青葉通から裏側の道路に面した部分まで、外周を公開空地として提供。 青葉通に面した2つのテナントスペースには、金融機関が入居している。
スポット ウ 西公園寄り区間	<ul style="list-style-type: none"> 当該区間では、道路空間の再配分と合わせて、数カ所に、同様の休憩スペースを整備済。これらの有効活用を考えるとこととした。 	<ul style="list-style-type: none"> 沿道のマンションには、ゲタ履き型の店舗があり、喫茶店・飲食店や小規模な物販店が見られる。 青葉通の植栽帯の周りにスツール等を置いた休憩スペースが設けられている。

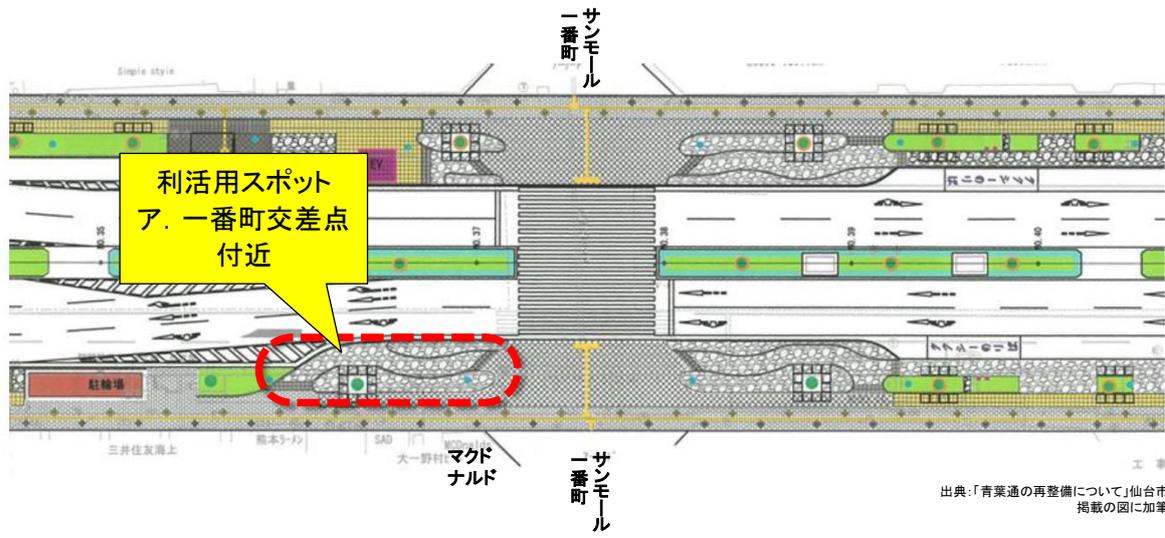
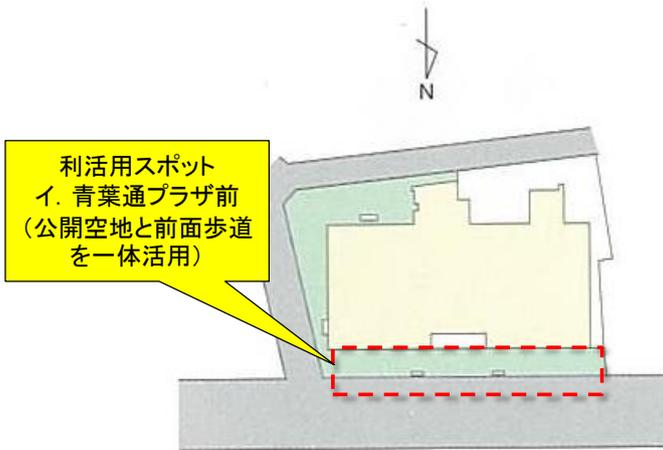


図 利活用スポット ア. 一番町交差点付近の現況及び整備の計画



敷地面積	2,904m ²
建築面積	1,912m ²
延べ面積	24,484m ²
容積率	766.2% (700%)
高さ	57.5m
階数	地上14階 地下1階
用途地域	商業
許可日	H5年11月24日
緩和項目	容積、隣地斜線
オープン年月	H8年8月



図 利活用スポット イ. 青葉通プラザ前の現況

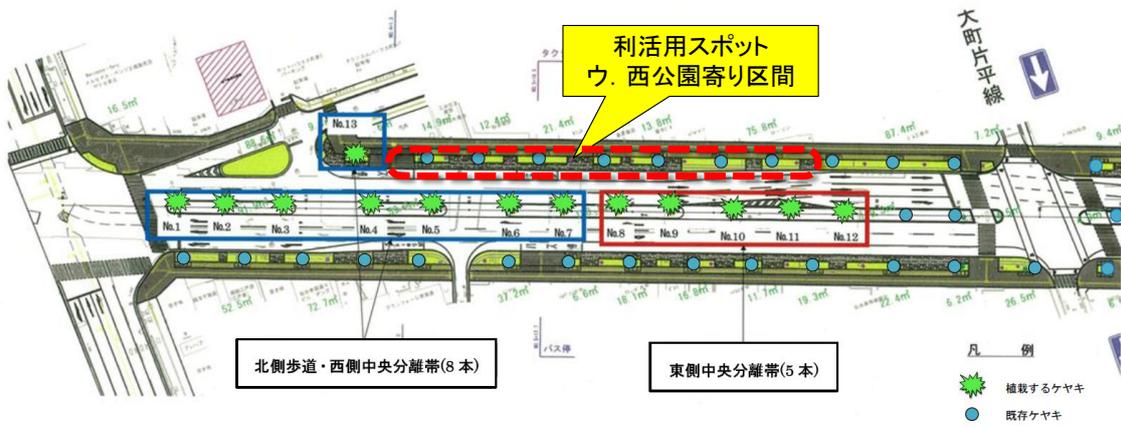


図 利活用スポット ウ. 西公園寄り区間の現況

4) 利活用コンセプトの設定

◎利活用スポットごとに、周辺状況を考慮したコンセプトを設定した。

- ア) 一番町交差点付近：地先店舗による歩道上のカフェテラス
- イ) 青葉通プラザ前：公開空地と歩道を一体利用したマルシェ
- ウ) 西公園寄り区間：整備済の休憩スペースを箱庭的に利用

- ・ 利活用のイメージを具体化するため、スポットごとに、当該スポットが周辺の建物用途など、区間特性を考慮して、利活用の方針（コンセプト）を以下のように設定した。

表 利活用コンセプトと利活用形態

利活用 スポット	ア. 一番町交差点付近
利活用 コンセプト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青葉通と交差するアーケード商店街にとっては、地下鉄・バス・タクシーからのゲートに当たるため、来街者が待合せ、休憩、対流する“エントランス”空間を、商店街が主体となって形成する。 ・ 歩道拡幅によって生み出される空間を有効活用する。 ・ 交差点に面して間口の狭いファストフード店があることから、ここからテイクアウトしての利用も想定する。 ・ 商店街は既にアーケード内で多くの公共空間利活用の取組実績があることから、これを青葉通へ拡大する。
利活用形態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 拡幅される歩道を活用した地先利用型カフェテラス <ul style="list-style-type: none"> ➢ オープンカフェとして、テーブル、イス、パラソルを設置 ➢ まず地先ファストフード店からのテイクアウト利用から始め、将来的には同店舗の客席として利用・管理してもらうことも想定
	
	写真 利活用のイメージ

表 利活用コンセプトと利活用形態

利活用 スポット	イ. 青葉通プラザ前
利活用 コンセプト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平日のオフィスワーカー(ランチ、アフター5等)、休日の買物・観光客など、曜日や時間帯によって異なる客層に柔軟に対応できるサービスを提供する。 ・ 利活用の時間帯等を絞り込むことで、お試しでの出店をしやすくすると共に、「青葉通に出店した」という実績・経験の場を、ビルの所有者・テナントの協力を得て提供する。これを通して、公共空間を賑わいづくりに活用してもらえ事業者等を発掘する。 ・ 公開空地だけでも比較的ゆったりしているが、前面の歩道も含めて利活用する可能性を探り、将来歩道を再整備する際の計画に反映する。
利活用形態	<ul style="list-style-type: none"> ・ ゆとりある公開空地に加え、前面の歩道も活用したキッチンカー・マーケット <ul style="list-style-type: none"> ➢ プチ屋台村(キッチンカーによる飲食物の提供+客席設置) ➢ マルシェ(ワゴン等による物販) <div data-bbox="434 981 1342 1655" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">写真 利活用のイメージ</p>

表 利活用コンセプトと利活用形態

利活用 スポット	ウ. 西公園寄り区間
利活用 コンセプト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西公園にも近く、3列植栽の街路樹もあることから緑が豊かであり、静かで落ち着いた雰囲気となっていることから、主に地域のまちづくりの観点から、沿道の住民やまち歩きをする人たちのための憩いの場として、箱庭的に利用することを想定する。 ・ 沿道に立地するマンション1階部分の路面型店舗が自発的に、何らかの形で関わるような仕掛けをしていく。
利活用形態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備済である歩道上の休憩スペースを、歩行者やその集団の休憩等で活用する。将来的には、休憩スペース前面の停車帯部分についても活用を想定する。 <div data-bbox="437 801 1337 1469" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="740 1476 1038 1514">写真 利活用のイメージ</p>

5) コンセプトに応じた体制等の設定

◎利活用スポットごとに、設定したコンセプトに即した関係主体等を設定。

ア) 一番町交差点付近：

商店街による歩道へのカフェテラス設置・地先のファストフード店からのテイクアウト利用等を想定。

イ) 青葉通プラザ前：

公開空地への出店希望者を第三者が募集・コーディネートしてテナントミックス。

ウ) 西公園寄り区間：

自由な形での利活用を第三者が緩やかにコーディネート・情報発信。

- ・ 個別の利活用の取組を立ち上げていくために、体制構築上の課題を把握するため、当該スポットをそのコンセプトで利活用する際に関係してくる主体を、空間の所有者・管理者、利活用者、利用方法に応じた行政の許認可権者及び施設周辺の利害関係者を整理した。
- ・ さらに、実際に各スポットにおいて利活用が行われるようにするための体制等について、当地での実績や初期のヒアリング結果等を参考に、実現可能性のあるスキームを検討した。特に、利活用を促進するための体制上の工夫等として、利活用スポット「イ」及び「ウ」における第三者によるコーディネート実施がひとつのポイントである。これには、以下のような効果を想定した。

【コーディネートを第三者に依頼した場合の効果】（想定）

- ・ コーディネーターが手続き事務を代行するため、各種協議・調整手続きに係る利活用主体の負担が軽減できる。
- ・ 特に、公共空間利活用の実績があり、管理者側と一定の信頼関係を築いている者がコーディネーターを担うことで、道路占用許可や道路使用許可の手続きが円滑に進むようになる。
また、民地の公的空間では、実績のあるコーディネーターが取り仕切ることで、ビル所有者も安心感を持てる。
- ・ コーディネーターの人脈やノウハウを企画や出店者募集に活かせる。
- ・ 関係する町会や商店街、企業などとのパイプを持つコーディネーターが介在することで、地元との協議において、円滑な合意形成を図りやすくなる。
- ・ 利活用のルールを作成する場合、コーディネーターの専門知識や経験を活かせる。

表 利活用の体制

利活用 スポット	ア. 一番町交差点付近
用地類型	道路一歩道
空間の所有者・管理者	・ 仙台市(青葉区役所建設部道路課)
利活用者	・ サンモール一番町商店街振興組合が占用許可を申請 ・ 同組合が承認したした地先のファストフード店が利活用
利用方法に応じた行政の許認可権者	【道路占用許可】 青葉区役所建設部道路課 【道路使用許可】 宮城県警仙台中央警察署
施設周辺の利害関係者	・ 仙台市中心部商店街活性化パートナーシップ準備協議会 ・ 青葉通まちづくり協議会 (いずれも、サンモール一番町商店街振興組合が加入)
利活用を促進するための体制上の工夫等	・ サンモール一番町商店街振興組合は、歩行者専用の交通規制が行われているアーケード内の空間で、物販及び飲食物の販売を行うマーケットを恒常的に開催している。 ・ 交差点の角地にはファストフード店が、立地しているが、間口が狭く、客席は2階部分にある。そこで、道路占用許可・道路使用許可を商店街が申請し、ベンチやパラソル等を設置する。これらを、ファストフード店からのテイクアウト等で来街者が利用することを想定する。 ・ 地先にあるファストフード店が客席として一体的に管理することも想定する。

表 利活用の体制

利活用 スポット	イ. 青葉通プラザ前
用地類型	民地－総合設計制度の公開空地 道路－歩道
空間の所有者・管理者	【民地部分】 ・ 民間ビル「青葉通プラザ」の所有者（清水地所株式会社等）、管理会社 【道路部分】 ・ 仙台市（青葉区役所建設部道路課）
利活用者	・ 第三者によるテナントミックスを想定
利用方法に応じた行政の許認可権者	【道路占用許可】 青葉区役所建設部道路課 【道路使用許可】 宮城県警仙台中央警察署 【参考：公開空地の利用に関する所管】 ・ 仙台市都市整備局住環境部建築指導課 【食品衛生法に基づく営業許可】（飲食提供の場合） 仙台市保健所
施設周辺の利害関係者	・ 青葉通まちづくり協議会（ビル所有者、管理会社は未加入）
利活用を促進するための体制上の工夫等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法の総合設計制度を活用し、容積率を緩和した建築物であり、壁面後退した空間は公開空地となっていることから、現行制度では、歩行を阻害する固定物を設置することや、恒常的な利用を図ることは難しい。そこで、仙台市「総合設計制度取扱い基準の解説」第20項を踏まえ、「公共公益に資する行為」または「地域の活性化に寄与する行為等」として、一時使用の範囲での取組を拡げていくことを想定する。 ・ 青葉通プラザは地上 14 階、地下 1 階のオフィスビルであり、青葉通に面した1階部分には金融機関が2店入居している。そのため、1階テナントによる地先利用は期待できないことから、第三者のコーディネートによるテナントミックスを想定した。 ・ テナントミックスのためのコーディネート役として、サンモール一番町商店街におけるマーケットの「伊達美味マーケット実行委員会」（次ページ参照）を担っている株式会社ユーメディア（仙台市を本拠地とする大手広告代理店）に委託することを想定する。 <p style="text-align: center;">表 第三者によるコーディネートの実施イメージ</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公開空地等の利活用に関する企画書、ルールを作成し、青葉通プラザビル所有者（清水地所）と協議、調整。 ・ ビルテナントや青葉通まちづくり協議会（青葉通町会と仙台駅前協議会を含む）へ利活用内容等を説明し、承認を得る。 ・ 募集要項を作成し、出店者を募集。 ・ 道路占用許可申請書を作成、青葉区役所建設部道路課へ提出し、協議調整。占用料減免について協議。 ・ 道路使用許可申請書を作成、仙台中警察署へ提出し、協議調整。 </div>

【参考】伊達美味マーケットの概要

実施主体	・伊達美味マーケット実行委員会(株式会社ユーメディア)
利活用の概要	・地元食材や技術を活用した仙台が誇るうまいもの(仙台では伊達美味と呼んでいる)や、仙台以外の東北の美味しいものや職人技のある雑貨などを広く扱うマルシェ。 ・マルシェのテントの他、休憩やマルシェで買ったものを食べることができるよう、椅子やテーブルなどを設置。
利活用の時期	・毎月第2、第4週の火曜、水曜、木曜日 ・11:00~18:00
利活用の場所	・サンモール一番町商店街のアーケード内(道路上)
利活用の実績	・平成26年から開始 ・平成28年1月末までに通算45回開催。 ・このほか、祭り等のイベントへの出店も多数実施。
ポイント	・実行委員会事務局が出店要項を用意し、コンセプトや出店のメリット、出店のルール、手続き手順、かかる費用、出店者と事務局との役割分担、当日の動き方、諸注意などを明確化。 ・特に出店ルールやマナーは細かく決まっていて、デザインの統一やブランディングを意識して運営されている。



伊達美味マーケット

出店要項

2015年3月23日版



伊達美味マーケット実行委員会
(株式会社ユーメディア内)

〒984-8545 仙台市若林区土樋103番地
TEL: 022-714-8329
FAX: 022-714-8313

©2015 U-media inc.

図 伊達美味マーケットの様子と出店要項

出典：伊達美味マーケット出店要項（伊達美味マーケット実行委員会）

表 利活用の体制

利活用 スポット	ウ. 西公園寄り区間
用地類型	道路一歩道、停車帯
空間の所有者・管理者	・ 仙台市(青葉区役所建設部道路課)
利活用者	・ 特に定めず、自由な利活用を促す。 ・ 利活用スポットに面して立地する沿道店舗については、積極的な利活用が図られることを期待する。
利用方法に応じた行政の許認可権者	【道路占用許可】 青葉区役所建設部道路課 【道路使用許可】 宮城県警仙台中央警察署 【食品衛生法に基づく営業許可】(飲食提供の場合) 仙台市保健所
施設周辺の利害関係者	・ 仙台市大町会 (当該沿道を含む町会。広瀬川の両岸にまたがる立町地区町内会連合会に属す。青葉通まちづくり協議会に加盟。)
利活用を促進するための体制上の工夫等	<p>・ 町会に依存するスキームでは利活用を進めることが難しいため、近隣の広瀬川周辺の公的空間で有志が参加する「ピクニックパレード」(次ページ参照)を主催しているまちづくり団体がコーディネートすることを想定する。</p> <p style="text-align: center;">表 第三者によるコーディネートの実施イメージ</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地元町会(仙台大町会など)や青葉通まちづくり協議会と、協議を重ね、青葉通(西公園寄り区間)沿道まちづくり方針と利活用のルール等を作成し、地域住民等へも説明。 ・ 利活用したい人がルールの範囲で自由に利活用 道路占用許可申請書を作成、青葉区役所建設部道路課へ提出し、協議調整。占用料減免について協議。 ・ 道路使用許可申請書を作成、仙台中央警察署へ提出し、協議調整。 </div>

【参考】ピクニックパレードの概要

実施主体	・ピクニックパレード実行委員会 (NPO 法人都市デザインワークス内)
利活用の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・“せんだいセントラルパーク”を市民が楽しむ空間として、多様な主体が、多様な楽しみ方を提供する取組。 ・例えば、地下鉄東西線国際センター駅駅舎にある市民活動用の空間利用を募集・調整して、実施。 ・公的な場所を使うということと、まち歩きも実施。まち歩きでは、橋巡りなど公共空間の魅力を楽しみ、公共空間に足を運ぶきっかけを持ってもらえるよう工夫。
利活用の時期	・春や秋の季節の良い時期（3日～1週間程度）
利活用の場所	・せんだいセントラルパーク：広瀬川や青葉山周辺の緑塊、西公園や勾当台公園、定禅寺通や青葉通の街路樹帯など、都市と自然が融合し、多彩な楽しみが集まっているエリア一帯
利活用の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・第1弾：平成27年5月31日～6月6日 来場者数約700人、連携団体17団体、プログラム数15種類 ・第2弾：平成27年10月16日～10月18日 来場者数約700人、連携団体22団体、プログラム数24種類
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・実施主体の都市デザインワークス（まちづくり等を支援しているNPO法人）だけでなく、趣旨に賛同した団体や個人が集まって、企画を検討し、運営・実施。 ・公共・公的空間を気軽にできる範囲で利活用し、例えば、公開空地を有するビルオーナーと交渉・調整し、公開空地上での飲食の販売や、くつろぎ空間としてのハンモックの設置なども実施。



図 ピクニックパレードの様子

出典：仙台セントラルパークホームページ

プログラムリスト

-開催場所、日にちからお選びください-

🚶 街歩き
🚉 国際センター駅
🌳 西公園
🌊 広瀬川
🍃 青葉通
📅 10/16 (金)
📅 10/17 (土)
📅 10/18 (日)
🗖 クリア

<div style="text-align: center;"> <p>ガイド 広瀬川をゆっくり歩く会</p>  <p>📅 10/17(土) 🕒 9:50-12:00</p> <p>広瀬川沿いを歩こう！</p> <p>ボランティアガイドの案内で、歴史・文化・自然を学びます。※「市政だより」にも掲載しています 集合/国際センター 解散/片平市民センター 料金/無料 申込/先着 30名 (受付開始 10/7 11:00～) 申込先/片平市民センター Tel. 022-227-5333</p> <p>👉 申込み</p> </div>	<div style="text-align: center;"> <p>ガイド 杉山 浩さん</p>  <p>📅 10/17(土) 🕒 13:00-15:00</p> <p>東北大学川内キャンパス魅力発見ツアー</p> <p>鲁迅も三太郎もビックリ！新しくなった川内キャンパスを歩きます。集合/国際センター駅 解散/川内駅 料金/1,000円(コピーチケット付) 申込/先着 30名</p> <p>👉 申込み</p> </div>	<div style="text-align: center;"> <p>ガイド 田邊いづみさん他</p>  <p>📅 10/17(土) 🕒 15:00-16:30</p> <p>西公園の見えるもの 見えないものツアー</p> <p>アインシュタインも宮沢賢治も訪れた！？知られざる西公園の姿を探ります。終点では夕日を眺める会に合流します。集合/大町西公園駅(交番前) 解散/こけし塔前 料金/1,000円(軽食/ドリンク付) 申込/先着 20名</p> <p>👉 申込み</p> </div>	<div style="text-align: center;"> <p>ガイド 智川 浩さん</p>  <p>📅 10/18(日) 🕒 10:00-12:00</p> <p>広瀬川の橋巡りツアー</p> <p>用・強・美が洗練された8つの橋(仲の瀬橋、大橋、地下鉄東西線広瀬川橋りょう)を学びます。集合/国際センター駅 解散/大橋 付近 料金/1,000円(資料付き) 申込/先着 20名</p> <p>👉 申込み</p> </div>
---	--	---	---

図 ピクニックパレードのプログラムの一例

出典：仙台セントラルパークホームページ

6) 利活用の実績の見える化の検討

◎利活用の実績を多数紹介することを検討

- ・ 当初、利活用を促進するため、公共空間で「できること」「できないこと」の判断基準を見える化することを検討した。道路を例にすると、利活用方法（使用形態）として現状でできること（下図青+紫枠）、できないこと（同 赤枠）は、空間管理者において総合的に判断されていると考えられる。そこで、それ以外の部分（同 灰色の範囲）について、対象エリアでの「できることの例」を集約することを考えた。
- ・ しかし、道路管理者や利活用実績のあるまちづくり団体と意見交換を行った結果、公共空間における占有許可や使用許可等のできる/できないの判断は、空間管理者等において個別のケースごとに総合的な判断がなされるものであり、むしろ「何が出来たのか」という利活用の実績を多数紹介することの方が重要、との示唆を得た。

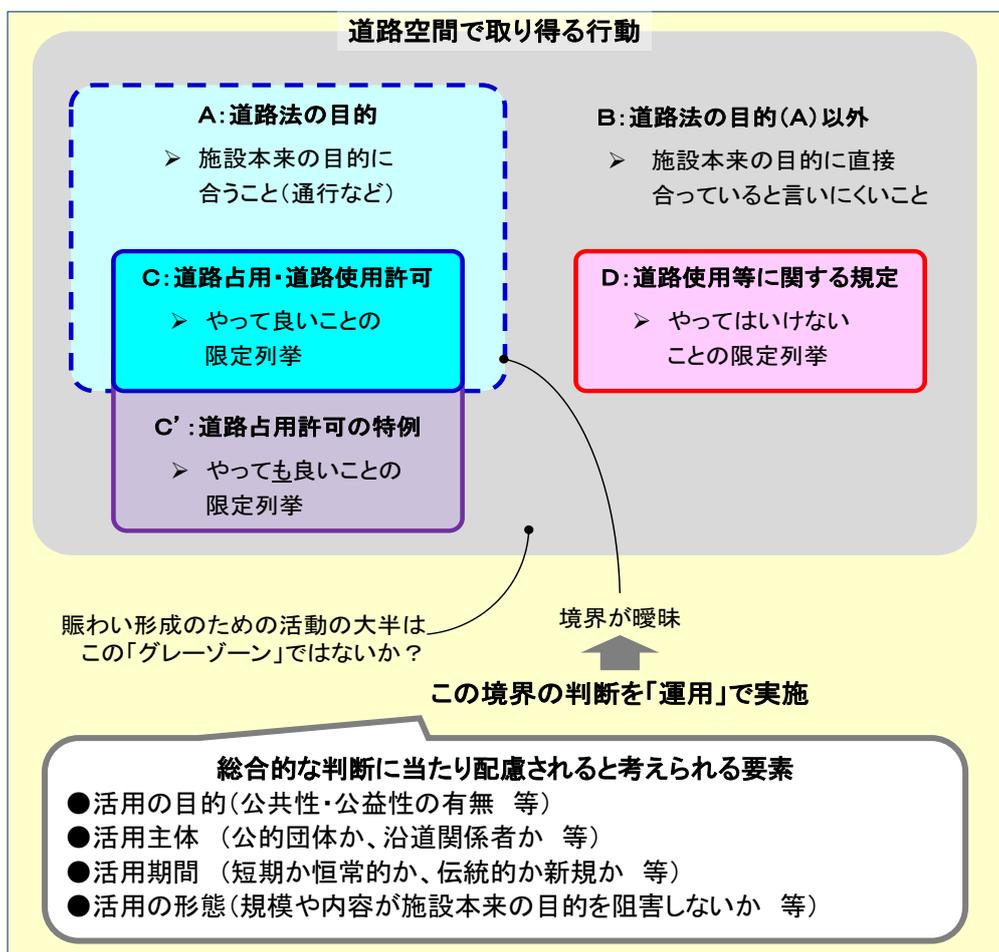


図 道路を例にした公共空間で「できること」「できないこと」の見える化イメージ

(4) 素案のとりまとめ

- ・ ケーススタディの結果を踏まえて、その中で把握された公共空間利活用を促進する上での課題を改めて整理すると共に、課題に対する方策を、他の都市へ横展開できるように一般化する形で、特定のエリアを対象に公共空間の利活用が次々と展開されていくための方策（素案）としてとりまとめた。
- ・ 方策は、利活用が進む流れ（段階）に沿って、その方策に誰が主体となって取り組むのかという観点も合わせて整理したのが下表である。

表 横展開方策（素案）のまとめ

段階	ケーススタディの中で把握された課題	他地域への横展開方策 ・【想定される取組主体】
利活用する空間の設定	エリア単位で公共空間利活用を展開したいが、既存団体では公共空間利活用のマネジメントを担う体制が整わない	1) 小口化した利活用の積み上げ ・利活用の実績を小さなスポットから積み上げていき、沿道やエリア全体へ展開 【自治体(まちづくり部局)、地域団体等】
利活用主体の設定	地先の店舗などエリアの中で利活用者を募っても、希望者が現れない	2) 利活用実績の見える化 ・Webサイトを構築し、利活用実績をエリア内外に情報発信 【自治体(まちづくり部局)、地域団体等】
利活用に向けた手続き・調整等	地域外からの利活用希望者にとっては、手続き・調整を進めるためのコネクションが無い	3) 必要な手続きの見える化・定型化 ・利活用に必要となる手続きを定型化し、横断的に整理した手引き等の作成・情報発信による見える化 【官民の空間管理者、地域団体等】
		4) コーディネートの外部化 ・第三者（コーディネーター）を活用し、手続きや調整などを支援 【自治体(まちづくり部局)、地域団体等】

1) 小口化した利活用の積み上げ

◎利活用の実績を小さなスポットから積み上げていき、沿道やエリア全体へ展開
【自治体(まちづくり部局)、地域団体等】

《ケーススタディからの知見等》

- ・ 本調査では、序章で前述したとおり、都市の賑わい形成や魅力増進を目的とした公共空間の利活用を対象としている。自治体のまちづくり担当部局が、特定のエリアを対象に公共空間の利活用を検討する場合などが想定される。ケーススタディ対象エリアについても、仙台市が同様の考えを持っていた。
- ・ ケーススタディでも、対象エリアを活動区域としたまちづくり協議会が設立されていたことから、この団体を受け皿に取組を組み立てようと考えたが、現時点では公共空間利活用のマネジメントを担う体制が整わないことが把握された。
- ・ 事例調査からも、活動体制が整わずに利活用が進められない事例は見られ、今後横展開を図っていく他地域でも同様のことが想定される。

《方策》

- ・ そこで、始めからエリア全体を対象に、地域団体を頼って取組を進めるのではなく、まずは利活用の実績を小さなスポットで積み上げていき、エリアや沿道へ展開していくことが考えられる。その際は、道路や公園など狭義の公共空間と合わせて、人的つながりや理解を得やすい管理者のいる民地、公開空地を活用することが考えられる。まず実績をつくることで、次項で述べる「利活用実績の見える化」の素材が積み上がることになる。

《役割分担等》

- ・ 自治体のまちづくり担当部局が、官民の公共空間等の管理者に働きかけを行い、利活用可能な空間や、利活用の実績を紹介することが考えられる。
- ・ また、商店街・まちづくり協議会をはじめとする地域団体等が、利活用可能な空間の管理者を紹介、斡旋するほか、実際に利活用することが考えられる。

2) 利活用実績の見える化

◎Webサイトを構築し、利活用実績をエリア内外に情報発信

【自治体(まちづくり部局)、地域団体等】

《ケーススタディからの知見等》

- ・ 利活用できる公共空間と合わせて、実際に利活用する人や団体（店舗のテナントや実行委員会等に相当）を募る必要がある。2.(2)で整理した先進的事業者のうち、高崎まちなかオープンカフェ（高カフェ）では道路沿道の店舗が地先の道路空間を活用するスキームであった。一方、新宿モア4番街オープンカフェや札幌大通まちづくり株式会社では、道路空間を沿道以外のテナントが利活用する形になっている。
- ・ ケーススタディ対象エリアにおいても、意見交換の中で、商店街が過去に道路空間への出店希望者を募ったにもかかわらず、希望者が現れなかったことが把握された。その理由として、店舗にとっては店舗面積が広がるのに対してその分の従業員を確保できないことなどが指摘された。
- ・ 一方で、沿道以外に目を転じれば、ケーススタディでは、潜在的な利用希望者がいる可能性が高いとの指摘もあった。特に、対象エリアは市内の目抜き通りであったことから、そもそも「〇〇通りを民間で活用することができる」ということ自体を知ってもらい、利活用希望者の掘り起こしに繋げることが重要であると、意見交換の中で指摘された。

《方策》

- ・ 公共空間を「自分も活用できる」という認識を持ってもらうため、利活用の実績を積み上げてエリア内外に情報発信することが重要である。そのためには、利活用実績に関する情報を提供するWebサイトの構築が考えられる。
- ・ なお、このWebサイトには、利活用者が予定の告知や空間を使っでの評価を書き込めるようにすることで、自律的に内容の充実を図る仕組みを取り入れることも考えられる。

《役割分担等》

- ・ 自治体のまちづくり担当部局や商店街・まちづくり協議会をはじめとする地域団体等が、Webサイトを構築するなどして、利活用実績を情報発信することが考えられる。

3) 必要な手続きの定型化・見える化

◎利活用に必要となる手続きを定型化し、横断的に整理した手引き等の作成・情報発信による見える化

【官民の空間管理者、地域団体等】

《ケーススタディからの知見等》

- ・ 公共空間の利活用が定着してきた段階では、それらの利活用を一過性のイベントから、恒常的に定着を図ることができるかどうか、地域の賑わい形成上重要となる。
- ・ 道路空間の利活用に際しては、内容に応じて道路占用許可・道路使用許可、地元協議会との協議・調整手続きが必要となる。しかし、意見交換の中で、そもそも道路空間を利活用する手続き自体が認知されていないことや、実際に利活用する段階では調整に奔走する実態が把握された。
- ・ また、現状では、利活用希望者が都度、空間の管理者や交通管理者と協議を実施する必要がある実態が把握された。

《方策》

- ・ 利活用に必要な手続きは多岐にわたることから、総合的に整理した手引きを作成し、「見える化」していくことが考えられる。
- ・ 利活用の手続きが定型化されていない民間が管理する空間については、予め様式や手続きを地域で共通化しておくことで、利活用を迅速かつ手軽にでき、敷居を下げることにつながると考えられる。特に、建築基準法の総合設計制度に基づく公開空地の活用については、2.2)で紹介した東京都の「東京のしゃれた街並みづくり推進条例」のように、自治体が利活用の仕組みを制度化することも考えられる。
- ・ 利活用の手続きが円滑に進むよう、社会実験などを通して実績を積み上げるとともに、公共空間の管理者との信頼関係を築いておくことが重要である。

《役割分担等》

- ・ 官民の空間管理者や商店街・まちづくり協議会をはじめとする地域団体等がWebサイトを構築するなどして、利活用に係る手続きを情報発信することが考えられる。

4) コーディネートの外部化

◎第三者（コーディネーター）を活用し、手続きや調整などを支援

【自治体(まちづくり部局)、地域団体等】

《ケーススタディからの知見等》

- ・ ケーススタディで把握した事例の中で、仙台ピクニックパレードでは、イベント事務局の立場から、まちづくり専門家が地域のまちづくり団体や空間の管理者、地先店舗との調整を行っていたことが把握された。

《方策》

- ・ 利活用の敷居を下げ、利活用に専念しやすくなるよう、占用許可・使用許可等の申請手続きや、地域団体との調整を第三者（コーディネーター）が支援する。申請に際して、コーディネーターは手続きや調整以外にも、実際の利活用時に必要な安全対策などのアドバイスを行う。
- ・ コーディネーターとして期待される要件やスキルとして、以下のような点が挙げられる。
 - 公共・公的空間を管理する行政等の意思決定や手続き等の仕組みを理解し、精通していること
 - 管理者や許可権者との間で一定の信頼関係を築いているなど、地域の事情や地元関係者との人脈があること
 - まちづくりに資することを行動理念とし、利活用の実現に向けてユーザーだけでなく管理者や関係者等も巻き込んで協調して課題解決に取り組めること

《役割分担等》

- ・ 自治体のまちづくり担当部局や商店街・まちづくり協議会をはじめとする地域団体等が、上記の条件を満たし、コーディネーターとして活動する意向がある団体や人（実績のあるまちづくり団体や、自治体のOBなどが想定される）に働きかけ、登録することが考えられる。
- ・ 取組の初期段階では、他に本業を持った上記の条件を満たす人材や事業者が関連事業として、または地域貢献の一環として手掛けることも考えられる。

◎構築するWebサイトのイメージ

【トップページ】



【場所ごとの詳細ページ】(利活用者向けの情報)

物件概要




- 地下鉄東西線青葉通一番町駅出口すぐの好立地!
- 商店街が近く人通りが多いので、賑わい空間を作りたい人にオススメの物件

項目	内容
基本事項	
路線・駅	地下鉄東西線 青葉通一番町駅より徒歩1分
住所	宮城県仙台市青葉区一番町3丁目
種類	歩道 (現在拡幅工事中)
利用料金	〇〇円 (〇〇商店街に支払い)
名称	青葉通一番町駅付近歩道
建物の敷地面積	約200m×4m程度
公共部分の面積	約200m×4m
築年数	未供用
段差・傾斜の有無	なし
利用可能時間	24時間
建物のデザイナー	-
公共空間のデザイナー	-
設備	
屋根	なし
照明	あり
電源	あり
水道	なし
トイレ	なし
ゴミ箱	なし
水飲み施設	なし
机	商店街が購入し貸与
椅子	商店街が購入し貸与
植栽	あり (樹木を囲むようにベンチあり)

【利活用中の告知】

NEW **オープンカフェ実施中**

〇/XX~〇/△△の毎日10時~20時
 マクドナルド前の空間にテーブルとベンチが出現!!
 食事、勉強、おしゃべり、『一番丁で』好きな人と好きなことを楽しんで!

【利活用後の場所に対する評価】

NEW **★★★★** (128/●/XX投稿)



- 〇/XX~〇/△△の期間、マクドナルド前にテーブル及びイスを設置した
- 道幅占有許可を取得(道路管理者)
- 地下鉄出口が近いので、人通りが多く、1日60名以上の利用があった。
- 商店街との調整が必要で、それが大変だった。
- 雨が降ると利用できなくなるので、屋根があるのでおおい。
- 日が落ちてからも利用できるように、照明器具を設置して欲しい。

◎既存のWebサイトの例

①実績の見える化：APOPS [アメリカ・ニューヨーク市]

- ・ ニューヨーク市の民間のパブリックスペース（ニューヨーク市の525の公開空地）の所在や、その仕様などについてホームページ上で情報公開し、アーティストが活動や表現できる場についての情報提供をすることで、アーティストを支援している。
- ・ ニューヨークアート協会（教育や運動を通して都市計画やデザインなどに取り組む非営利組織）が運営を支援している。
- ・ サイト上では、利活用可能なスペースの位置図、形態、設備、利用条件、現場写真の他、実際に利活用した人の評価（声）も掲載している。

The screenshot shows the APOPS website interface. At the top, it says "PRIVATELY OWNED PUBLIC SPACE in New York City" and "A JOINT PROJECT OF apops and MASNYC". Below this are navigation tabs: "FIND A POPS", "NEWS & ANNOUNCEMENTS", "ABOUT", and "CONTACT". There is a search bar with the text "Enter a keyword or address" and a "SEARCH" button. To the right of the search bar are two dropdown menus: "BY NEIGHBORHOOD" and "BY REQUIRED AMENITIES". Below the search bar are three view options: "MAP VIEW", "IMAGE VIEW", and "ADDRESS VIEW". The main content is a map of New York City with numerous blue markers representing public spaces. A text box with a white background and black border is overlaid on the map, containing the text: "公開空地（パブリックスペース）の所在を表していて、クリックすると各公開空地の詳細な情報を紹介するページに遷移する。". Two markers on the map are circled in red. At the bottom left of the map, there is a small text: "Maps Icons Collection https://mapicons.mapsmarker.com".

図 APOPSにおける公共空間の分布図

出典：APOPSホームページに加筆

PRIVATELY OWNED PUBLIC SPACE
 in New York City




FIND A POPS
NEWS & ANNOUNCEMENTS
ABOUT



17 State Street

★★★★★

PROFILE submitted by Jerold S. Kayden

Profile from *Privately Owned Public Space: The New York City* (partment of City John Wiley & Sons) by not accurately

Publicly Owned Public Space

LOCATION



SITE PLAN



公開空地の位置を地図上で図示

実際に使った人が評価（投票）できる

公開空地の概略図を掲載

Located on a lot bounded by the south side of Pearl Street and the east side of State Street, the arroyo, arcade, and public space open to the air. It was approved in 1987 and is certified by the city as not excluded, but is privately owned.

この場所についての、歴史的な経緯や、設計・建設に関する情報、ロケーション、雰囲気などについて記述。現地の写真も掲載。



Old and new are juxtaposed here. Sandwiched between the silvery metallic tower to the west and the similarly clad one-story shed to the east is the main portion of urban plaza. Its swirling rough cobblestone paving and rows of antique Paris-style fixed wood benches want to evoke the historical city, even as the office building, like a small version of *Citygroup Center*, is poised for takeoff on its multiple pliers. A bust of author Herman Melville, who was born at this site, sits in a pro-glass-covered perch entombed within the one-story shed. The romance of the Paris bench is interrupted by the metal rail dividers, intended to make slouching difficult and horizontal sleeping impossible, a reminder of pressing present-day social issues. An unusually tall, spacious arcade occupies much of the tower's underbelly, enclosing the X-beamed, glass-enclosed lobby core that blocks views from the urban plaza west across State Street and Battery Park to the Hudson River and the Statue of Liberty in the distance. Outside stairs in the arcade next to Pearl Street go somewhere, but it is impossible to tell exactly where from the vantage point of the sidewalk sidewalk.

GENERAL INFORMATION

Space Type: Arcade, Urban Plaza, Sidewalk Widening, Public Exhibit Space

Size Required: Ultra Sidewalk Widening

Space Location: So of State Street

Year Completed: 1987

Principal Public Space Designer: Emery Roth & Sons

Building Architect: Emery Roth & Sons

Access for the Physically Disabled: Full/Partial

基礎情報として、形態、広さ、設立時期、設計者などについて記載

REQUIRED HOURS OF ACCESS

24 hours Arcade, Sidewalk W Plaza, Restricted hours Public 12:00 Noon to 6:00 PM, Mond

REQUIRED AMENITIES

Lighting: Yes

Litter Receptacles: 2

Other Amenity: Public Exhibit Space: archeological exhibit space designed by Milton Glaser

Planting: Urban Plaza

Plaque/Sign: Yes

Seating: Urban Plaza: 210 linear feet including 12 if with backs required, 241 if including 204 if with backs including 28 movable chairs provided

Tables: Urban Plaza: 7

Trees on Street: 13

Trees within Space: Urban Plaza: 8 required, 9 provided

照明、植栽、ベンチ、テーブルなどの設備やアメニティの状況を記載

利用できる日や時間帯を記載

図 APOPSにおける個別の公共空間のページの構成要素

出典：APOPSホームページに加筆



COMMENT PROBLEM PHOTO/VIDEO PROFILE (RE)DESIGN PROGRAM

Name *Required. Your name will be published. Your email address will not be published.

Email Address

Have a pithy comment about a POPS? Submit it!

ATTACH AN IMAGE OR PDF

参照... ファイルが選択されていません。

SUBMIT

コメントが記入できる。
また、問題点を報告できる
ほか、写真やビデオも掲載
できる。

図 APOPSにおける評価欄

出典：APOPSホームページに加筆

②実績の見える化：公共R不動産【日本】

- ・ 全国から公共空間の情報を集める一方、それらを買いたい・借りたい・使いたい市民や企業との間でマッチング（ニーズを一致）させるためのウェブサイトである。
- ・ 不動産仲介サイト「東京R不動産」などを運営する株式会社オープンエー（代表：馬場正尊氏）が運営している。
- ・ 一般の市民や企業にとって触れる機会の乏しかった遠い都市の公共空間の情報について、行政区域を越えた横断的なサイトは行政主体ではつくりにくいいため、民間でプラットフォームを構築し、ニーズをマッチングできる可能性を高めようとのコンセプトである。
- ・ 利活用希望者を募集中の物件についても所在地や利用可能性の他、問い合わせ先に関する情報を掲載している。また、募集が終了し、活用中の物件についてもひきつづき情報を掲載している。



図 公共R不動産のトップページ

出典：公共R不動産HP

募集中 <川床>

河川護岸

「かわてらす」募集中！

隅田川・日本橋川の一部護岸

所在地: 東京都中央区日本橋・台東区浅草

期間: 随時

東京水辺の社会実験

オリンピックに向けて、東京の公共空間でも何かが始まりそうな予感。水辺も注目されています。輸送ルートとしてはもちろん、観光資源としての魅力もたくさん。そんな東京の水辺の2つのエリアで新たな社会実験が始まっています。場所は、日本橋と浅草の指定エリア。川に面したビルの1階からテラスをつくり川床のように「かわてらす」を作ってみては！？。

1号物件！

日本橋川にかわてらすを設置した飲食店が平成26年3月20日にオープン。これまでは、当然、民有地内にのみテラスを作ることが許されてきました。でも、土地いっぱい建物を建てていると、どうしても道路側がオモテ、川側はウラになってしまい、室外機置き場になっていたり。閉ざされているのには、東京の水辺は水害と戦ってきた歴史もあるかもしれません。規制緩和を利用した今回の社会実験では、防潮堤の上までせり出してテラスを設置できるようになりました。水辺にあるのにその魅力を活かしていなかった飲食店や出店を予定している飲食店が対象となっています。

期間は2年。

募集をしているのは「日本橋川かわてらす(東京都中央区日本橋)」と



日本橋から見た水辺。



テラスから眺める日本橋の夜景。



護岸の上にせり出したテラス。

図 公共R不動産における個別公共空間の紹介例

出典：公共R不動産HP

③手続きの見える化：みなとみらい21地区【横浜市】

- ・ みなとみらい21地区の公共空間（公園や公開空地など）を利活用できるようルールを定め、運用している。
- ・ 利用の手引きやオープンカフェの実施要領等を定め、必要な手続きや期間、申請先、申請様式（計画書）、利用可能場所、費用、責任の所在等を明示している。
- ・ 手続きフローも示され、いつまでに、どの様式の書類を誰に提出し、何を協議・調整し、どのくらいの期間を要するのか等について情報を総合的に整理し、紹介していることが特徴である。さらに、公共空間が利活用できることを広くアピールするための広報資料も作成・配信している。これには英語表記も加えられている。



図 みなとみらい21地区における公共空間利活用の広報資料

出典：一般社団法人横浜みなとみらい21HP



図 みなとみらい21地区における公共空間利活用の対象空間

出典：一般社団法人横浜みなとみらい21HP

みなとみらい21公共空間利用の手引き

はじめに

この利用の手引きは、平成25年9月13日付「みなとみらい21公共空間活用委員会規約」、「みなとみらい21オープンカフェ実施要領」及び「みなとみらい21公共空間活用審査要綱」に基づき、みなとみらい21地区のグランモール公園及び公開空地の公共空間(以下、「公共空間」という)を活用する際の利用手続きについて示したものです。オープンカフェやイベント等でみなとみらい21地区の公共空間を利用する際は、本利用の手引きを確認のうえ、必要な手続きをお願いします。

目次	物販 非物販	利用内容	公共空間 種別	申請先・書類等	催事例
P.2-7	物販	オープンカフェ	グランモール公園 公開空地	各ビル管理者→委員会に提出 ■提出先 みなとみらい21公共空間活用委員会事務局 (社)横浜みなとみらい21 ■提出書類 ①年間計画書 ※毎年2月末まで ②利用計画書 ※開始1ヶ月前まで ③実施報告書 ※終了後1ヶ月以内	オープンカフェ
P.2-4 (P.6) (P.7)		オープンカフェ以外	公開空地		・フリーマーケット ・マルシェ ・音楽ライブ&キッチンカーによる飲食提供イベント等
P.8 (P.6) (P.7)	非物販	長期イベント (年間8日以上)	公開空地	各ビル管理者→建築局に直接申請 ■提出・申請先 横浜市建築局 ■提出書類 公開空地一時使用承認申請書	・音楽コンサート ・大道芸等
		長期・短期を問わず			
—	物販	オープンカフェ以外	グランモール公園	原則、不可	・フリーマーケット ・マルシェ ・音楽ライブ&キッチンカーによる飲食提供イベント等

図 「みなとみらい21公共空間利用の手引き」における対象行為等

出典：一般社団法人横浜みなとみらい21HP

おわりに

人口減少・高齢化が進展する中で、都市がまちとしての活力の維持・増進が図られるためには、低未利用な公共空間等において、民間事業者等により、自立的・継続的な利活用がなされ、まちの賑わいを創出することが望まれる。

その際には、地域の状況によっては、本調査で素案としてとりまとめたような方策がひとつの選択肢になると考えられる。ただし、以下の点については引き続き検討が必要な課題として残されている。

① 利活用の手続き・実績の「見える化」を持続的に実施するスキームの構築

- ・ 特定の個人や事業者による公共空間の営利目的での利活用は、現状では都市再生特別措置法や河川法等で一定の条件のもと認められている。今後の人口減少社会において、厳しい財政状況の中で公共空間を維持管理していくためには、公共空間を使う市民側も、管理する行政側も、発想の転換が必要である。例えば、公共空間の使用料等を徴収した上で、施設等の維持管理やまちづくりに還元するスキームを構築するなど、都市経営的な視点が求められることになる。
- ・ 低未利用な公共空間等が自立的・継続的に利活用され、まちの賑わいを創出するためには、小さなスポットから取り組んでいけるよう、個人や個別の事業者等が利活用できるスキームを検討することが有用である。
- ・ 本調査では、横展開方策のひとつとして、利活用の実績と必要な手続きの「見える化」を提案した。このような「見える化」するウェブサイト等は、最初にサイト自体を構築するだけでなく、情報を随時更新し、管理者による公共空間の改善や利活用希望者の拡大が自律的に進む仕組みとしていくことが望まれる。
- ・ そのためには、継続的にサイトの更新を行うための費用等が捻出される仕組み（マネタイズ化）を検討することが必要である。その際は、類似分野をカバーする既存の民間サイトとの連携なども考慮に値する。

② 利活用のための手続き・調整等を第三者が代行する際の費用を持続的に捻出できるスキームの構築

- ・ 利活用の単位を小口化し、個人や個別の事業者等が利活用できるようにするには、利活用に至るまでに必要となる手続きや関係者との調整などの負担を軽減し、敷居を下げるのが有効である。
- ・ 本調査では、このような課題に対する横展開方策のひとつとして、利活用希望者が行う手続き・調整を第三者が代行（「コーディネート」）する方策を提案した。その

ためには、上述した「見える化」と同様に、第三者の費用等が捻出される仕組み（マネタイズ化）を検討することが必要である。

最後に、年に1回～数回のイベントとしての公共空間の利活用から、いかに日常的・恒常的な利活用にしていくかということも課題である。社会実験やイベントなどから小さく始め、徐々に関係者等の理解を得ながら、段階的に日常的・恒常的な利活用に近づけていくための、不断の努力が期待される。

参考資料

公共・公的空間の管理等に関する制度等

公共・公的空間の管理等に関する制度等
目次

分野	使い方	管理制度等（○通知等、・条例等）	頁	報告書 対応頁
道路	占有	○地域の活性化等に資する路上イベントに伴う道路占有の取扱いについて（平成17年3月）	1	P2-1-3 ① B)
		○地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占有の取扱いについて（平成20年3月）	3	P2-1-4 ① C)
		○道路占有許可に係る申請手続きの簡素化及び一層の弾力化について（平成23年12月）	15	P2-1-4 ① D)
		○道路占有制度の弾力化による道路維持管理への民間活用について（平成25年7月）	18	P2-1-4 ① E)
	使用	○イベント等に伴う道路使用許可の取扱いについて（平成16年3月）	19	P2-1-7 ② B)
		○民間事業者等による経済活動に伴う道路使用許可の取扱いについて（平成17年3月）	22	P2-1-8 ② C)
○イベント等に伴う道路使用許可に係る申請手続きの簡素化及び一層の弾力化について（平成23年7月）		27	P2-1-8 ② D)	
河川	占有	○河川敷地の占有許可について（平成11年8月）	31	P2-1-10 ③ B)
		○都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占有許可準則の特例措置について（平成16年3月）	44	P2-1-10 ③ C)
		○「都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占有許可準則の特例措置について」の河川局長が別途定める要件について（平成16年3月）	46	P2-1-10 ③ C)
		○河川敷地占有許可準則の一部改正について（平成23年3月）	47	P2-1-11 ③ D)
公開空地	一時占有／使用	・東京のしゃれた街並みづくり推進条例（平成15年10月）	52	P2-1-13 ⑤ B)
その他	飲食営業等	・豊島区行事における臨時営業等の取扱要綱（平成18年11月）	67	P2-1-14 ⑥ B)
		・福岡市屋台基本条例（平成25年9月）	74	P2-1-14 ⑥ C)

各 地 方 整 備 局 長
北 海 道 開 発 局 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長

殿

(地方公共団体へは参考送付)

国土交通省道路局長

地域の活性化等に資する路上イベントに伴う道路占用の取扱いについて

近年、地域の活性化や都市における賑わいの創出等の観点から、地方公共団体や地域住民・団体等が一体となって取り組むイベントの活用場として、道路が注目されており、このようなイベントに伴う道路占用の許可については、別添の参考資料のとおり「規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）」や「地域再生推進のためのプログラム（平成16年2月27日地域再生本部決定）」において、その弾力化に向けた措置が求められているところである。

しかしながら、道路が国民の負担により建設管理される公共用物であることや、道路上への物件の設置は、特定人による排他的な使用となる要素があることから、道路の活用にあたっては、公共的な要素等を判断基準としているところである。

このため、道路の活用に対する要請に応えつつ、適切な道路の管理が図られるよう、別紙のとおり許可基準を定めたので、地域の活性化等に資する路上イベントに伴う道路占用の許可にあたっては、下記事項に留意の上、その取扱いに遺憾のないようにされたい。

なお、本通知の内容については、警察庁交通局と調整済みである。

また、路上イベント等の地域活動を実施しようとする者を対象に、本通知と同趣旨の内容を盛り込んだ地域活動の円滑化のためのガイドラインを別途策定、公表することとしており、当該ガイドラインについても追って送付するので参考とされたい。

記

- 1 地域の活性化等に資する路上イベントは、一時的に実施されるものに限らず、特定の曜日等に継続的かつ反復的に行われるものも見込まれることから、このような路上イベントに伴う道路占用の許可申請にあたっては、その都度申請を行わせるなど申請者に必要以上の申請を求めることのないようにすること。

なお、許可の判断にあたっては、当該道路の交通状況等を勘案し、関係機関と緊密な連携を図ること。

- 2 別紙の基準は、地域の活性化や都市における賑わいの創出等の観点から、道路占用の許可に当たり弾力的な判断を行うことにより、道路管理者として支援するものとしての要件を定めたものであるが、当該基準に該当しない場合であっても、個別具体の事例に応じて、実施主体等に対し適切な助言、情報提供等を行い、道路占用の円滑化に配慮すること。

地域の活性化等に資する路上イベントに伴う道路占用許可基準

1. 趣旨

路上で行おうとするイベント（以下「路上イベント」という。）に伴う道路占用の許可に当たり、当該路上イベントが以下の要件を満たす場合においては、地域の活性化や都市における賑わいの創出等の観点から弾力的な判断を行うことにより、道路管理者として当該路上イベントを支援するものとする。

2. 要件

(1) 路上イベントの目的

路上イベントは、地域の活性化や都市における賑わいの創出等の観点から、地方公共団体及び地域住民・団体等が一体となって取り組むもの（路上イベントについて、地方公共団体が実施するものでない場合や地方公共団体が協議会等に参加していない場合であっても、地域住民・団体等が一体となって取り組み、かつ、地方公共団体が、地域の活性化等の観点から当該路上イベントを支援するもの（支援する理由及び内容並びに当該路上イベントに係る占用の許可に関する意見を占用許可申請書に付しているもの）を含む。）であること。

(2) 占用主体

路上イベントに伴う占用は、以下のいずれかの者が一括して占用するものであること。

イ 地方公共団体

ロ 地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会等

ハ 地方公共団体が支援する路上イベント（地方公共団体が支援する理由及び内容並びに当該路上イベントに係る占用の許可に関する意見を占用許可申請書に付しているもの）の実施主体

(3) 占用の場所

イ 道路の構造又は道路交通に著しい支障を及ぼさない場所であること。

ロ 歩道上に路上イベントに伴う占用物件を設置する場合には、原則として、十分な歩行空間（交通量が多い場所にあつては3.5m以上、その他の場所にあつては2m以上）を確保すること。ただし、曜日若しくは時間を限って実施する場合又は交通規制を伴う場合で、歩行者の円滑な通行が確保される場合については、この限りではない。

(4) 占用物件の構造

道路の構造に支障を及ぼさないものであり、かつ、周辺の景観、美観等を妨げるものでないこと。

3. 占用許可の条件

占用の許可に当たっては、占用の許可を行うに際しての一般的な条件のほか、必要に応じて次に掲げる条件を付すこととする。

イ 迂回路や駐車場等の交通案内を行うこと。

ロ 路上イベントにより多数の来客が見込まれる場合は、十分な駐車場等を確保すること。

ハ 路上イベント終了後は、道路の清掃を行い、原状回復すること。

ニ その他道路管理者が必要と認める事項。

各地方整備局長
北海道開発局長
沖縄総合事務局長
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構理事長

} 殿

国土交通省道路局長

地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて

近年、地域において自主的に沿道の街並みに配慮した街灯、ベンチ等を道路上に設置し、道路利用者の利便性の向上や魅力ある街並みの形成を図ろうとする取組みが増加している。また、地方公共団体と地域住民等が一体となってイベントを実施することにより、地域の活性化等に積極的に取り組もうとする事例もみられるところである。

道路環境向上のための自主的な地域活動や施設整備、道路空間における公共的なイベントの実施その他の公共的な取組みは、道路利用者の利便性の向上、地域の活性化や賑わいの創出等に寄与するものであり、道路交通の安全等と調整を図りつつ、適切に行われていくことが望ましいものである。

一方、これら公共的な取組みに要する費用の一部に充当するため、道路空間において広告物を設置することに対する社会的な要請が高まっているが、そのためには、道路交通の安全の確保、道路環境や景観への配慮、まちづくりの方向性との調和、限られた道路空間における実施主体の調整等の観点から、当該地域の関係機関における十分な協議検討も必要となる。

そこで、地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用について、新たに別紙のとおり取り扱うことを可能としたので、下記事項に留意の上、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、本通知の内容については、警察庁交通局と調整済であるので、念のため申し添える。

記

- 1 本通知は、地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用に関し、道路の構造、交通、景観その他地域の状況に応じ、関係機関の協議等に基づき、道路管理者が弾力的な取扱いを行うことを可能とするものである。

2 本通知に基づき広告物の占有許可を取扱う場合においては、「指定区間内の一般国道における路上広告物等の占有許可基準について」（昭和44年8月20日付け建設省道政発第52号）別紙第4（2）、第5、第6（2）後段及び（3）（反射材料式に係る部分を除く。）、第7（3）及び（4）の規定については適用しない。さらに、交通規制により車両の通行が行なわれない道路上に設置する場合であって道路の構造及び交通に支障がないと認められるときは、同通知別紙第4（1）及び（3）（踏切道に係る部分を除く。）、第6（2）前段の規定についても適用しない。

3 本通知は、平成20年4月1日から施行する。ただし、施行の日前の許可に係る占有については、なお従前の例によることができる。

なお、「バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占有の取扱いについて」（平成19年8月13日付け国道利第7号）は、平成20年4月1日付けで廃止する。

地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の
道路占用の取扱いについて

1 趣旨

道路環境向上のための自主的な地域活動や施設整備、道路空間における公共的なイベントの実施その他の公共的な取組みは、道路利用者の利便性の向上、地域の活性化や賑わいの創出等に寄与するものであり、道路交通の安全等と調整を図りつつ、適切に行われていくことが望ましいものである。

一方、これら地域における公共的な取組みに要する費用の一部に充当するため、道路空間において広告物を設置することに対する社会的な要請が高まっているが、そのためには、道路交通の安全の確保、道路環境や景観への配慮、まちづくりの方向性との調和、限られた道路空間における実施主体の調整等の観点から、当該地域の関係機関における十分な協議検討も必要となる。

よって、本通知は、これらの観点から、当該地域の関係機関において統一的な取扱いを行うとの合意が形成されたときは、地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の占用に関し、当該合意に基づく取扱いを行うことができるよう必要な事項を定めるものである。

2 取扱いの基本

- (1) 本通知において、地域における公共的な取組み（以下「地域活動等」という。）とは、地方公共団体、公共交通事業者、特定非営利活動法人、商店街組織、自治会その他地域の活動主体等が行う道路環境の向上その他営利を主目的としない活動又は事業であって、それが行われることにより道路利用者の利便性の向上、地域の活性化や賑わいの創出等に寄与するものをいう。具体的には、道路の清掃・美化活動、街灯、ベンチ、上屋等の整備又は維持管理、地方公共団体と地域住民等が一体となって道路空間において実施するイベント等が想定されるが、地域の状況に応じ、防犯活動等の直接には道路に関しない公共的な活動を含んで差し支えない。
- (2) 本通知は、地域活動等を実施するための一助として広告物の占用が必要な場合の取扱いを定めるものであり、地域活動等が高い公共性を有する一方で、それに要する費用が不足し、そのための費用を捻出する手段が他にないなどの場合に、地域活動等に要する費用の一部に広告料を充当するため道路上に広告物の設置を認めるものであり、取扱いに当たっては、他の道路利用者の理解が十分に得られるよう配慮すること。

なお、地域活動等に要する費用の全てを広告料によりまかなうことは必ずしも本通知の趣旨とするところではなく、広告物が必要以上に多数設置され、道路環境や景観に支障が生ずることのないよう十分配慮する必要がある。

- (3) 本通知に基づく地域活動等に要する費用への充当を目的とする広告物の占用の許可に当たっては、道路法、道路法施行令等に規定する占用の許可基準に加え、3（1）

の連絡協議会において広告物の取扱方針が策定された場合には、これに沿って当該地域における占用の適否を判断すること。ただし、バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加については、その占用場所、構造等の特殊性にかんがみ、別に通知する取扱いによること。

- (4) (3) 本文にかかわらず、従前から占用を許可しているもの又はイベントなどに伴い一時的に占用するもののいずれかであって、関係機関との調整を特に要しない軽微なものである場合には、取扱方針の策定を行うことなく、本通知の趣旨を踏まえ弾力的に取り扱うこととして差し支えない。
- (5) 本通知の対象となる広告物については、広告物が設置されることにより歩道の有効幅員が縮小するなど、道路の有する機能が従前に比べ著しく低下することのないよう道路上に設けられている他の工作物等に添加する形態のものであることを原則とする。ただし、3(1)の連絡協議会において特に必要と認められたときは、これ以外の形態の広告物を対象として差し支えない。
- (6) 本通知に基づく運用に当たっては、道路交通の安全の確保、良好な道路環境や景観への配慮、屋外広告物条例等による規制との整合、まちづくりの方向性との調和等を図ることが必要になることから、これらを十分踏まえた取扱方針となるよう配慮すること。特に、観光地、景勝地等自然景観の優れた地域、歴史的な街並みが形成されている地域など、道路と沿道とが一体となって良好な景観を形成している地域においては、広告物が設置されることにより、これらの景観を阻害することのないよう、取扱方針を策定して広告物の占用を認めることの可否を含め、関係機関と十分に検討することが必要であること。

また、限られた道路空間において地域活動等に要する費用への充当を目的とする広告物を設置できる活動主体及びその活動内容の調整に当たっては、まちづくりの方向性との調和、活動主体の要望等を踏まえ総合的な判断が求められることに留意されたい。

3 広告物の取扱方針の策定

- (1) 道路交通の安全の確保、良好な道路環境や景観への配慮、まちづくりの方向性との調和、限られた道路空間における実施主体の調整、許可手続の円滑化等を図るため、地域活動等に要する費用への充当を目的とする広告物の占用が予定される区域については、関係する道路管理者、警察署、地方公共団体の屋外広告物担当部署、景観担当部署、まちづくり担当部署等による連絡協議会を開催し、関係機関の合意により当該区域内における広告物の取扱方針を策定することができる。
- (2) 取扱方針の策定に当たっては、地域活動等の内容と整合がとれたものとするため、当該区域内の道路上に広告物を設置し広告料を活動費用の一部に充当して地域活動等を行うことを検討している活動主体の意見や計画を十分に把握すること。
- (3) 取扱方針には、連絡協議会を構成する関係機関等が当該取扱方針に沿って統一的な運用を行うとの合意のもと、次に掲げる事項のうち、連絡協議会が必要と認めるものを定めるものとする。
 - (ア) 取扱方針の対象とする区域、路線、道路の部分等に関する事項

- (イ) 広告料の充当対象とする地域活動等の内容と活動主体等に関する事項
 - (ウ) 広告物の形態等に関する事項
 - (エ) 広告物の設置主体（占有主体）等に関する事項
 - (オ) 広告物の設置期間（占有期間）等に関する事項
 - (カ) 広告物の設置場所及び構造等に関する事項
 - (キ) 広告物の表示の内容、大きさ等に関する事項
 - (ク) 許可の条件、運用上の留意事項（広告料収支の公開方法、取扱方針の変更の手続等）、その他連絡協議会において必要と認める事項
- (4) 取扱方針を定めた場合においては、申請者等に対して当該取扱方針に定める事項を十分に周知するとともに、占有許可に当たっては、あらかじめ申請者から計画書を徴することとし、当該取扱方針に適合するものであることを確認すること。
- (5) 取扱方針を定めた場合においては、地域活動等の内容との整合や他の活動主体との公平等の観点から、定期的に連絡協議会において取扱方針の運用状況等を検証するとともに、広告物の設置状況、地域活動等の状況、他の活動主体からの要望等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

4 その他

本通知に基づく運用に当たっては、標準取扱例を別途通知することとしているので、これを参考とすること。

各地方整備局道路部長
北海道開発局建設部長
沖縄総合事務局開発建設部長
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構総務部長

} 殿

国土交通省道路局
路政課長

地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の
道路占用の取扱いについて

地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについては、「地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて」（平成20年3月25日付け国道利第22号。以下「22号通達」という。）に定められているところであるが、22号通達の趣旨に従い、今般標準的な取扱例を別紙のとおり作成したので、下記の事項に留意の上、運用上の参考とされたい。

なお、本通知の内容については、警察庁交通局と調整済であるので、念のため申し添える。

記

1 本取扱例は、22号通達に基づく広告物の占用の許可に当たっての道路管理者としての標準取扱例として作成したものであり、直接に許可基準となるものではない。また、広告物の表示の内容、大きさ等に関する事項については、他の規制との関連等を十分に踏まえ、22号通達別紙3（1）の連絡協議会において、必要に応じて定めることとされたい。

なお、22号通達別紙3（1）の広告物の取扱方針において、それぞれの地域の状況に応じ、本取扱例と異なる取扱いを定めることは差し支えないことに留意されたい。

2 本取扱の実施状況を把握するため、22号通達別紙3（1）の広告物の取扱方針を策定した場合には、当分の間、本省道路局路政課へ通知願いたい。

3 本通知は、平成20年4月1日から施行する。

別紙

地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱例

1 街灯等占有物件に添加する広告物の取扱例

(1) 広告料の充当対象とする地域活動等の内容と活動主体等

広告料の充当対象とする地域活動等は、道路利用者の利便性の向上、地域の活性化や賑わいの創出等の観点から、地方公共団体、公共交通事業者、特定非営利活動法人、商店街組織、自治会等が道路管理者から占有許可を得て行う次に掲げる工作物、物件又は施設（以下「利便工作物等」という。）の整備又は維持管理とする。

① 街灯その他道路法施行令第16条の2各号で定められている工作物又は施設（利便工作物）

② 自転車駐車器具、アーケードその他道路上に設置することにより、当該道路の利用者の利便の増進にも資すると認められる工作物、物件又は施設

(2) 広告物の形態

対象とする広告物は、利便工作物等に対して、協賛者、寄贈者等の名称、商標、商品名等（以下「協賛者名等」という。）を表示する看板等を添加する形態のものとする。

(3) 広告物の占有主体

原則として、広告物を添加する利便工作物等の占有主体が新規に占有許可申請を行うものとする。ただし、利便工作物等の占有主体が広告物の添加に関し同意していることを書面等により確認できる場合には、この限りでない。

(4) 占有の期間

異なる占有主体が交替で広告物を設置することを前提とする場合等には、必要に応じ、占有の期間を短期に設定するものとする。また、占有の期間は、原則として、広告物を添加する利便工作物等の占有の期間の終期を限度とする。

(5) 広告物の設置場所、構造等

(ア) 広告物を設置する場所は、原則として、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分以外の道路の部分であること。

(イ) 広告物を道路上につき出して設置する場合には、道路の上空に設けられる部分の最下部と路面との距離が4.5m以上であること。ただし、歩道上においては2.5m以上とすることができる。

(ウ) 利便工作物等に添加する広告物の大きさは、原則として、表示方向から見た場合における当該工作物の幅及び高さを超えないものであること。ただし、街灯に添加するものにあつては、道路上に0.8mを超えてつき出さない範囲において広告物を添加することができる。

(エ) 利便工作物等に広告物を添加する場合には、著しく長大な利便工作物等を除き、原則として当該工作物1個につき1個（街灯にあつては1対）までとする。

(オ) 広告物を設置することにより、利便工作物等の本来の機能若しくは道路景観が著しく損われるおそれがある場合には許可しないものとする。

特に、道路景観の向上を主たる目的に設置される花壇その他道路の緑化のための施設等に添加する広告物については、慎重に取り扱うものとし、許可する場合にも必要最小限の大きさとし、当該施設の協賛者、寄贈者等の名称及び広告料が当該施設の整備又は維持管理に要する費用に充当される旨表示する簡素なものであること。

(例) 花壇その他道路の緑化のための施設等に添加する広告物の表示の大きさは表示方向から見た場合における当該施設等の外郭線内を一平面とみなしたものの大きさの20分の1以下で、かつ、0.5㎡以下であること。

(カ) 広告物は、明らかに車両の運転者に対し訴求するものではないこと。

(キ) 広告物の材質及び形状は、相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損い、又は公衆に危険を与えるおそれのないものであること。

(ク) 広告物の構造又は機能は、歩行者等が注視することで著しく路上に滞留し、又は車両の運転者が注視することでその運転や速度に影響を及ぼすことにより、交通に支障を生じさせるおそれのないものであること。

(ケ) 広告物の設置方法は、落下等のおそれがないように堅固に設置するほか、広告物が添加される利便工作物等の倒壊、損傷等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのないものであること。

特に、利便工作物等が老朽化している場合にあっては、広告物を添加することにより倒壊、損傷等のおそれが生じないよう慎重に取扱うものとする。

(コ) 広告物の設置により新たに道路上に死角を生じさせるものでないことを原則とする。やむを得ず死角が生ずる場合には、死角から車道への飛び出し事故を防止するため、必要と認められる安全策が講じられるものであること。

(6) 占用の許可の条件

広告物の占用の許可を行うに当たっては、一般的な条件のほか、必要に応じて、次に掲げる条件を附すこととする。

(ア) 事故時における連絡通報体制に関して変更がある場合には、道路管理者に届け出ること。

(イ) 道路管理者による監督処分等により利便工作物等の移設、撤去等が必要となる事態が生じたときは、当該利便工作物等に添加されている広告物についても同時に移設、撤去等されることを受忍すること。

(ウ) 利便工作物等の占用が廃止されるときは、当該利便工作物等に添加されている広告物も占用を廃止すること。

(エ) 広告物の落下、はく離、老朽、汚損等がないように定期的に点検等を実施するとともに、落下等が生じた場合には速やかに改修等の措置を行うこと。

特に、強風時等においては、広告物の落下等による事故を防止するために広告

物を一時的に撤去するなどの措置を講ずること。

(オ) 広告物の取扱いに関する次の各号に掲げる事項。

- ① 広告物の色彩等は、信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなものであってはならないこと。また、広告物は音声を用いたものではないこと。
- ② 広告物は、反射材式でないこと。
- ③ 広告物の表示内容は、公序良俗に反するものではないこと。
- ④ 広告物は、屋外広告物条例の許可を受けたものであること。

(7) 運用上の留意事項

(ア) 広告物を添加することを主たる目的として利便工作物等を設置することは本取扱いの趣旨とするところではなく、広告物の添加とあわせて利便工作物等の占用がなされる場合には、当該利便工作物等の占用の目的、必要性等を十分に確認すること。

(イ) 広告物の占用許可の申請に際しては、当該広告物を添加する利便工作物等の管理体制、管理の方法等を定めた管理規定等を徴すること。ただし、当該利便工作物等の占用許可に際し、既に管理規定等を徴している場合にあってはこの限りでない。

(ウ) 利便工作物等の占用主体と広告物の占用主体とが異なる場合には、次の各号に掲げる事項について確認すること。

- ① 広告物を添加する利便工作物等を使用する権利は、当該利便工作物等の設置時における費用負担関係を問わず、当該利便工作物等の占用主体が有すること。
- ② 利便工作物等に添加する広告物からの広告料が、当該利便工作物等の整備又は維持管理に要する費用に充当されること。
- ③ 利便工作物等及び広告物の設置又は管理に起因して、道路管理に支障が生じ、又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの占用主体が、その支障の原因関係に応じて責任を負うこと。この場合における各占用主体と道路管理者との間及び占用主体の相互間の連絡通報関係並びに各占用主体における責任の所在が明確であること。
- ④ 道路管理者が利便工作物等の占用主体に対し、監督処分等により利便工作物等の移設、撤去等を命ずる場合には、当該利便工作物等及びこれに添加する広告物の占用主体においても、当該広告物の移設、撤去等を含めてこれに応じる用意があること。
- ⑤ 利便工作物等の占用を廃止するときは、当該利便工作物等に添加する広告物も占用を廃止すること。
- ⑥ 利便工作物等に添加する広告物の占用を廃止する場合における当該利便工作物等の存置の可否及び権利関係について、占用主体双方の協議等により妥当な取扱いが定められること。

(エ) 広告物の占用に当たっては、広告料が地域活動等に要する費用の一部に充当されることを前提とするものであることにかんがみ、占用主体等が、自ら積極的に広告料の収支状況を公開するなど透明性を確保するとともに、広告料が利便工作

物等の整備又は維持管理に要する費用の一部に充当される旨を併せて表示するなど他の道路利用者の理解が得られるよう配慮すること。

2 地域活性化等イベントに伴う広告物の取扱例

(1) 広告料の充当対象とする地域活動等の内容と活動主体等

広告料の充当対象とする地域活動等は、地域の活性化や賑わいの創出等の観点から以下のいずれかの者が実施主体として行うイベント（以下「地域活性化等イベント」という。）とする。

- ① 地方公共団体
- ② 地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会等
- ③ 地方公共団体が支援するイベント（地方公共団体が支援する理由及び内容並びに当該イベントに係る占用の許可に関する意見を占有許可申請書に付しているもの）の実施主体
- ④ その他連絡協議会において実施主体として適当であると認められた者

(2) 広告物の形態

対象とする広告物は以下のいずれかの形態のものとする。

(ア) 地域活性化等イベントの実施に伴い、道路管理者から占有許可を得て道路上に設置する工作物、物件又は施設（(イ)に掲げるものを除く。以下「イベント工作物」という。）に対して、協賛者名等を表示する看板等を添加する形態、若しくはイベント工作物に協賛者名等を表示する形態のもの。

(例) 協賛者名を表示する看板を仮設ステージに添加

店名が表示されたオープンカフェ・パラソルの設置

(イ) 地域活性化等イベントに係る開催時期の告知、会場案内、歓迎装飾等を目的に設置する看板等に協賛者名等を表示する形態のもの。

(例) 協賛者名を表示したイベント開催時期の告知看板の設置

協賛者名を表示した歓迎装飾バナーを利便工作物等に添加

(ウ) 地域活性化等イベントの実施に伴い、交通規制により車両の通行が行われない道路の区間内かつ時間内であって、もっぱら当該イベントの用に供されていることが明らかである場合に協賛者名等を表示する看板等を設置する形態のもの。

(例) 公道マラソンのコース沿いに協賛者名を表示する看板を設置

パレードのコース沿いに商品名を表示する横断幕を設置

(3) 広告物の占有主体

原則として、地域活性化等イベントの実施主体が新規に占有許可申請を行うものとする。

(4) 占有の期間

占有の期間は、原則として、地域活性化等イベントの開催期間（イベント工作物の設置及び撤去に要する期間を含む。）を限度とする。ただし、当該イベントに係る開催時期の告知、歓迎装飾等を目的に設置される（2）（イ）に該当する広告物であ

って、当該イベントの開催前に設置することにやむを得ない事情があると認められる場合には、この限りでない。

(5) 広告物の設置場所、構造等

(ア) 広告物を設置する場所は、原則として、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分以外の道路の部分であること。

(イ) 広告物を道路上につき出して設置する場合には、道路の上空に設けられる部分の最下部と路面との距離が4.5 m以上であること。ただし、歩道上においては2.5 m以上とすることができる。

(ウ) 広告物の形態が(2)(ア)に該当するものについては、イベント工作物に添加する広告物の大きさが、原則として表示方向から見た場合における当該イベント工作物の幅及び高さを超えないものであること。

(エ) 広告物の形態が(2)(イ)に該当するものについては、看板等を設置する主たる目的にかんがみ、協賛者名等の表示の大きさは、原則として、表示面積全体の半分を超えないものとする。

なお、地域活性化等イベントに係る開催時期の告知、会場案内、歓迎装飾等を目的に設置する看板等のうち、協賛者名等の表示がない看板等が含まれる場合には、これを(2)(イ)に該当するものと同一の基準のもと取扱うこととして差し支えない。

(オ) 広告物の形態が(2)(ウ)に該当するものについては、交通規制により車両の通行が行われないことを前提として広告物の設置を認めるものであることから、交通規制が行われる時間内に限り設置されるものであること。

(カ) 広告物を設置することにより、イベント工作物の本来の機能若しくは道路景観が著しく損われるおそれがある場合には許可しないものとする。

(キ) 広告物は、明らかに車両の運転者に対し訴求するものではないこと。

(ク) 広告物の材質及び形状は、相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損い、又は公衆に危険を与えるおそれのないものであること。

(ケ) 広告物の構造又は機能は、歩行者等が注視することで著しく路上に滞留し、又は車両の運転者が注視することでその運転や速度に影響を及ぼすことにより、交通に支障を生じさせるおそれのないものであること。

(コ) 広告物の設置方法は、落下等のおそれがないように堅固に設置するほか、広告物が添加される工作物等の倒壊、損傷等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのないものであること。

特に、広告物の形態が(2)(ウ)に該当するものについては、沿道に多くの歩行者又は見物者が滞留することが予想されることなどから、歩行者等が接触することによる広告物の倒壊等による事故を防止するための安全策が講じられるものであること。

(サ) 広告物の設置により新たに道路上に死角を生じさせるものでないことを原則とする。やむを得ず死角が生ずる場合には、死角から車道への飛び出し事故を防止するため、必要と認められる安全策が講じられるものであること。

(6) 占用の許可の条件

広告物の占用の許可を行うに当たっては、一般的な条件のほか、必要に応じて、次に掲げる条件を附すこととする。

- (ア) 事故時における連絡通報体制に関して変更がある場合には、道路管理者に届け出ることを。
- (イ) 道路管理者による監督処分等によりイベント工作物の移設、撤去等が必要となる事態が生じたときは、当該イベント工作物に添加されている広告物についても同時に移設、撤去等されることを受忍すること。
- (ウ) イベント工作物の占有が廃止されるときは、当該イベント工作物に添加されている広告物も占有を廃止すること。
- (エ) 広告物の落下、はく離、老朽、汚損等がないように定期的に点検等を実施するとともに、落下等が生じた場合には速やかに改修等の措置を行うこと。
特に、強風時等においては、広告物の落下等による事故を防止するために広告物を一時的に撤去するなどの措置を講ずること。
- (オ) 広告物の取扱いに関する次の各号に掲げる事項。
 - ① 広告物の色彩等は、信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなものであってはならないこと。また、広告物は音声を用いたものではないこと。
 - ② 広告物は、反射材式でないこと。
 - ③ 広告物の表示内容は、公序良俗に反するものではないこと。
 - ④ 広告物は、屋外広告物条例の許可を受けたものであること。

(7) 運用上の留意事項

- (ア) 広告物を添加することを主たる目的としてイベント工作物を設置することは本取扱いの趣旨とするところではなく、広告物の添加とあわせてイベント工作物の占有がなされる場合には、当該イベント工作物の占有の目的、必要性等を十分に確認すること。
- (イ) 広告物の形態が(2)(ア)に該当するもののうち、イベント工作物に協賛者名等を表示する形態のものについては、これを一の占有物件として取扱うものとする。
- (ウ) 広告物の占有に当たっては、広告料が地域活動等に要する費用の一部に充当されることを前提とするものであることにかんがみ、占有主体等が、自ら積極的に広告料の収支状況を公開するなど透明性を確保するとともに、広告料が地域活性化等イベントの開催に要する費用の一部に充当される旨を併せて表示するなど他の道路利用者の理解が得られるように配慮すること。

各地方整備局道路部長
北海道開発局建設部長
沖縄総合事務局開発建設部長
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構総務部長

殿

国土交通省道路局
路政課長

道路占用許可に係る申請手続きの簡素化及び一層の弾力化について

道路占用許可の申請手続等については、「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月19日閣議決定）、「地域再生推進のためのプログラム」（平成16年2月27日地域再生本部決定）等を踏まえて簡素合理化を進めてきたところであるが、「規制・制度改革に係る方針」（平成23年4月8日閣議決定）において「道路占用許可が取得しやすくなるよう、（中略）申請手続の簡素化及び一層の弾力的運用を図ることについて、検討し、結論を得る。」こととされた。

これを受けて、これまでの関係通達を見直し、下記のとおり道路占用許可申請手続の簡素化及び許可の一層の弾力化を図ることとしたので、事務処理に遺憾のないようにされたい。

なお、本通知の内容については、警察庁交通局交通規制課と調整済みであることを申し添える。

記

1 事前相談について

道路上への物件の設置や路上イベント（以下「路上イベント等」という。）には多種多様な目的・形態が想定され、道路の占用により道路の構造又は交通に著しい影響を与える場合もあることから、当該路上イベント等に伴う占用許可に当たっては、特に慎重な審査が必要となるところである。このため、円滑に道路占用許可手続を進行させるためには、占用希望者から道路管理者に対し、路上イベント等の開催の目的、設置しようとする物件の概要、安全確保策等について十分な時間的余裕をもって事前相談がなされることが有効である。

道路管理者においては、道路占用許可手続を説明するホームページに事前相談の活用が円滑な占用許可の取得に有効であることを掲載するなどの方法により、占用希望者が事前相談を積極的に活用するよう、周知を図ること。また、事前相談においては占用希望者に同種同様の占用実績がないことをもって占用物件の管理能力や当該占用に係る公共性等に疑義を呈するのではなく、管理体制や占用目的を実質的に検討し、適切な助言を行うよう努めること。

2 路上イベント等における道路占用許可申請書の一括化

路上イベント等において、複数の露店やテーブル、椅子等の物件が同一の主体の管理及び責任の下で設置される場合がある。このような場合に個々の物件ごとに占用許可申請書を始めとする一連の書類の提出を求めるとすると、書類の量が増大して占用希望者に多大な負担を課するおそれがある。

道路管理者においては、合理的な範囲において1枚の道路占用許可申請書に複数の物件を記載させて一括して申請させることにより、占用主体の図面等の作成の労力を省くよう務めること。

なお、道路占用許可は道路区域に設けようとする物件に対して行うものであるところ、申請書の一括化は、路上イベント等のために交通規制のなされる区域であればどのような物件を設置しても構わないとするいわゆる「包括占用」を認める趣旨ではないので念のため申し添える。

3 道路占用許可申請書の添付書類について

道路占用許可申請書の添付書類については、占用許可の審査に必要な最小限のものを求めることとし、申請者に過度な負担をかけることのないよう厳に留意すること。

占用許可期間が満了し、占用主体が引き続き物件の占用を希望する場合、占用主体は更新の許可申請を行うこととなるが、当初申請時と変更のない物件については、当初申請時の図面を活用するなどにより、更新申請を行う者に必要以上の添付書類の提出を要求することのないようにすること。特に、反復的に開催される路上イベント等の申請においては、前回申請時の図面を活用するなどにより、一層の簡素化に努めること。

また、耐用年数の経過による老朽化等に伴い、既設の占用物件を撤去し、これに代わる同径同長の物件を設置しようとする場合のように、占用物件の同一性が失われていないと判断できる場合については、公益物件、一般物件の区分に関わらず、道路法第32条第3項の規定に基づく変更許可として事務処理を行うことにより、申請者に必要以上の添付書類の提出を要求することのないようにすること。

4 道路使用許可との一括受付制度について

道路占用許可と道路使用許可の両方が必要である場合としては工事中板囲の設置や露店の出店等が想定されるところ、道路法第32条第4項及び道路交通法第78条第2項の規定により、両申請について道路管理者又は警察署長のいずれか一方を経由して一括して行うことができるとされている。

上述の道路占用許可と道路使用許可の両方の申請を一括して受け付ける制度（以下「一括受付制度」という。）は、事前相談により調整済みの新規許可申請や変更申請に係る申請者の負担軽減に資するものであり、引き続き制度を積極的に周知するとともに、道路管理者が両方の申請を一括して受け付けた場合には、警察に対して可能な限り速やかに道路使用許可申請書等を送付することにより制度の円滑な運用に努めること。

また、一括受付制度の運用に当たっては、次の事項に留意すること。

(1) 警察との連携

道路管理者と警察との間における申請書の送付方法、添付書類の確認方法等について、警察と取決めを行うなど、一括受付制度の円滑な運用を図るための運用要領等について、警察と十分に調整し、意思統一を図るよう努めること。

なお、道路法第32条第5項又は道路交通法第79条に基づく協議については、一般的に文書で行われるものであるが、道路工事調整会議等の場を通じて包括的に協議しておくことも可能であるので、協議方法について警察と十分に調整すること。

(2) 事前相談の場における適切な指導

路上イベント等に伴い道路区域に物件を設ける場合、実施主体から道路管理者及び警察に対して事前に相談がなされることが多いことから、事前相談の場で、警察と連携しつつ、必要な指導、助言等を行い、それぞれの申請内容、申請に必要な添付書類等について実施主体及び警察と十分に調整を済ませておき、道路管理者又は警察署長のいずれかの窓口申請書が一括して提出された後の手続きが円滑に行われるよう配慮すること。

(3) 一括受付制度の周知徹底

一括受付制度を広く周知するため、道路工事調整会議等の場を通じた制度の趣旨の説明、制度概要の申請窓口への掲示、地方整備局等のホームページへの掲載を始めとした広報活動を行うほか、制度について記載された部外向け資料の事務所又は出張所への備付け等を行うように努め、事業者だけでなく広く国民を対象として周知を図ること。

5 占用の期間について

占用の期間については、道路法施行令第9条に期間の上限を定めているところであるが、その運用に当たっては、合理的な理由もなく短い許可期間とすることでいたずらに更新手続きを繰り返させることのないようにすること。また、一定期間、継続的・反復的に開催される路上イベント等に係る占用にあつては、開催のたびに許可申請書の提出を求めるのではなく、申請者の要望に応じ、例えば一定期間内の土曜日及び日曜日の特定の時間を許可期間とする占用許可を行うなどにより、申請者の事務手続きの負担軽減を図ること。

6 その他

次に掲げる通達又は通知については、廃止する。

- (1) 「道路占用の手続き等について」（昭和50年1月30日付け建設省道政発第9号路政課長通達）
- (2) 「道路占用許可事務等の簡素化について」（昭和58年2月9日付け建設省道政発第18号路政課長通達）
- (3) 「道路占用許可（更新）手続き簡素化措置の徹底について」（平成7年3月6日付け建設省道政発第32号路政課長通達）
- (4) 「道路占用許可申請書が提出された際の取扱いについて」（平成7年3月30日付け建設省道政発第49号路政課長通達）
- (5) 「占用許可申請手続きの簡素合理化について」（平成17年3月17日付け国道利第30号路政課長通知）
- (6) 「許認可等申請手続きの簡素合理化に関する行政評価・監視の結果（勧告）」に基づく道路占用許可申請手続きの簡素・合理化について」（平成17年3月17日付け国道利第32号道路利用調整室長通知）

各地方整備局道路部長
北海道開発局建設部長
沖縄総合事務局開発建設部長
独立行政法人

日本高速道路保有・債務返済機構総務部長

あて

国土交通省道路局路政課長

道路占用制度の弾力化による道路維持管理への民間活用について

標記については、「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン（以下「アクションプラン」という。）」（平成25年6月6日民間資金等活用事業推進会議決定）において、「公的不動産の有効活用など民間の提案を活かしたPPP事業」として具体的に推進すべき取組とされたほか、「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」（平成25年6月14日閣議決定）においては、アクションプランを実行に移すこととされたところである。

このため、地域の観光産業やエネルギー関連ビジネスの強化に資する占用物件について道路占用料を減額するとともに、民間からの提案により実施される道路維持管理への協力により官民連携を図ることとした。

これらに伴う道路占用料の取扱については、下記のとおりとするので、遺憾のないようにされたい。

なお、本取扱の実施状況を把握するため、下記の取扱により占用許可を行った場合には、平成29年3月31日までの間、本省道路局路政課へ報告願いたい。

記

1 対象物件

- (1) 道路法施行令（昭和27年政令第479号）第7条第2号に掲げる太陽光発電設備及び風力発電設備
- (2) 都市再生特別措置法施行令（平成14年政令第190号）第15条に掲げる
 - ① 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
 - ② 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
 - ③ 道路法施行令第11条の9第1項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの

2 占用料の額

1に掲げる占用物件の設置に併せて占用主体により提案される道路維持管理への協力（占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定又は道路施設への電力供給など）が行われる場合にあっては、道路法施行令で定める額の90%を減額する。

3 その他

2の減額率を適用する場合には、別に定める減額率は適用しない。

原議保存期間 10年
(平成26年12月31日まで)

警視庁交通部長
各道府県警察本部長
(参考送付先)
庁内各局部長
各管区警察局広域調整部長

警察庁丁規発第19号
平成16年3月18日
警察庁交通局交通規制課長

イベント等に伴う道路使用許可の取扱いについて

「構造改革特別区域基本方針の一部変更について」(平成15年7月4日閣議決定)による変更後の「構造改革特別区域基本方針」(平成15年1月24日閣議決定)の別表2及び「地域再生推進のためのプログラム」(平成16年2月27日地域再生本部決定)の別表2においては、地域活性化等を目的とするイベント等に伴う道路使用の許可申請にあたり、実施主体と都道府県警察や地域住民、道路利用者等との調整・合意形成の円滑化を図るために必要な事項等を明確化するための通達を発出することとされているところであるが、イベント等に伴う道路使用許可についての基本的考え方及びイベント等に伴う道路使用許可手続の円滑化のための措置は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 イベント等の定義

この通達において「イベント等」とは、地方公共団体等が関与して行われる地域活性化等を目的とするイベント(オープンカフェの設置を含む。)、映画ロケーション等をいうものとする。

2 イベント等に伴う道路使用許可についての基本的考え方

道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条第1項第4号の規定に基づく都道府県公安委員会規則において、道路使用許可を受けなければならない行為として、道路においてイベント等を実施することが規定されている場合は、道路においてイベント等をしようとする者は、警察署長の道路使用許可を受けなければならない。

この場合において、地域住民や道路利用者等の合意に基づいて行われるイベント等については、オープンカフェ等の経済活動も含め、地域の活性化に資するという社会的な意義を有する場合があることから、イベント等に伴う道路使用許可については、その手続が円滑に行われるよう配慮すること。

また、イベント等に伴う道路使用許可の可否の判断は、警察署長が道路交通法第77条第2項に基づいて個別具体的に行うこととなるが、同項第3号

に該当するものとして、交通への影響度合いを上回る公益性があると判断するに当たっては、そのイベント等の開催目的とともに、イベント等のために道路を使用することについての地域住民、道路利用者等の合意形成の度合いを見定める必要があることに留意すること。

3 イベント等に伴う道路使用許可手続の円滑化のための措置

(1) 事前相談への適切な対応

イベント等に伴う道路使用許可手続が円滑に行われるためには、イベント等の実施主体から警察に対して十分な時間的余裕を持って事前相談がなされることが望ましいことから、イベント等の実施主体にその旨を周知するとともに、イベント等の実施主体から事前相談がなされた場合は、交通管理の観点から適切な助言、情報提供等を行うこと。

(2) 地域住民、道路利用者等の合意形成の円滑化を図るための措置

ア イベント等のために道路を使用することについての地域住民、道路利用者等の合意形成は、イベント等の実施主体の責任においてなされるべきものであるが、警察は、イベント等の実施主体に対して、必要な助言、情報提供等を行うことにより合意形成の円滑化に協力すること。

イ 地域住民、道路利用者等との合意形成の円滑化を図るために果たす地方公共団体の役割を踏まえ、必要な助言、情報提供等を行うなどして、合意形成の円滑化に向けた地方公共団体の取組みとの連携に努めること。

ウ 地域住民、道路利用者等の合意形成の円滑化を図るため必要があると認められるときは、合意形成の状況、合意形成のために必要な措置等について検討を行うため、イベント等の実施主体に対して、地域住民、道路利用者等から構成される協議会等の協議の場の設置を求めること。

なお、新しい協議の場を設置する代わりに、警察署協議会等の既存の枠組みを活用することとしても差し支えない。

エ 協議の場には、次の者が参画することが望ましい。

(ア) イベント等の実施主体

(イ) 地方公共団体の職員

(ウ) 地域住民や地元商店街の代表

(エ) 地元商工会議所やTMO (Town Management Organization) の代表

(オ) 地元運送事業者(バス、タクシー事業者等)の代表

(カ) 地域住民、道路利用者等の合意形成の円滑化を図るための活動を行っていると思われるフィルムコミッション等の代表

(キ) その他協議の場への参画を得る必要のある者

なお、イベント等の規模によっては、パブリックコメント等の手法を用いて当該道路を利用する当該地域外の道路利用者の意見を協議の場に

反映させる措置に配慮することが望ましい。

オ 警察は、例えばオブザーバーとして協議の場に参加するなどして、イベント等が実施される場所の道路交通の状況、交通規制の実施状況、類似のイベント等の実施による周辺交通への影響や地域住民、道路利用者等から寄せられた苦情の有無等について必要な情報を提供するとともに、より交通への影響を少なくするためのイベント等の実施方法等について適切な助言を行うこと。

また、道路占用許可の主体である道路管理者に対しても、例えばオブザーバーとして協議の場への参加を求めるなどして、道路管理者との連携を図ること。

カ イベント等の実施主体が行う協議の場の運営に対して、必要な協力を行うこと。

キ 地域住民、道路利用者等の合意形成の円滑化を図るための活動を行っていると思われるフィルムコミッション等に対しては、適切な情報提供等を行うことにより、その活動を支援すること。

ク イベント等の実施に伴い地域住民、道路利用者等から警察に対して要望、意見、苦情が寄せられた場合は、可能な範囲でこれを集約し、イベント等の実施主体に提供すること。

原議保存期間 10年
(平成27年12月31日まで)

警視庁交通部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)
各管区警察局広域調整部長

警察庁丁規発第23号
平成17年3月17日
警察庁交通局交通規制課長

民間事業者等による経済活動に伴う道路使用許可の取扱いについて
「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定。
別添1)及び「地域再生推進のためのプログラム」(平成16年2月27日地
域再生本部決定。別添2)においては、「道路の占用、使用については、民間
事業者等が、一時的なイベント等に限らず、地域の合意に基づいて、継続的かつ
反復的に街の賑わいに資する多様な経済活動を行うことが可能となるよう、
その許可に関し一層弾力的な透明性の高い運用」が図られるよう措置すること
とされている。

これらの諸決定を踏まえ、今後は下記の点に留意し、民間事業者等による経
済活動に伴う道路使用許可について、一層弾力的な透明性の高い運用を図ること
とされたい。

なお、本通達の内容は、国土交通省道路局と調整済みである。

記

1 民間事業者等による経済活動に伴う道路使用許可についての基本的な考え方

民間事業者等が街の賑わいに資するものとして道路上で行おうとする活動の形態は多様であり、その中には、継続的かつ反復的に行われる収益を伴う活動(以下「経済活動」という。)も含まれ得るところであるが、警察署長が民間事業者等による経済活動に対する道路使用許可の可否を判断するに当たっては、当該経済活動が収益を伴うものであること又は継続的かつ反復的に行われるものであることの一事をもって直ちに否定的な判断を下すことなく、道路交通法第77条第2項に基づき、当該経済活動による交通への影響の度合い、当該経済活動の公益性の程度、地域住民、道路利用者等の合意形成の状況等を総合的に勘案した上で、個別具体的に判断すること。

この場合において、民間事業者等による収益を伴う活動は、特定の民間事業者等の利益となるという側面があり、また、継続的かつ反復的に行われる活動は、一般的に、交通への影響の度合いが大きいことから、警察署長が、民間事業者等による経済活動について、道路交通法第77条第2項第3号に基づき、交通への影響の度合いを上回る公益性があると判断するに当たって

は、特に次の点に留意すること。

(1) 民間事業者等が道路上で行おうとする活動の目的

民間事業者等による経済活動の公益性を判断するに当たり、当該経済活動が地域の活性化や都市における賑わいの創出等を目的とし、又はこれらに資するものであると認められるか否かを考慮すること。

(2) 地域住民、道路利用者等の合意形成

民間事業者等が道路上で行おうとする活動が経済活動である場合は、当該経済活動のために道路を使用することについて、「イベント等に伴う道路使用許可の取扱いについて」（平成16年3月18日付け警察庁丁規発第19号）の記3に定める措置を講ずること。

なお、民間事業者等による経済活動は、地域住民、道路利用者等と利害が対立する場合もあることから、合意形成の度合いを慎重に見定めること。

(3) 地方公共団体の関与

地方公共団体が地域住民、道路利用者等の合意形成の円滑化を図るために果たす役割にかんがみ、民間事業者等による経済活動の公益性を判断するに当たり、当該経済活動に伴う道路の使用についての地方公共団体の関与の有無及び程度を考慮すること。

2 道路管理者との連携

道路使用許可が必要となる民間事業者等による経済活動は、通常、道路法第32条第1項の規定に基づく道路管理者による道路占用許可の対象となることから、民間事業者等による経済活動に伴う道路使用許可の可否を判断するに当たっては、道路管理者と緊密に連携すること。

別添 1

「規制改革・民間開放推進3か年計画」(抄)

〔平成16年3月19日
閣議決定〕

重点計画事項

(分野横断的な取組)

1 「規制改革推進のためのアクションプラン」の適切な実行

13 公共施設・サービス等の民間開放の促進

(2) 公共施設の民間による「使用」(利活用)の推進 - 「公物管理」

規定に基づく「占用許可」条件の見直しなど -

道路占用許可、道路使用許可の弾力化

道路の占用、使用については、民間事業者等が、一時的なイベント等に限らず、地域の合意に基づいて、継続的かつ反復的に街の賑わいに資する多様な経済活動を行うことが可能となるよう、その許可に関し一層弾力的な透明性の高い運用が図られるよう措置するとともに、管理者の「占用許可」と警察署長の「使用許可」の両方が必要である場合について、両手続の統合の推進も含め、一層の簡素合理化を図る。【平成16年度中に措置】

別添 2

地域再生推進のためのプログラム（抄）

〔平成 16 年 2 月 27 日〕
〔地域再生本部決定〕

昨年 10 月 24 日から、地域再生本部（以下「本部」という。）では、地域経済の活性化と地域雇用の創造について、地域の視点から積極的かつ総合的に推進してきたところであり、第 2 回本部（平成 15 年 12 月 19 日）において、「地域再生推進のための基本指針」（以下「基本指針」という。）を決定し、制度の具体化に当たって踏まえるべき制度の目的、取組の方針等について定めたところである。

また、基本指針に基づき、平成 16 年 1 月 15 日を締切り期限として、地域再生構想の提案を募集したところ、392 の主体から、673 件の提案が寄せられた。政府においては、「地域が自ら考え、行動する、国はこれを支援する」ことを基本とし、「実現するためにはどうすればいいか」という方向で検討を重ねてきた。

地方公共団体や民間事業者等の熱意を政府として確かに受け止め、地域再生を一刻も早く実現するために、地域再生を推進するための具体的な制度の骨格、国として講ずべき支援措置の内容、今後のスケジュール等について、ここに「地域再生推進のためのプログラム」を定め、政府として着実な実行を図る。

4 地域再生の推進のために政府が実施すべき施策に関するプログラム

（2）提案募集に基づき講じることとする支援措置

別表 2 に掲げられた事項は、全国において講じる支援措置である。

別表 2 (全国を対象とした支援措置)

番号	担当省庁	事項名	措置区分	支援措置の概要	実施時期
201001	警察庁	映画ロケ、イベント等及びカーレースに伴う道路使用許可の円滑化	通達	平成 15年度中に、都道府県警察に対し、地域活性化等に資する映画ロケ、イベント等及びカーレースに伴う道路使用の許可申請にあたり、実施主体と都道府県警察や地域住民、道路利用者等との調整・合意形成の円滑化を図るために必要な事項等を明確化するための通達を発出する。	平成 15年度中
201002	警察庁	民間事業者等の経済活動に伴う道路使用許可の円滑化	通達	平成 16年度中に、都道府県警察に対し、民間事業者等が、一時的なイベント等に限らず、地域の合意に基づいて、継続的かつ反復的に街の賑わいに資する多様な経済活動を行うことが可能となるよう、道路使用許可に関し一層弾力的な透明性の高い運用を図るための通達を発出する。	平成 16年度中
230001	警察庁 国土交通省	道路使用許可・道路占用許可の手續改善	通達	平成 16年度中に、道路使用許可と道路占用許可の両方が必要である場合について、一方の窓口に一括して申請できる制度を申請者に広く周知しその活用を促進するなど、手續の一層の簡素合理化を図るための通達を発出する。	平成 16年度中

原議保存期間 5 年
(平成29年 3月31日まで)

警視庁交通部長
各道府県警察本部長 殿
(参考送付先)

警察庁丁規発第102号
平成23年 7月 4日
警察庁交通局交通規制課長

各管区警察局広域調整(総務監察・広域調整)部長

イベント等に伴う道路使用許可に係る申請手続の簡素化及び一層の弾力化について(通達)

イベント等に伴う道路使用許可については、「規制・制度改革に係る方針」(平成23年 4月 8日閣議決定。別添参照)を受け、「イベント等に伴う道路使用許可の適正な取扱いについて」(平成23年 4月28日付け警察庁丁規発第75号)を発出し、既に発出済みの関連通達の周知を図ったところであるが、道路使用許可申請者の要望等も踏まえ、下記のとおり、申請手続の簡素化及び一層の弾力化を図ることとしたので、遺憾のないようにされたい。

記

1 事前相談又は申請時における留意事項

(1) 事前相談についての更なる周知

イベント等の開催については、道路交通への影響が大きい場合が多いことから、円滑に道路使用許可手続を進行させるためには、一般に、所轄警察署(高速道路交通警察隊を含む。以下同じ。)に対し、十分な時間的余裕をもって事前相談がなされることが有効である。

しかしながら、近時、十分な事前相談がなされていないイベント等について道路使用許可の申請がなされる例も見られることから、道路使用許可手続を説明する都道府県警察のホームページに、イベント等については事前相談を行うべきであることを記載するなどの方法により、事前相談について更なる周知を図ること。

(2) 一体として運営されている露店等に係る許可の一括化

複数の露店等が同一の機会(場所・時間)に出店されている場合において、当該露店等の運営全般が一の運営団体の管理及び責任の下で一体として運営されている実態があるときは、それぞれの露店等について道路使用

許可の申請を求めるのではなく、全体として一つの行為として取り扱うことが可能であることから、申請者の要望に応じ、許可を一括化して申請者の負担軽減を図ること。

なお、一つの行為として取り扱うかどうかの判断に当たっては、行為の主体、目的、時間、場所、方法及び態様を勘案して、全体として一つのイベント等と評価し得るかどうかに留意すること。

(3) 道路占用許可との一括受付制度の更なる周知

道路使用許可と道路占用許可の双方が必要である場合については、「道路使用許可申請手続の簡素合理化について」（平成17年3月17日付け警察庁丁規発第24号）で示したとおり、両許可に係る申請を一括して受け付けることができるところであるが、依然として一括受付制度の利用実績が高いとはいえ、また、利用実績がない都道府県もあるなど運用状況にむらが見られることから、道路使用許可手続を説明する都道府県警察のホームページに一括受付制度についても記載するなどの方法により、一括受付制度について更なる周知を図ること。

なお、一括受付制度について、道路管理者との必要な調整を終えていない都道府県警察にあっては、速やかに調整を図ること。

(4) 地域住民等の合意形成の方法に関する助言

地域住民、道路利用者、関係事業者等による合意形成に当たり協議会を活用する場合、案件によっては、当該協議会における合意に加えて、当該協議会の構成員の同意書等を求めることがある。

このような手順においては、協議会の場において同意書を徴すること等により事務の煩瑣を避けることができることから、事前相談に対する情報提供に当たっては、こうした手法についても必要な助言を行うこと。

2 道路使用許可の判断に当たっての留意事項

(1) 新規のイベント等に対する適切な判断

これまで開催実績のない新規のイベント等については、その事前相談又は審査において、警察が過度に否定的な姿勢を示しているとの指摘がある。

新規のイベント等の開催について、その全容を把握するため警察が具体的な説明を求めることは当然であるが、新規のイベント等の開催について一概に否定的な姿勢をとることなく、道路交通への影響、当該イベント等の公益性等について、実態に即した判断を行うこと。

なお、新規のイベント等に対しては、必要となる書類や地域住民等の合意形成等について十分な情報提供を図るとともに、開催場所、開催時間、イベント等の形態等の変更についても、柔軟な検討や助言を行うように努めること。

(2) 開催実績に対する適切な評価

継続して開催されるイベント等については、その開催実績について警察が正当に評価していないとの指摘がある。

開催実績があるイベント等については、過去のイベント等における問題点の解消等を図るとともに、道路交通への影響等に変化がないことを確認することは当然であるが、過去のイベント等が大きな問題は生ずることなく開催されていた場合には、当該開催実績も考慮して当該イベント等に係る道路使用許可について判断すること。

3 全般的な留意事項

(1) 丁寧な説明

イベント等の実施に当たり道路使用許可を申請する者は、道路工事の場合等とは異なり、道路使用許可を受ける機会が少ないものである場合も多いことから、イベント等に係る道路使用許可の申請者に対しては、道路使用許可の手続、警察の判断、道路使用許可に付された条件等について、その理由等も含めて、丁寧な説明に努めること。

(2) 警察署の担当者に対する指導及び教養の徹底

道路使用許可は警察署で取り扱われる手続であることから、本通達の内容を含め、道路使用許可の取扱いに関する留意事項については、申請者に現実に接することとなる警察署の担当者に対し、定期的に指導及び教養を行うこと。

「規制・制度改革に係る方針」(抄)

〔平成23年4月8日〕
閣議決定

各分野における規制・制度改革事項

3 農林・地域活性化分野

道路使用許可等の弾力的運用及び申請手続の簡素化

歩道・車道空間を活用した地域の各種イベントを開催する場合、道路使用及び占用許可が取得しやすくなるよう、既に発出済みの道路使用許可及び占用許可の取扱いに係る通知等や道路占用許可に係る申請書の様式の統一化について、改めて周知徹底を行うとともに、申請手続の簡素化及び一層の弾力的運用を図ることについて、検討し、結論を得る。平成23年度検討・結論

河川敷地の占用許可について

平成11年8月5日建設省河政発第67号
各地方建設局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長、
各都道府県知事あて 建設事務次官通達

改正平成17年3月28日国河政第139号
最終改正平成23年3月8日国河政第135号

(平成11年制定時の通達文)

河川敷地占用許可準則を別紙のとおり定めたので、下記の事項に留意の上、河川敷地の占用許可の適正な執行を図られたく、命により通達する。

なお、平成6年10月17日付け建設省河政発第61号「河川敷地の占用許可について」は、廃止する。

記

一 河川敷地占用許可準則の改正の背景

河川敷地は、河川の流路を形成し、洪水の際には安全にこれを流下させ、洪水による被害を除却し、又は軽減させるためのものであり、また、公共用物として、河川環境に配慮しつつ、他の利用に支障のない範囲で一般公衆の多様な利用に供すべきものである。

平成9年度には、河川法（昭和39年法律第167号）の改正がなされ、河川の管理は、治水、利水及び河川環境の整備と保全が達成されるよう総合的に行うべきこと等とされたところであり、これに対応した河川敷地占用許可準則の改正が必要となっていたところである。

二 河川敷地占用許可準則の改正の視点

今回の河川敷地占用許可準則の改正は、次のような視点から行なったものである。

- (1) 平成8年6月の河川審議会答申「21世紀の社会を展望した今後の河川整備の基本的方向について」において、「川の365日」を意識しつつ河川行政を展開することが重要である旨指摘されたところであり、自然豊かで、貴重なオープンスペースである河川敷地については、河川環境に配慮しつつ、個々の河川の実態に即して、適正かつ多様な利用をより一層推進することにより、国民の河川への親しみを醸成していくことが必要となっていること。
- (2) 河川敷地は、基本的にはその周辺の住民により利用されるものであること等にかんがみ、その占用の許可に当たっては、景観や自然環境との調和を図りつつ街づくりへの活用を図ること、及び地域の意見を十分に反映することことが重要である。この点については、平成11年3月の第2次地方分権推進計画においても、地域に密着している河川敷地の利用等の分野に関しては、できるだけ地元市町村等の主体性が尊重されるよう、市町村等が参画できる範囲を拡大するための措置を講ずることとされ、具体的には、地先の河川敷地の利用について地元市町村が主体的に判断できるようにするための包括占用許可を実施することとされたこと。

- (3) 従来の準則においては必ずしも許可方針が明確でなかった道路としての河川敷地の利用について、その設置が認められる場合を具体的に明示する必要があること。
- (4) 河川敷地の適正かつ多様な活用を図っていくためには、その占用許可の準則をできる限り具体的で、かつ、国民に分かり易いものとする必要があること。また、占用の許可の運用が厳格に過ぎるのではないかという批判があること。

三 河川敷地占用許可準則の運用上の留意点

改正後の河川敷地占用許可準則の運用に当たっては、特に以下の点に十分留意する必要がある。

- (1) 占用の許可の目的となる施設の範囲を従来より拡大したところであり、治水上、利水上又は河川環境上の支障が生じないように配慮しつつ、狭い国土条件の下で、河川敷地の公共用物としての活用の在り方について十分に検討し、適正な利用が行われるよう制度の運用に当たること。
- (2) 平成9年度の河川法の改正において、河川整備計画の策定に当たって地域の意見を聴くこととされたことにかんがみ、河川敷地の占用の許可に当たっても同様の手続を設けていること。具体の占用の許可に当たっては、地域の意見を踏まえつつ、占用施設の公共性等を勘案の上、河川管理者が判断すべきこと。
- (3) 河川環境の保全に対する国民の要請は高まっており、河川環境に係る計画において保全すべきこととされる河川敷地については厳にその保全に努めるべきであること。
- (4) 河川環境を保全するため、便所、ベンチ等も含め、工作物のデザイン、色彩等を河川全体の景観と調和したものとする必要があること。
- (5) 道路の敷地として河川敷地を活用するに当たっては、河川管理上の支障が生じないように、堤防等の河川管理施設の工事に係る費用の負担方式、洪水時の交通規制等のルールについて、あらかじめ道路・交通担当部局と調整する必要があること。
- (6) 包括占用許可については、地先の河川敷地の利用について地元市町村が主体的に判断できるようにするという本制度の創設の趣旨にかんがみ、市町村の創意工夫が十分に活かされるよう運用する必要があること。
- (7) 河川敷地の利用方法は、公共性の高いものを優先する必要があるほか、地域社会の状況変化に対応した適正なものである必要があること。このため、占用の許可の更新に当たっては、改正後の準則に従って適正な運用を行う必要があること。
- (8) 河川の利用は、洪水、津波等の危険を内包するものであるため、このような緊急時における情報伝達体制を整備し、占用施設の利用者の避難が円滑に行なわれるよう、許可条件の付加及びその履行の確保を的確に行う必要があること。

(平成17年一部改正時の通達文)

標記については、平成11年8月5日建設省河政発第67号をもって通達したところであるが、この度、平成16年11月29日付け社会資本整備審議会の答申を受け、別紙のとおり、河川敷地占用許可準則の一部を改正したので、命により通達する。

なお、この答申においては、河川空間を活用したまちづくり、地域づくりを推進する動きが全国各地で生じていること等を背景に、河川敷地の多様な利用について引き続き要望があることを踏まえ、占用施設について類型の追加・修正等を行うこと、包括占用者の許可対象範囲を広げることなど包括占用制度を改善すること、地元市町村の意見を聴くことについて河川行政実態に即した手続きの一部見直しを行うことなど河川敷地占用許可準則の一部を改める必要があるとされたところである。

(平成22年一部改正時の通達文)

標記については、平成11年8月5日建設省河政発第67号をもって通達したところであるが、この度、平成22年5月17日に策定された国土交通省成長戦略を踏まえ、別紙のとおり、河川敷地占用許可準則の一部を改正したので通知する。

(別紙)

第一章 総則

(目的)

第一 この準則は、河川が公共用物であることにかんがみ、治水、利水及び環境に係る本来の機能が総合的かつ十分に維持され、良好な環境の保全と適正な利用が図られるよう、河川敷地の占用の許可に係る基準等を定め、地域の意向を踏まえつつ適正な河川管理を推進することを目的とする。

(定義)

第二 この準則において「河川敷地」とは、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第6条第1項の河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。）をいう。

2 この準則において「占用の許可」とは、法第24条の許可をいう。

3 この準則において「占用施設」とは、占用の許可の目的である施設をいう。

4 この準則において「河川管理者」とは、法第9条第1項、第2項及び第5項、第10条第1項及び第2項並びに第11条第3項の規定により法第24条の許可を行う者をいう。

(占用許可の手続)

第三 占用の許可に関する手続は、行政手続法（平成5年法律第88号）に定めるところにより、適正に行なわなければならない。

(適用除外)

第四 この準則は、法第23条の水利使用のためにする河川敷地の占用には、適用しない。

第二章 通則

(占用許可の基本方針)

第五 河川敷地の占用は、第六に規定する占用主体がその事業又は活動に必要な第七第1項に規定する占用施設について許可申請した場合で、第八から第十一までの基準に該当し、かつ、河川敷地の適正な利用に資すると認められるときに許可することができるものとする。

2 前項の規定により占用の許可を行おうとする場合には、原則として、期限を定めて当該占用に係る河川敷地が存する市町村（特別区を含む。以下同じ。）の意見を聴くものとする。

3 前項の場合において、占用による影響が広域に及ぶこと等により必要があると認める場合には、同項の規定による意見聴取に併せ、期限を定めて他の関係市町村又は関係都道府県の意見を聴くものとする。

4 河川敷地の占用は、その地域における土地利用の実態を勘案して公共性の高いものを優先するものとする。また、公共性の高い事業のための占用の計画が確定し、当該

占用の計画について河川管理者が知り得た場合又は河川管理者に申出があった場合においては、他の者に対する占用の許可は、当該占用の計画に支障を及ぼさないようにしなければならない。

(占有主体)

第六 占用の許可を受けることのできる者は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第七第1項第七号に規定する占有施設を設置することが必要やむを得ないと認められる住民、事業者等及び同項第八号に規定する占有施設を設置することが必要やむを得ないと認められる非営利の愛好者団体等もそれぞれ当該占有施設について占用の許可を受けることができるものとする。

- 一 国又は地方公共団体（道路管理者、都市公園管理者、下水道管理者、港湾管理者、漁港管理者、水防管理者、地方公営企業等である場合を含む。）
- 二 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人都市再生機構、地方公社等の特別な法律に基づき設立された法人
- 三 鉄道事業者、水上公共交通を担う旅客航路事業者、ガス事業者、水道事業者、電気事業者、電気通信事業者その他の国又は地方公共団体の許認可等を受けて公益性のある事業又は活動を行う者
- 四 水防団体、公益法人その他これらに準ずる者
- 五 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業を行う者又は当該事業と一体となって行う関連事業に係る施設（以下「市街地開発事業関連施設」という。）の整備を行う者
- 六 河川管理者、地方公共団体等で構成する河川水面の利用調整に関する協議会等において、河川水面の利用の向上及び適正化に資すると認められた船舶係留施設等の整備を行う者（なお、第七第1項第六号口の船舶上下架施設（斜路を含む。）については、当分の間、同協議会が設置されていない場合には、地元市町村の同意を得た場合とする。）

(占有施設)

第七 占有施設は、次の各号に規定する施設とする。

- 一 次のイからニまでに掲げる施設その他の河川敷地そのものを地域住民の福利厚生のために利用する施設
 - イ 公園、緑地又は広場
 - ロ 運動場等のスポーツ施設
 - ハ キャンプ場等のレクリエーション施設
 - ニ 自転車歩行者専用道路
- 二 次のイからホまでに掲げる施設その他の公共性又は公益性のある事業又は活動のために河川敷地を利用する施設
 - イ 道路又は鉄道の橋梁（鉄道の駅が設置されるものを含む。）又はトンネル
 - ロ 堤防の天端又は裏小段に設置する道路
 - ハ 水道管、下水道管、ガス管、電線、鉄塔、電話線、電柱、情報通信又は放送用ケーブルその他これらに類する施設
 - ニ 地下に設置する下水処理場又は変電所
 - ホ 公共基準点、地名標識、水位観測施設その他これらに類する施設

- 三 次のイ及びロに掲げる施設その他の地域防災活動に必要な施設
 - イ 防災用等ヘリコプター離発着場又は待機施設
 - ロ 水防倉庫、防災倉庫その他水防・防災活動のために必要な施設
 - 四 次のイからホまでに掲げる施設その他の河川空間を活用したまちづくり又は地域づくりに資する施設
 - イ 遊歩道、階段、便所、休憩所、ベンチ、水飲み場、花壇等の親水施設
 - ロ 河川上空の通路、テラス等の施設で病院、学校、社会福祉施設、市街地開発事業関連施設等との連結又は周辺環境整備のために設置されるもの
 - ハ 地下に設置する道路、公共駐車場
 - ニ 売店（周辺に商業施設が無く、地域づくりに資するものに限る。）
 - ホ 防犯灯
 - 五 次のイからハに掲げる施設その他の河川に関する教育及び学習又は環境意識の啓発のために必要な施設
 - イ 河川教育・学習施設
 - ロ 自然観察施設
 - ハ 河川維持用具等倉庫
 - 六 次のイからニまでに掲げる施設その他の河川水面の利用の向上及び適正化に資する施設
 - イ 公共的な水上交通のための船着場
 - ロ 船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路を含む。）
 - ハ 荷揚場（通路を含む。）
 - ニ 港湾施設、漁港施設等の港湾又は漁港の関連施設
 - 七 次のイからニまでに掲げる施設その他の住民の生活又は事業のために設置が必要やむを得ないと認められる施設
 - イ 通路又は階段
 - ロ いけす
 - ハ 採草放牧地
 - ニ 事業場等からの排水のための施設
 - 八 次のイ及びロに掲げる施設その他の周辺環境に影響を与える施設で、市街地から遠隔にあり、かつ、公園等の他の利用が阻害されない河川敷地に立地する場合に、必要最小限の規模で設置が認められる施設
 - イ グライダー練習場
 - ロ ラジコン飛行機滑空場
- 2 前項に規定する占用施設については、当該施設周辺の騒音の抑制及び道路交通の安全の確保上必要やむを得ないと認められる場合に限り、当該施設と一体をなす利用者のための駐車場の占用を許可することができる。この場合においては、本体施設の利用時間外及び洪水のおそれのある場合の使用の禁止、使用禁止時間帯における車両の撤去、洪水時の駐車車両の避難に係る夜間及び休日を含む情報伝達体制の整備等の許可条件を付すものとする。
- 3 第1項に規定する占用施設については、必要に応じて、施設利用者のための売店を、また、第1項第六号イに規定する占用施設については、料金所、待合所、案内板等を、当該施設と一体をなす工作物としてその設置を許可することができる。

(治水又は利水の基準)

第八 工作物の設置、樹木の栽植等を伴う河川敷地の占用は、治水又は利水の支障を生じないものでなければならない。この場合、占用の許可は、法第26条第1項又は第27条第1項の許可と併せて行うものとする。

2 前項の治水上の支障に係る技術的判断基準は、次の各号に掲げるとおりとし、河川の形状等の特性を十分に踏まえて判断するものとする。ただし、法第6条第2項に規定する高規格堤防特別区域、同条第3項に規定する樹林帯区域及び河川法施行令(昭和40年政令第14号)第1条第2項に規定する遊水地における占用については、適用しない。

一 河川の洪水を流下させる能力に支障を及ぼさないものであること。

二 水位の上昇による影響が河川管理上問題のないものであること。

三 堤防付近の流水の流速が従前と比べて著しく速くなる状況が発生させないものであること。

四 工作物は、原則として、河川の水衝部、計画堤防内、河川管理施設若しくは他の許可工作物付近又は地質的に弱い場所に設置するものでないこと。

五 工作物は、原則として河川の縦断方向に設けないものであり、かつ、洪水時の流出などにより河川を損傷させないものであること。

3 前項に規定するもののほか、樹木の栽植に関する治水上の支障に係る技術的判断基準については、別途定める河川区域内における樹木の植樹等に係る基準(以下「植樹基準」という。)によるものとする。

(他の者の利用との調整等についての基準)

第九 河川敷地の占用は、他の者の河川の利用を著しく妨げないものでなければならない。

2 河川敷地の占用は、必要に応じて、他の者の水面等の利用を確保するための河岸への通路又は河川管理用の通路が確保されていなければならない。また、河川敷地の利用をより一層促進するため、必要に応じて、公園等の占用施設相互の連携を図るための連絡歩道や便所、ベンチ等が確保されていなければならない。

(河川整備計画等との調整についての基準)

第十 河川敷地の占用は、河川整備計画その他の河川の整備、保全又は利用に係る計画が定められている場合にあつては、当該計画に沿ったものでなければならない。

2 前項に規定する計画において保全すべきこととされている河川敷地については、当該保全の趣旨に反する占用の許可をしてはならない。

(土地利用状況、景観及び環境との調整についての基準)

第十一 河川敷地の占用は、河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的及び社会的環境を損なわず、かつ、それらと調和したものでなければならない。

2 河川敷地の占用は、景観法(平成16年法律第110号)に基づく景観行政団体が景観計画に法第24条の許可の基準を定めた場合には、当該計画に定める基準に沿ったものでなければならない。

(占用の許可の期間)

第十二 占用の許可の期間は、第七第1項第一号から第七号までに規定する占用施設に係る占用にあっては十年以内、同項第八号に規定する占用施設に係る占用にあっては五年以内で当該河川の状況、当該占用の目的及び態様等を考慮して適切なものとしなければならない。

2 前項の許可の期間が満了したときは、当該許可は効力を失うものとする。

(占用の許可の内容、条件、監督処分等)

第十三 占用の許可は、当該占用の期間内に当該占用の目的を達成するために必要と認められる適切な内容のものとする。

2 占用の許可には、水質保全、占用に伴う騒音の抑制等環境の保全上必要な条件、情報伝達体制の整備、工作物の撤去等緊急時の適切な対応を確保するために必要な条件、占用の目的を達成するために必要な維持管理に関する条件その他の河川管理上必要があると認められる条件を付すものとする。

3 占用の許可の後、占用の許可を受けた者から報告を徴収するなどの方法により、適宜、占用の状況及び許可条件の履行状況の確認を行うものとする。

4 占用の許可を受けた者が法又は許可条件（法第26条第1項及び第27条第1項の許可条件を含む。）に違反している場合その他必要があると認められる場合においては、法第77条第1項に規定する是正措置の指示、法第75条第1項に規定する監督処分等の措置を、状況に応じて適正に実施するものとする。

(継続的な占用の許可)

第十四 占用の許可の期間が満了した後に継続して占用するための許可申請がなされた場合には、適正な河川管理を推進するため、この準則に定めるところにより改めて審査するものとする。

2 前項の場合において、従前のまま継続して占用を許可することが不適當であると認められるときは、この準則に適合するものとなるよう指導するとともに、必要に応じて、従前よりも短い占用の期間の設定、不許可処分等の措置をとるものとする。

(一時占用の許可)

第十五 工事、季節的な行事又は仮設物等のための河川敷地の一時的な占用の許可については、この準則によらないことができる。ただし、一時的な占用の許可については、これを同一の内容の占用について繰り返し許可することにより継続して占用することになるなど、この準則第六及び第七の規定の趣旨に反する許可をしてはならない。

第三章 包括占用の特例

(包括占用の許可)

第十六 地方公共団体、公益法人その他これらに準ずる者（以下「地方公共団体等」という。）に対して、治水上、環境の保全上等の河川管理上の支障が生じるおそれが少ない河川敷地について、第七第1項に規定する占用施設に該当する施設を設置する場合に、河川敷地の具体的利用方法を占用の許可後に当該地方公共団体等が決定できる占有（以下「包括占有」という。）の許可をすることができるものとする。

2 包括占用の許可は、地方公共団体等の区域に存する河川敷地のうち、あらかじめ当

該地方公共団体等が河川管理者と協議し、決定した区域（以下「包括占用区域」という。）を対象とするものとする。

- 3 前項の場合において、第十第1項に規定する計画において保全すべきこととされている河川敷地については、原則として包括占用区域としてはならない。

（第十第1項に規定する計画等との調整）

第十七 包括占用区域の具体的利用方法は、第十第1項に規定する計画が定められている場合にあっては当該計画に沿ったものであるとともに、都市計画法第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針（基本的な方針を定めていない市町村にあっては、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想等）に沿ったものでなければならない。

（包括占用区域の施設設置者による利用）

第十八 包括占用の許可を受けた地方公共団体等は、第六に規定する者に、包括占用区域の全部又は一部を第七第1項に規定する占用施設に該当する施設の設置を目的として使用させることができるものとする。

- 2 前項の規定に基づき、地方公共団体等が包括占用区域を使用することを認めた者（以下「施設設置者」という。）に包括占用区域を使用させる場合には、当該地方公共団体等は、包括占用区域の使用に係る契約（以下「使用契約」という。）を当該施設設置者と締結するとともに、その内容を河川管理者に報告しなければならない。
- 3 地方公共団体等は、使用契約を締結するときは、包括占用区域の使用の具体的内容（設置する占用施設の概要を含む。）、契約期間、施設の撤去に関する事項その他の必要事項を契約の内容とするほか、次の各号に掲げる条件を付すものとする。
 - 一 施設設置者による使用は契約の内容に従って適切に行うこと。
 - 二 施設設置者は地方公共団体等の指導監督に服すること。
 - 三 第二十第1項に規定する工作物の設置等の許可の状況によって契約を変更し、又は無効とすること。
 - 四 施設設置者による使用が関係法令若しくは契約内容に違反し、若しくは著しく不適切である場合又は河川工事その他の公益上やむを得ない必要がある場合には、地方公共団体等の意志表示により契約を解除できること。

（包括占用の許可の申請及び条件等）

第十九 包括占用の許可申請に当たっては、第七第1項に規定する占用施設に該当する施設の設置による包括占用区域の利用を目的とするとともに、第十七に規定する都市計画に関する基本的な方針等を申請書に添付するものとする。

- 2 包括占用の許可をする場合には、第十三第2項に規定するもののほか、第六から第十一までの規定を十分に踏まえて具体的利用方法を決定しなければならないこと、施設設置者に使用させる場合には使用契約を締結し、当該施設設置者を適切に指導監督することその他の必要な条件を付すものとする。
- 3 包括占用の許可をした場合には、当該包括占用区域及び許可の内容を適切な公示方法により周知するものとする。

（包括占用区域における工作物の設置等の許可）

第二十 包括占用区域において工作物の設置又は土地の掘削等若しくは樹木の栽植等を行おうとする場合には、包括占用の許可を受けた地方公共団体等又は施設設置者は、法第26条第1項又は第27条第1項に規定する許可申請を河川管理者に行わなければならない。なお、施設設置者が当該許可申請を行う場合は、地方公共団体等を經由して行うものとする。

- 2 前項の許可申請は、第十九第1項の許可申請と同時に行うこともできるものとする。
- 3 第1項の許可申請に際し、治水上支障が小さいと見込まれるベンチ等の工作物の設置又は樹木の栽植については、その設置等の範囲及び上限の数を申請書及びその添付図書に記載すれば足りるものとする。
- 4 前項の規定による許可申請に対して許可を行う場合には、工作物の設置又は樹木の栽植の範囲及び上限の数について条件を付するものとする。
- 5 前二項に規定する樹木の栽植については、植樹基準に定めるところにより、許可するものとする。
- 6 包括占用の目的に適合する駐車場、売店については、包括占用区域の中で適正な箇所設置できるものとする。

(包括占用許可に係る監督処分等)

第二十一 施設設置者の包括占用区域の使用が法又は許可条件（法第24条、第26条第1項及び第27条第1項の許可条件をいう。以下同じ。）に違反している場合その他必要があると認められる場合においては、河川管理者又は河川監視員は、次の各号に定めるところにより法第75条又は第77条等に基づき必要な措置をするものとする。

- 一 地方公共団体等に対しては、施設設置者に対する指導監督に関する指示、包括占用の許可の取消し等の監督処分等を、状況に応じて適正に実施すること。
- 二 施設設置者に対しては、行為の中止、工作物の除去等の指示、監督処分等を、状況に応じて適正に実施すること。

第四章 都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例

(都市・地域再生等利用区域の指定等)

第二十二 河川管理者は、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占有することができる河川敷地の区域（以下「都市・地域再生等利用区域」という。）を指定することができる。

- 2 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域を指定するときは、併せて当該都市・地域再生等利用区域における都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占用の方針（以下「都市・地域再生等占用方針」という。）及び当該施設の占有主体（以下「都市・地域再生等占有主体」という。）を定めるものとする。
- 3 都市・地域再生等占用方針には、次に掲げる施設のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占有の許可を受けることができる施設及びその許可方針を定めるものとする。
 - 一 広場
 - 二 イベント施設
 - 三 遊歩道

- 四 船着場
 - 五 船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路を含む。）
 - 六 前各号に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等
 - 七 日よけ
 - 八 船上食事施設
 - 九 突出看板
 - 十 川床
 - 十一 その他都市及び地域の再生等のために利用する施設（これと一体をなす第六号に掲げる施設を含む。）
- 4 都市・地域再生等占用主体には、次に掲げる者のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる者を定めるものとする。
- 一 第六に掲げる占用主体
 - 二 営業活動を行う事業者等であって、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において適切であると認められたもの
 - 三 営業活動を行う事業者等
- 5 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域の指定（都市・地域再生等占用方針の策定及び都市・地域再生等占用主体の指定を含む。第7項において同じ。）をしようとするときは、あらかじめ、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等の活用などにより地域の合意を図らなければならない。
- 6 都市・地域再生等利用区域は、都市及び地域の再生等のために利用する施設が当該河川敷地を占有することにより治水上又は利水上の支障等を生じることがない区域でなければならない。
- 7 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域の指定をしたときは、その旨を公表するものとする。

（都市及び地域の再生等のために利用する施設の占有の許可）

第二十三 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域においては、第五第1項の規定にかかわらず、都市・地域再生等占用主体が占有の許可を申請した場合において、当該占有が、都市・地域再生等占用方針及び第八から第十一までの基準に該当し、かつ、都市及び地域の再生等並びに河川敷地の適正な利用に資すると認められるときには、占有の許可をすることができる。

（占有の許可の期間）

第二十四 占有の許可の期間は、第二十二第4項第一号に掲げる者が都市・地域再生等占有主体となる占有にあつては十年以内、同項第二号及び第三号に掲げる者が都市・地域再生等占有主体となる占有にあつては三年以内で当該占有の態様等を考慮して適切なものとしなければならない。

（占有者以外の施設利用）

第二十五 第二十二第4項第一号に掲げる者が都市・地域再生等占有主体となる占有にあつては、その占有施設を営業活動を行う事業者等（以下「施設使用者」という。）

に使用（第二十二第3項各号に掲げる施設の設置を目的とする使用を含む。以下この章において同じ。）をさせることができるものとする。

- 2 河川管理者は、前項の規定により第二十二第4項第一号に掲げる者に対して、施設使用者に占用施設の使用をさせることを含む占用を許可する場合には、次の各号に掲げる条件を付すものとする。
 - 一 施設使用者に占用施設の使用をさせる場合には、使用契約を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること。
 - 二 施設使用者に占用施設の使用をさせることにより施設利用料を得る場合には、その収入を当該占用許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てること。
 - 三 施設利用料の徴収及び活用状況を、河川管理者に、年一回以上で河川管理者が定める回数報告すること。
- 3 第1項の規定に基づき、第二十三の占用の許可を受けた第二十二第4項第一号に掲げる者（以下「公的占用者」という。）が施設使用者に占用施設の使用をさせる場合には、当該公的占用者は、使用契約を当該施設使用者と締結するとともに、その内容を河川管理者に報告しなければならない。
- 4 公的占用者は、使用契約を締結するときは、占用施設の使用の具体的内容（使用する占用施設の概要を含む。）、契約期間、施設利用料、施設の撤去に関する事項その他の必要事項を契約の内容とするほか、次の各号に掲げる条件を付すものとする。
 - 一 施設使用者による使用は、契約の内容に従って適切に行うこと。
 - 二 施設使用者は、公的占用者の指導監督に服すること。
 - 三 施設使用者が取得する工作物の設置等の許可の状況によって、契約を変更し、又は無効とすること。
 - 四 施設使用者による使用が関係法令若しくは契約内容に違反し、若しくは著しく不適切である場合又は河川工事その他の公益上やむを得ない必要がある場合には、公的占用者の意思表示により契約を解除できること。
- 5 施設使用者による占用施設の使用が法又は許可条件に違反している場合その他必要があると認められる場合には、河川管理者又は河川監理員は、次の各号に定めるところにより法第75条又は第77条等に基づき必要な措置をするものとする。
 - 一 公的占用者に対しては、施設使用者に対する指導監督に関する指示、占用の許可の取消し等の監督処分等を状況に応じて適正に実施すること。
 - 二 施設使用者に対しては、行為の中止、工作物の除去等の指示、監督処分等を、状況に応じて適正に実施すること。

（通則の適用）

第二十六 第五第2項から第4項まで、第十二第2項、第十三及び第十四の規定は、第二十三の規定による占用の許可について適用する。

附 則

（経過措置）

- 1 この準則の制定の際占用の許可を受けて現に存し、又は現に工事中の占用施設の全部又は一部がこの準則に適合しない場合においては、当該占用施設に対しては、当分の間、この準則は適用しない。

2 前項に該当する占用施設について、当該占用の許可の期間が満了した後にも引き続き許可を与えようとするときには、許可申請者に対してこの準則に適合するものとなるよう努めることを指導するものとする。

(社会実験)

3 この準則にかかわらず、社会経済状況等の変化に柔軟かつ迅速に対応して、かつ地域の特性に即してこの準則を運用することを可能にするため、別途定めるところにより、社会実験を行うことができることとする。

4 この実験の結果については、適切に評価を行い、その結果をこの準則に反映させるものとする。

附 則（平成23年3月8日国河政第135号）

1 この通達は、平成23年4月1日から施行する。

2 「都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占用許可準則の特例措置について」（平成16年3月23日付け国河政第98号国土交通事務次官通達。以下「特例措置通達」という。）は、廃止する。

3 特例措置通達の廃止の際、現に特例措置通達に基づき河川局長が指定している区域における占用については、廃止前の特例措置通達は、平成24年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

国 河 政 第 9 8 号
平成 1 6 年 3 月 2 3 日

各 地 方 整 備 局 長
北 海 道 開 発 局 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長
各 都 道 府 県 知 事
横 浜 市 長
大 阪 市 長

） 殿

国土交通事務次官

都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占用許可準則
の特例措置について

従来、河川敷地の占用許可については、河川敷地占用許可準則（平成 1 1 年 8 月 5 日建設省河政発第 6 7 号。以下「準則」という。）により実施しているところであるが、今般、社会実験として、都市再生プロジェクト、地域再生計画その他これらに類する計画に係る地区内において河川局長が別途定める要件に該当すると認めて指定する区域について、下記の取り扱いを認めることとしたので通知する。

記

第一 都市及び地域の再生等のために準則に追加して認める河川敷地の占用は、第二に規定する占用主体がその事業又は活動に必要な第三に掲げる占用施設について占用許可申請した場合で、準則第八から第十一までの基準に該当し、かつ、河川敷地の適正な利用に資すると認められるときに許可することができるものとする。

第二 占用の許可を受けることのできる者は、準則第六に掲げる占用主体のほか、第三（ 1 ）に掲げる占用施設を設置する場合については、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において適切であると認められた営業活動を行う事業者等も占用の許可を受けることができるものとする。

第三 占用施設は、次の各号に掲げる施設とする。

(1) 次のイ及びロに掲げる施設その他の河川敷地そのものを都市及び地域の再生のために利用する施設

イ 広場

ロ イベント施設

次のイからハに掲げる施設その他の都市及び地域の再生のために利用する施設

イ 日よけ

ロ 船上食事施設

ハ 突出看板

(2)(1) に掲げる占用施設には、飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設等を、また、準則第七第一項四イの公共的な水上交通のための船着場等の占用施設には、切符売場、案内所等を当該施設と一体をなす工作物として設置することができる。

第四 第三に掲げる占用施設については、河川空間であることを踏まえ、特に景観及び社会的環境を損なわず、かつ、それらと調和したものでなければならない。

第五 占用者等が第三(1) に掲げる占用施設から施設利用料を得る場合、その収入は当該占用許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に用いるものとする。

第六 第三に掲げる占用施設に係る占用の許可の期間は、準則の規定にかかわらず、三年以内で当該河川の状況、当該占用の態様等を考慮して適切なものでなければならない。

各 地 方 整 備 局 長
北 海 道 開 発 局 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長
各 都 道 府 県 知 事
横 浜 市 長
大 阪 市 長

） 殿

国 土 交 通 省
河 川 局 長

「都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占用許可準則の特例措置について」の河川局長が別途定める要件について

平成 1 6 年 3 月 2 3 日付け国河政第 9 8 号をもって定められ、国土交通事務次官から貴職あてに通達された「都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占用許可準則の特例措置について」において河川局長が別途定める要件については、下記のとおりとするので通知する。

なお、区域全体の状況が、今回の特例措置を認める上で明らかに河川敷地占用許可準則（平成 1 1 年 8 月 5 日建設省河政発第 6 7 号。以下「準則」という。）第八から第十一までの治水上又は利水上の支障を生じないこと等の基準に照らして妥当なものであって、下記要件に該当するものに限り、社会実験に係る区域として認めることとする。

記

- 一 河川は公共用物であることから、準則においては、公共性又は公益性を有する者を原則的な占用主体としているところであるが、今般、営業活動を行う事業者等が河川敷地を利用するに当たっては、地元市町村が、地域住民に対して、当該営業活動を含む河川敷地の利用計画案等を周知し、意見提出の機会を与えた上で、当該利用計画を策定するなどにより、地域の合意が十分に図られていること
- 二 河川敷地利用の公平性を確保する観点から、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において、営業活動を行う事業者等の選定手続きを行うなどの調整を図る仕組みが明らかにされていること
- 三 占用施設の適正な管理が、将来に渡って確実に実施されるように、飲食店、売店、オープンカフェ等の広場、イベント施設と一体をなす工作物については、地元市町村等の公的機関が、占用許可を受け、営業活動を行う事業者等と使用契約を締結することにより当該占用施設を使用させるなどの措置を取ることが確実に確保されること

河川敷地占用許可準則の一部改正について

平成23年3月8日国河政第137号
各地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長、
各都道府県知事、札幌市長、仙台市長、千葉市長、
横浜市長、静岡市長、浜松市長、名古屋市長、
大阪市長、堺市長、岡山市長 あて
国土交通省河川局長通知

標記については、平成23年3月8日付け国河政第135号をもって、国土交通事務次官から通知されたが、下記の事項に留意のうえ、遺漏のないように措置されたい。
おって、貴管下市町村に対しても、この旨周知方取り計らわれたい。

記

第一 河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）改正の背景及び改正の視点

一 準則改正の背景について

河川敷地占用における占用主体は、公共性、公益性を有する者等に限定されてきたところである。これについては、都市及び地域の再生等に資する目的で営業活動を行う事業者等が河川敷地を利用できるようにすることにより、河川敷地を賑わいのある水辺空間等として積極的に活用したいという要望等を踏まえ、営業活動を行う事業者等による河川敷地の利用を可能とする特例措置を社会実験として実施してきたところである。

今般、これまでの社会実験の結果を踏まえ、国土交通省成長戦略に掲げる行政財産の商業利用の促進の観点から、営業活動を行う事業者等による都市及び地域の再生等に資する河川敷地の利用を実施可能とするため、準則を改正するものである。

二 準則改正の視点について

河川局長による区域指定を要することなく、営業活動を行う事業者等による河川敷地の利用を可能とするため、都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例に関する章を追加したものである。

第二 準則について

一 準則第二について

準則でいう「河川管理者」とは、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第9条第1項、第2項及び第5項、第10条第1項及び第2項並びに第11条第3項の規定により法第24条に規定する河川敷地の占用の許可を行う者であり、法に規定する河川管理者と異なる場合があることに留意されたい。

二 準則第二十二について

（1）第1項に規定する都市・地域再生等利用区域の指定は、地元都道府県又は市町村（特別区を含む。）からの要望等を契機として行うことを想定しているものである。

また、都市及び地域の再生等のための利用には、地域活性化に資する川を活か

したまちづくりのための利用などが含まれるものである。

- (2) 第2項に規定する都市・地域再生等占用方針には、①第3項各号に掲げる施設のうちから選定した、都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる施設名、②占用の許可を受けることができる施設に係る許可方針を定めるものとする。

都市・地域再生等占用方針において第3項第十一号に該当する施設を定める場合には、地域行事など地域における都市及び地域の再生等に係るニーズを十分に踏まえ、同項第一号から第十号までに掲げる施設名に準じて具体的な施設名を記載するものとする。

都市・地域再生等占用方針において定める許可方針は、占用の許可を受けることができる施設に共通の、又は施設ごとの、各々の施設の特性等を踏まえた占用の許可を可能とする要件、付すべき許可条件等の考え方を定めるものとする。

- (3) 第3項第一号から第十号までに掲げる施設は、都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる施設を例示したものであり、同項第十一号においてその他の都市及び地域の再生等のために利用する施設も都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる施設に含むものとしているものである。

第3項第四号及び第五号に掲げる船着場、船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路を含む。）については、当該占用施設の管理能力等を十分に有する者が占用主体となり、工作物設置許可基準（平成6年9月22日付け建設省河治第72号建設省治水課長通達）第四十二及び第四十三に掲げる基準に該当するものについて占用の許可をするものである。

第3項第六号中の「等」には、自動販売機などの施設が含まれるものである。

第3項第七号、第九号及び第十号に掲げる日よけ、突出看板及び川床については、堤内側のビル、家屋等から河川に突出した建築物の一部であることが想定されるものであり、当該建築物と一体的に適正に管理されることなどを考慮のうえ、占用を許可するものである。

第3項第八号に掲げる船上食事施設については、船舶の所有者が占用主体となり、原則として船舶係留施設に係留して営業活動を行うものであり、出水時等には当該河川敷地外に移動される、又は出水時の流水の作用、塵芥の影響及び風等の作用により船舶が転覆することなく、水位変動に対して確実に追従できる構造であることなど河川管理上支障のないものについて占用を許可するものである。

- (4) 第4項は、都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる者の類型を河川管理者が選択できることとしたものである。

第4項第一号に掲げる「第六に掲げる占用主体」を都市・地域再生等占用主体に定める場合には、当該公的占用主体が占用施設を施設使用者に使用（施設の設置を目的とする使用を含む。以下（4）において同じ。）をさせる場合にも、当該公的占用主体が使用をさせる事業者の選定及び施設の管理について責任を持つことになるので、公平性等を確保した河川敷地の利用の調整及び占用施設の適正な管理が図られることが期待される。

第4項第二号に掲げる「営業活動を行う事業者等であって、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において適切であると認められたもの」を都市・地域再生等占用主体に定める場合には、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において適

切であると認められた者が占用主体となることから、公平性等の確保が図られることが期待されるものである。なお、協議会によること以外にも、地元市町村の同意など地域の合意が確認できる幅広い手法によることができるものである。

第4項第三号に掲げる「営業活動を行う事業者等」は、占用許可に当たって公的主体や協議会等の調整や関与によることなく、河川管理者のみの判断で占用許可を行うものである。このため、同号に掲げる者を都市・地域再生等占用主体に定める場合には、河川管理者自らが、必要に応じて利用調整を行うとともに、将来にわたる占用施設の適正な管理を担保する必要があることに留意する必要がある。

第4項第二号及び第三号に掲げる「営業活動を行う事業者等」の「等」とは、特定非営利活動法人、権利能力なき社団などである。

- (5) 第5項は、都市・地域再生等利用区域の指定（都市・地域再生等占用方針の策定及び都市・地域再生等占用主体の指定を含む。以下（5）において同じ。）をしようとするときは、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会の活用などにより地域の合意が図られている必要があり、公平性、公益性の確保の観点から河川管理者の判断のみによることなく指定をすることとしているものである。

なお、地域の合意を図るに当たっては、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会によること以外にも、地元市町村があらかじめ河川管理者と協議の上都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第46条第1項に規定する都市再生整備計画に河川敷地の利用について定めていること、地元市町村の同意があることなど、地域の合意が確認できる幅広い手法によることができるものである。

- (6) 第6項は、河川敷地の占用にあつては、準則第八から第十一までに掲げる基準に該当するときに許可できるものであるが、都市・地域再生等利用区域の指定に当たって、具体的な占用内容の如何にかかわらず、治水上又は利水上の支障等があると判断される区域はあらかじめ除外するよう規定したものである。

第6項に規定する「治水上又は利水上の支障等が生じない」とは、準則第八から第十一までに掲げる基準に該当することである。

- (7) 第7項に規定する「公表」は、ホームページ掲載などインターネットの利用その他適切な方法により行うこととする。

三 準則第二十三について

準則第二十三は、都市・地域再生等利用区域において、準則第五第1項の規定にかかわらず、都市・地域再生等占用主体が、占用の許可を申請した場合において、都市・地域再生等占用方針及び第八から第十一までの基準に該当し、かつ、都市及び地域の再生等並びに河川敷地の適正な利用に資すると認められるときには、占用の許可をすることができることとしたものである。

占用の許可をするに当たっては、都市・地域再生等占用方針に定める許可方針等を踏まえ、準則第十三第2項に基づき許可条件を付すものとする。

四 準則第二十四について

準則第二十二第4項第一号に掲げる者が都市・地域再生等占用主体となる占用にあつては、準則第十二第1項と同様に十年以内を、準則第二十二第4項第二号及び第三

号に掲げる者が都市・地域再生等占用主体となる占用にあつては、都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例として営業活動を行う事業者等に占用を許可することとなることを踏まえ、三年以内を占用の許可の期間としているものである。

なお、営業活動を行う事業者等による事業の安定性等を勘案し、適切な許可の期間とすることが必要である。

五 準則第二十五について

(1) 第1項は、準則第二十二第4項第一号に掲げる都市・地域再生等占用主体が、その占用施設を自ら使用するほか営業活動を行う事業者等に使用させることができることとしているものである。この営業活動を行う事業者等による使用には、当該事業者等が施設を設置して使用する場合と当該事業者等が施設を設置することなく占用許可を受けた者が設置した施設を使用する場合があるものである。

(2) 第2項は、占用施設を施設使用者に使用させることを含む占用を許可する際に、準則第十三第2項に基づき付すべき許可条件を規定しているものである。

第2項第二号は、施設利用料を当該占用許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てることを許可条件として付すこととしているものである。なお、施設の維持管理のために充てる費用には、イベント費、広告費、料金徴収費、事務費、占用施設又はその周辺の河川管理施設の維持管理費等必要な費用をすべて含むものである。

(3) 第3項は、第1項に基づき占用施設を使用させる場合には、占用の許可を受けた者は占用施設を使用する者と使用契約を締結しなければならないとするとともに、当該使用契約の内容について河川管理者に報告しなければならないとしているものである。なお、使用契約の全部又は一部を変更した場合も同様である。

(4) 第4項は、使用契約に記載すべき基本的事項を規定しているものであり、占用施設の適正な活用及び維持管理の観点、使用契約締結者間の後日の紛争を未然に防止する観点等から必要な事項をできる限り具体的に記載することが必要である。

(5) 第5項は、施設使用者による占用施設の使用が法又は許可条件に違反している場合等においては、施設使用者に対しても監督処分等を状況に応じて適正に実施するものであることを明示しているものである。

六 準則第二十六について

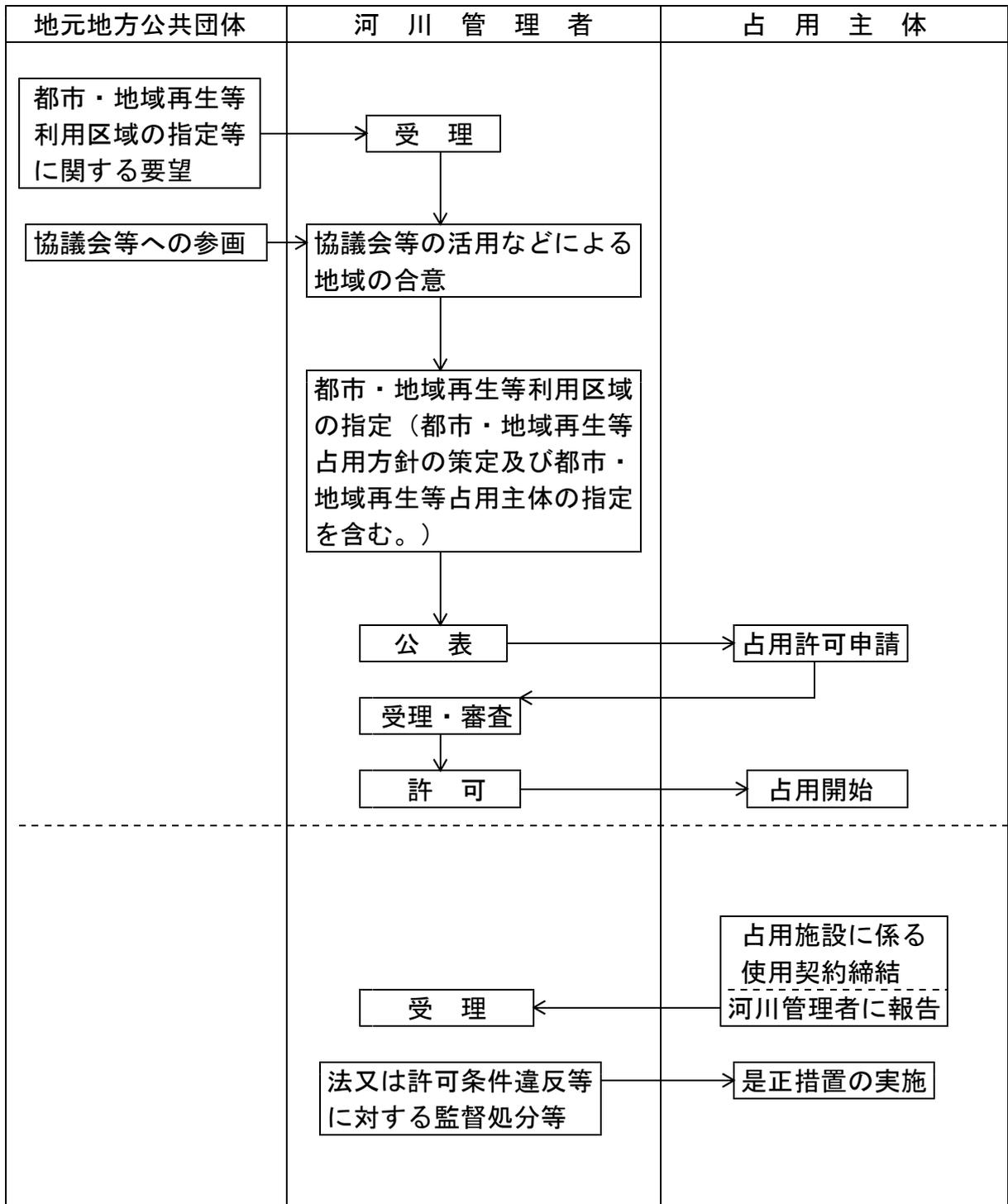
準則第二十六は、許可に関する基準等が第二十三の占用に適用にされることを改めて明示したものである。

七 附則について

第6項は、「都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占用許可準則の特例措置について」（平成16年3月23日付け国土交通事務次官通達）記第七において、特例措置の実施期間は、平成23年度末までとし、占用施設に係る占用の許可の期間は、実施期間の範囲内で定めることとしていることから、平成23年3月31日時点において同通達に基づき河川局長が指定している区域における占用については、特例措置が平成24年3月31日まで効力を有することを、経過措置として規定したものである。

第三 準則第四章に規定する占用に関する手続等について

都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例に関する手続等の流れは、以下のとおりである。



○東京のしゃれた街並みづくり推進条例

平成一五年三月一四日

条例第三〇号

東京のしゃれた街並みづくり推進条例を公布する。

東京のしゃれた街並みづくり推進条例

目次

第一章 総則(第一条—第五条)

第二章 街区再編まちづくり制度(第六条—第十九条)

第三章 街並み景観づくり制度(第二十条—第三十八条)

第四章 まちづくり団体の登録制度(第三十九条—第四十五条)

第五章 雑則(第四十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)等の適切な運用を図りながら、東京都民(以下「都民」という。)、事業者及びまちづくり団体(以下「都民等」という。)の意欲と創意工夫をいかして、個性豊かで魅力のあるしゃれた街並みを形成するための制度を整備することにより、都民等による主体的な都市づくりを推進し、もって都市の再生を進め、東京の魅力の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 都市計画 都市計画法第四条第一項の都市計画をいう。
- 二 街区 道路、河川、鉄道等で囲まれた地域的なまとまりのある土地の区域をいう。
- 三 街区再編まちづくり 街区ごとに、その一体性を保ちながら細分化された敷地の統合若しくは狭あいな道路の付替え等を行うこと又は街区に存する未利用地若しくは低利用地(周辺地域の土地の利用状況と比較してその利用の程度が著しく低い土地をいう。)とその周辺との一体的な開発を行うこと(以下「街区再編」という。)により、市街地の計画的な再編整備を進め、個性豊かで魅力のある街並みを形成することをいう。
- 四 建築物 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第一号の建築物をいう。
- 五 地区計画 都市計画法第十二条の四第一項第一号の地区計画をいう。

六 土地所有者等 都市計画法第二十一条の二第一項に規定する土地所有者等をいう。

七 街並み景観づくり 街並み景観を保全し、修復し、又は創造することをいう。

八 建築行為等 建築物その他の工作物の新築、増築、改築及び外観の変更並びに土地の区画形質の変更をいう。

(都の責務)

第三条 東京都(以下「都」という。)は、都民等がこの条例に基づき実施される都市づくりに参加するための条件を整備し、都民等による主体的な都市づくりを推進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 都は、この条例に基づく施策の円滑な実施を図るため、都市計画の決定等特別区及び市町村(以下「区市町村」という。)が行う都市づくりに係る施策と相互に調整を図り、区市町村との適切な連携により、都市づくりを推進するよう配慮しなければならない。

3 都は、区市町村がこの条例の趣旨を踏まえて行う都市づくりに係る施策について、必要な支援及び協力を行うよう努めるものとする。

4 都は、都市づくりに係る施策を総合的かつ効果的に推進するため、都市の状況、都市づくりに係る施策の実施状況その他都市づくりに関する情報を収集するとともに、調査及び研究を実施し、その結果を公表するよう努めるものとする。

(都民の責務)

第四条 都民は、この条例に基づく都市づくりについて理解を深め、相互に協力して都民等による主体的な都市づくりを推進するよう努めなければならない。

2 都民は、都がこの条例に基づき実施する都民等による主体的な都市づくりの推進に係る施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、その事業活動に当たっては、都民等による主体的な都市づくりの推進に寄与するよう努めなければならない。

2 事業者は、都がこの条例に基づき実施する都民等による主体的な都市づくりの推進に係る施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 街区再編まちづくり制度

(街並み再生地区の指定等)

第六条 知事は、土地利用の状況その他の東京都規則(以下「規則」という。)で定める基準に該当する土地の区域のうち、街区再編まちづくりを行う必要性が特に高いと認められる地区を街並み再生地区に指定するも

のとする。この場合において、知事は、街並み再生地区の名称、位置、区域及び面積を定めるものとする。

- 2 知事は、街並み再生地区を指定するときは、当該地区における街並み形成の方向性を明らかにするため、街並み再生方針を定めるものとする。
- 3 街並み再生方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 街並み再生地区の整備の目標
 - 二 街区再編まちづくりにより整備すべき公共施設(都市計画法第四条第十四項に規定する公共施設をいう。以下この章において同じ。)その他公益的施設に関する事項
 - 三 個性豊かで魅力のある街並み形成のために必要となる建築物等の配置、形態、用途等に関する基本的事項
 - 四 個性豊かで魅力のある街並みの実現に向けて講ずべき措置
 - 五 その他街並み再生地区における街並み形成の方向性を明らかにするために必要なものとして規則で定める事項
- 4 前三項の規定による街並み再生地区及び当該地区に係る街並み再生方針は、都市計画法第六条の二第一項の規定により都が定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、同法第十八条の二第一項の規定により区市町村が定める都市計画に関する基本的な方針その他の都市計画に関する方針を踏まえたものでなければならない。
- 5 都は、街並み再生地区において、街区再編まちづくりを誘導するための都市計画を適切に定めるとともに、街区再編に関する事業の進ちょく状況に合わせ、都市計画の段階的な運用を行う等都民等による主体的な街区再編まちづくりを推進するために必要な方策を講ずるものとする。

(区市町村の長による求め)

第七条 区市町村の長は、当該区市町村における個性豊かで魅力のある都市づくりに係る施策の推進のため必要があると認めるときは、知事に対し、街並み再生地区及び街並み再生方針の内容となるべき事項を示して街並み再生地区の指定及び街並み再生方針の策定を求めることができる。

- 2 知事は、前項の求めがあったときは、当該求めを踏まえ、街並み再生地区を指定し、及び街並み再生方針を定めることができる。

(区市町村の長の意見聴取)

第八条 知事は、街並み再生地区を指定し、及び当該地区に係る街並み再生方針を定めようとするときは、あらかじめ当該地区が存することとなる区市町村(以下この章において「関係区市町村」という。)の長の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。

(公表)

第九条 知事は、街並み再生地区を指定し、及び当該地区に係る街並み再生方針を定めたときは、その旨を公表するとともに、関係区市町村の長に通知しなければならない。

(街並み再生地区の区域等又は街並み再生方針の変更)

第十条 前三条の規定は、街並み再生地区の区域等又は街並み再生方針を変更する場合について準用する。

(再開発等促進区を定める地区計画の決定)

第十一条 都は、街並み再生地区において、街並み再生方針に適合した街区再編のための事業を促進する必要があると認めるときは、当該街並み再生地区の全部又は一部の区域について、都市計画法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区(特別区の存する区域内に存するもので、かつ、面積が三ヘクタールを超えるものに限る。)を定める地区計画を都市計画に定めるものとする。

- 2 前項の規定による再開発等促進区を定める地区計画に関する都市計画法第十二条の五第二項第一号に規定する地区整備計画(以下「地区整備計画」という。)は、都民等による主体的な街区再編まちづくりを推進するため、原則として、同法第二十一条の二第一項若しくは第二項の規定による都市計画の変更の提案又は第十四条第一項の規定による地区整備計画の案の内容となるべき事項の申出に基づき、都市計画に定めるものとする。

(平二三条例八八・一部改正)

(計画提案の規模要件の緩和)

第十二条 前条第一項の規定により再開発等促進区を定める地区計画が定められた区域において、街区再編のための事業を行おうとする土地所有者等又はまちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項の特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社若しくは都市計画法第二十一条の二第二項の国土交通省令で定める団体(以下「まちづくり法人等」という。)が、都に対して、同条第一項又は第二項の規定により当該地区計画に関する地区整備計画を都市計画に定めるための提案(以下「計画提案」という。)を行う場合においては、都市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号)第十五条ただし書の規定により条例で定める当該計画提案のできる一団の土地の区域の規模は、〇・一ヘクタールとする。

(平二〇条例一〇七・平二三条例八八・一部改正)

(計画提案に係る地区整備計画の決定等に関する処理期間)

第十三条 都は、計画提案が行われたときは、当該計画提案が行われた日から六月以内に当該計画提案を踏まえた地区整備計画を都市計画に定め、又は都市計画法第二十一条の五第一項の規定による当該計画提案をした者に対する都市計画を定める必要がないと判断した旨の通知をしなければならない。

- 2 計画提案に係る地区整備計画を都市計画に定めるため、区市町村の定める都市計画の決定又は変更が必要となる場合は、前項の規定は適用しない。(地区整備計画の案の内容となるべき事項の申出)

第十四条 第十一条第一項の規定により再開発等促進区を定める地区計画が定められた区域において、街区再編のための事業を行おうとする土地所有者等又はまちづくり法人等は、次のいずれにも該当する場合には、規則で定めるところにより、都に対して当該地区計画に関する地区整備計画の案の内容となるべき事項を申し出ること(以下「案の申出」という。)ができる。

- 一 当該地区計画に関する地区整備計画の案の内容となるべき一団の土地の区域の規模が〇・一ヘクタール未満であるため、計画提案を行うことができないとき。
- 二 当該地区計画に関する地区整備計画の案の内容となるべき事項の対象となる土地(国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。)の区域内の土地所有者等の三分の二以上の同意(同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となっているその区域内の土地の地積との合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の三分の二以上となる場合に限る。)を得ているとき。
- 2 都は、案の申出があった場合において、当該案の申出に係る地区整備計画の案の内容となるべき事項が街並み再生方針に適合し、かつ、街並み再生地区における街区再編まちづくりの計画的な促進のため必要があると認めるときは、当該案の申出を踏まえた再開発等促進区を定める地区計画に関する地区整備計画を都市計画に定めるための手続を進めるものとする。

- 3 都は、案の申出があった場合において、当該案の申出を踏まえた再開発等促進区を定める地区計画に関する地区整備計画を都市計画に定める必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該案の申出を行った者に通知しなければならない。

(平二〇条例一〇七・一部改正)

(地区整備計画の廃止の申出)

第十五条 計画提案又は案の申出を踏まえて定められた再開発等促進区を定める地区計画に関する地区整備計画の区域における土地所有者等又はまちづくり法人等は、次のいずれにも該当する場合には、規則で定めるところにより、都に対して当該地区整備計画を廃止するため、地区計画を変更することを申し出ること（以下「廃止の申出」という。）ができる。

- 一 都市計画法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により当該地区整備計画を定める再開発等促進区を定める地区計画の変更が告示された日から五年を経過しているとき。
- 二 当該地区整備計画の対象となる土地（国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。）の区域内の土地所有者等の過半数の同意（同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となっているその区域内の土地の地積との合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の二分の一を超える場合に限る。）を得ているとき。
- 2 都は、廃止の申出があった場合において、廃止の申出に係る地区整備計画に係る街区再編のための事業の実施状況等を勘案して当該地区整備計画を廃止する必要があると判断したときは、遅滞なく、当該地区整備計画を定める再開発等促進区を定める地区計画を変更するための手続を進めるものとする。
- 3 都は、廃止の申出があった場合において、当該地区整備計画を廃止する必要があると判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該廃止の申出を行った者に通知しなければならない。

（平二〇条例一〇七・一部改正）

（区市町村に対する支援等）

第十六条 都は、街並み再生地区の区域において、区市町村が街区再編まちづくりを行うため必要な都市計画を定めようとするときは、当該地区に係る街並み再生方針と区市町村が定める都市計画とが調和を保つよう、必要な技術的支援及び協力を行うものとする。

（既定の地区計画等が存する場合の措置）

第十七条 知事が街並み再生地区を指定し、又は変更しようとする区域に、都が定めた再開発等促進区を定める地区計画が既に存する場合において、都は、必要があると認めるときは、当該街並み再生地区に係る街並み再生方針と当該再開発等促進区を定める地区計画との調和を図るための措置を講ずるものとする。

- 2 知事が街並み再生地区を指定し、又は変更しようとする区域に、区市町村が定めた地区計画等（都市計画法第十二条の四第一項各号に掲げる計画

をいう。)が既に存する場合においては、都は、区市町村と協力して、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(都民等に対する支援)

第十八条 知事は、第十一条第一項の規定により再開発等促進区を定める地区計画が定められた区域において、街区再編のための事業を行おうとする都民等の主体的な取組を誘導するため、技術的支援、街並み再生方針の趣旨を踏まえた都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の運用その他の措置を講ずるよう努めるものとする。(東京都建築安全条例の特例)

第十九条 第十一条第一項の規定により定められた再開発等促進区を定める地区計画に関する地区整備計画に適合する建築物については、東京都建築安全条例(昭和二十五年東京都条例第八十九号)第四条第三項及び第十条の三ただし書の適用については、これらの規定中「建築物の周囲の空地の状況その他土地及び周囲の状況により」とあるのは「街並み再生地区内において、再開発等促進区を定める地区計画に関する地区整備計画に適合することにより」と読み替えるものとする。

- 2 前項の規定は、第六条第一項の規定により指定された街並み再生地区において区市町村が再開発等促進区を定める地区計画に関する地区整備計画を定めている場合において、当該地区整備計画が街並み再生方針に適合しているときは、当該地区整備計画に適合する建築物について準用する。

第三章 街並み景観づくり制度

(街並み景観重点地区の指定)

第二十条 知事は、次の各号のいずれかに該当する区域のうち、個性豊かで魅力のある街並み景観づくりを一体的に推進する必要性が特に高いと認められるものを、街並み景観重点地区(以下「重点地区」という。)に指定するものとする。

- 一 東京の歴史的又は文化的な特色を継承し、特徴のある街並み景観を備えている地区
 - 二 幹線道路の沿道
 - 三 都市計画法第八条第一項第四号の特定街区、同法第十二条の五第三項の規定により再開発等促進区を定める地区計画その他規則で定める一団の土地
- 2 知事は、前項の規定により重点地区を指定しようとするときは、あらかじめ当該重点地区の存することとなる区市町村(以下この章において「関係区市町村」という。)の長の意見を聴かなければならない。

3 知事は、第一項の規定により重点地区を指定したときは、その旨を公表するとともに、関係区市町村の長に通知しなければならない。

(重点地区の変更等)

第二十一条 前条第二項及び第三項の規定は、重点地区を変更し、又は廃止する場合について準用する。

(街並み景観準備協議会の結成)

第二十二条 重点地区の住民、土地所有者等その他重点地区において街並み景観づくりを推進しようとする者は、規則で定めるところにより、自らが主体的に運用し、かつ、次条から第三十八条までの規定により知事の支援等を受けることができる当該重点地区において個性豊かで魅力のある街並み景観づくりを行うために必要となる基本的な方針(以下「街並み景観ガイドライン」という。)を定めるため、街並み景観準備協議会(以下「準備協議会」という。)を共同して結成することができる。ただし、一の土地所有者以外に土地に関する権利を有する者が存しない場合には、当該土地所有者は単独で準備協議会を設置することができる。

2 前項の規定により準備協議会の結成又は設置をしたときは、その代表者は、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
(街並みデザイナーの選任)

第二十三条 準備協議会が第二十五条第一項に規定する街並み景観ガイドライン

の案を作成しようとするときは、当該準備協議会の代表者は、知事に、当該準備協議会と共同して街並み景観ガイドラインの案の作成に当たる者(以下「街並みデザイナー」という。)の選任を申請するものとする。

2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、当該準備協議会が街並み景観ガイドラインの案を作成することができる団体であると認めるときは、当該準備協議会の意見を聴いて、次条第一項に規定する街並みデザイナー候補者名簿に登載された者の中から、当該準備協議会と共同して街並み景観ガイドラインの案を作成する街並みデザイナーを選任するものとする。

3 知事は、前項の規定により選任された街並みデザイナーが、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、準備協議会の意見を聴いて、街並みデザイナー候補者名簿に登載された者の中から、当該街並みデザイナーに代わる街並みデザイナーを選任するものとする。

一 自らその任を辞したとき。

二 街並みデザイナー候補者名簿から削除されたとき。

三 街並みデザイナーとしての任を遂行できなくなったと知事が認めるとき。

(街並みデザイナー候補者名簿)

第二十四条 知事は、街並みデザイナー候補者名簿を作成し、公表するものとする。

- 2 街並みデザイナー候補者名簿への登載を希望する個人又は法人は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請をした個人又は法人が、建築意匠又は都市景観に関する専門知識を有することその他規則で定める要件を満たすと認めるときは、街並みデザイナー候補者名簿に登載するものとする。
- 4 知事は、前項の規定により街並みデザイナー候補者名簿に登載された者が、規則で定める要件を満たさなくなったときは、その者を街並みデザイナー候補者名簿から削除するものとする。

(街並み景観ガイドラインの案の作成)

第二十五条 準備協議会は、個性豊かで魅力のある街並み景観づくりを一体的に推進するため、第二十三条第二項又は第三項の規定により選任された街並みデザイナーと共同して、街並み景観ガイドラインの案を作成するものとする。

- 2 前項の街並み景観ガイドラインの案には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 街並み景観ガイドラインの名称
- 二 街並み景観ガイドラインの対象となる重点地区の名称、位置、区域及び面積
- 三 街並み景観づくりの目標
- 四 建築物の配置、形態及び外観等に関する基準
- 五 建築行為等を行うための計画の策定から建築行為等の実施に至るまでの間における建築行為等を行おうとする者との協議の方法
- 六 その他規則で定める事項

- 3 準備協議会は、街並み景観ガイドラインの案を作成しようとするときは、説明会の開催等重点地区内の住民の意見を反映させるよう努めなければならない。
- 4 準備協議会は、街並み景観ガイドラインの案を作成しようとするときは、関係区市町村の長及び当該重点地区内に存する道路、公園、河川その他規則で定める公共施設の管理者又は管理者となるべき者の意見を聴くものとする。

5 準備協議会は、前二項の規定による住民並びに関係区市町村の長及び公共施設の管理者又は管理者となるべき者（以下この条において「関係者」という。）の意見を尊重するものとする。

6 準備協議会は、街並み景観ガイドラインの案を作成したときは、関係者にその旨を周知するものとする。

（まちづくり団体の登録）

第二十六条 準備協議会は、作成した街並み景観ガイドラインの案について次条第二項の規定による知事の承認を受けようとするときは、あらかじめ街並み景観づくりを行うまちづくり団体として、第三十九条第一項の規定により登録を受け、街並み景観協議会（以下「協議会」という。）とならなければならない。

（街並み景観ガイドラインの承認）

第二十七条 協議会は、街並み景観ガイドラインの案について、知事の承認を受けようとするときは、規則で定めるところにより申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があった場合においては、あらかじめ関係区市町村の長及び公共施設の管理者又は管理者となるべき者の意見を聴いて、当該街並み景観ガイドラインの案が、当該重点地区において個性豊かで魅力のある街並み景観づくりを一体的に推進するために必要な要件を備えていると認めるときは、当該重点地区に係る街並み景観ガイドラインとして承認するものとする。この場合において、知事は当該申請を行った協議会にその旨を通知するものとする。

3 知事は、第一項の規定による申請があった場合において、当該街並み景観ガイドラインの案が、当該重点地区において個性豊かで魅力のある街並み景観づくりを一体的に推進するために必要な要件を備えていると認められないときは、当該重点地区に係る街並み景観ガイドラインとして承認しないものとする。この場合において、知事は、遅滞なく、当該申請を行った協議会にその旨を通知するものとする。

4 知事は、第二項の規定による街並み景観ガイドラインの承認をしたときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

一 街並み景観ガイドラインの名称

二 街並み景観ガイドラインの対象となる重点地区の名称、位置、区域及び面積

三 建築物の配置、形態及び外観等に関する基準の概要

四 協議会の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

五 その他規則で定める事項

(街並み景観ガイドラインの変更)

第二十八条 第二十三条、第二十五条及び前条の規定は、街並み景観ガイドラインの内容を変更する場合について準用する。

(協議会に関する事項の変更)

第二十九条 協議会は、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地を変更したときは、規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の規定による変更の届出があったときは、第二十七条第四項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる事項を告示するものとする。(重点地区内における建築行為等の誘導)

第三十条 街並み景観ガイドラインの対象となる重点地区内で建築行為等を行おうとする者は、当該建築行為等の計画を街並み景観ガイドラインに適合させるよう努めるとともに、街並み景観ガイドラインの定めるところにより、あらかじめ当該街並み景観ガイドラインを運用する協議会と協議を行うよう努めなければならない。

- 2 協議会は、協議を受けた建築行為等の計画が街並み景観ガイドラインに適合していると認めるときは、その旨を建築行為等を行おうとする者に通知するものとする。
- 3 協議会は、協議を受けた建築行為等の計画が街並み景観ガイドラインに適合していないと認めるときは、当該建築行為等を行おうとする者に対し、当該計画を街並み景観ガイドラインに適合させるように修正を求めるものとする。

(知事への報告)

第三十一条 協議会は、前条第三項に規定する修正を求めた後、なお当該建築行為等の計画が街並み景観ガイドラインに適合するに至らないときは、知事に対し、その旨を報告することができる。

- 2 協議会は、前条第一項に規定する協議を経ない建築行為等が計画されていることを知ったときは、当該建築行為等を行おうとする者に対し、協議を行うよう求めるものとする。
- 3 協議会が前項の規定により協議を求めた場合において、当該建築行為等を行おうとする者が求めに応じないときは、協議会は、知事に対し、その旨を報告することができる。

(指導及び助言)

第三十二条 知事は、前条第一項若しくは第三項の規定による報告を受けた場合又は自ら第三十条第一項に規定する協議を経ない建築行為等が計画されていることを知った場合において、当該重点地区において個性豊か

で魅力のある街並み景観づくりを一体的に推進する観点から街並み景観ガイドラインの確実な運用を確保する必要があると認めるときは、当該建築行為等を行おうとする者に対し、必要な指導又は助言を行うものとする。

2 知事は、前項の指導又は助言を行うために必要があると認めるときは、当該街並み景観ガイドラインの案の作成に当たった街並みデザイナーの意見を聴くことができる。

3 知事は、第一項の規定により指導又は助言を行ったときは、その旨を協議会に通知するものとする。

(報告の聴取)

第三十三条 知事は、前条第一項の規定による指導又は助言を受けた者及び協議会に対し、知事が指導又は助言を行った後における協議の状況について報告を求めることができる。

第三十四条 削除

(平一八条例一三八)

(街並み景観ガイドラインの承認の取消し)

第三十五条 知事は、街並み景観ガイドラインを運用すべき協議会が次に掲げる事由のいずれかに該当するに至ったときは、当該協議会に係る街並み景観ガイドラインの承認を取り消すものとする。

一 第四十三条の規定により登録団体の登録を抹消されたとき。

二 街並み景観ガイドラインの適切な運用を継続することが困難な状況に至ったと認められるとき。

2 知事は、前項の規定により街並み景観ガイドラインの承認を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(街並み景観ガイドラインの運用状況の報告)

第三十六条 協議会は、毎年度の街並み景観ガイドラインの運用状況について、規則で定めるところにより、知事に報告するものとする。

(重点地区内における公共事業)

第三十七条 知事は、街並み景観ガイドラインの対象となっている重点地区内で公共施設の設置に係る事業(以下「公共事業」という。)を施行するときは、当該街並み景観ガイドラインに配慮しなければならない。

2 知事は、国、区市町村その他規則で定める公共的団体が、街並み景観ガイドラインの対象となっている重点地区において公共事業を施行しようとする場合において、個性豊かで魅力のある街並み景観づくりを一体的に推進するために必要があると認めるときは、当該公共事業を施行しようとする者に対し、街並み景観ガイドラインに配慮するよう協力を求めるものとする。

(都民等に対する支援)

第三十八条 知事は、個性豊かで魅力のある街並み景観づくりを一体的に推進するため、準備協議会、協議会又は街並み景観ガイドラインの対象となっている重点地区において建築行為等を行おうとする者に対し、技術的支援その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第四章 まちづくり団体の登録制度

(まちづくり団体の登録)

第三十九条 知事は、個性豊かで魅力のある街並みの形成を促進するため、この条例に基づき街並み景観づくりその他の地域の特性をいかし魅力を高める規則で定めるまちづくり活動(以下「地域まちづくり活動」という。)を主体的に行う団体をまちづくり団体として登録するものとする。

- 2 前項の規定により登録を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請を行った団体が、次に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、次条第一項の規定により拒否する場合を除き、規則で定めるところにより登録簿に登録し、当該団体にその旨を通知するものとする。
 - 一 団体が実施しようとしている活動が、地域まちづくり活動に該当すると認められるとき。
 - 二 団体が特定非営利活動促進法第二条第二項の特定非営利活動法人その他規則で定める法人格を有するとき。
 - 三 その他地域まちづくり活動の内容に応じて規則で定める要件に該当するとき。
- 4 前項の規定による登録の有効期間は、三年とする。

(平二〇条例一〇七・一部改正)

(登録の拒否)

第四十条 知事は、前条第二項の規定による申請を行った団体が次の各号のいずれかに該当するときは、登録簿への登録を拒否するものとする。

- 一 第四十三条第二号又は第三号に該当することにより登録を抹消され、その登録の抹消の日から三年を経過していないとき。
- 二 その他規則で定める要件に該当するとき。
- 2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その旨を当該団体に通知しなければならない。

(登録内容の変更)

第四十一条 登録簿に登録された団体(以下「登録団体」という。)は、登録内容に変更があったときは、規則で定めるところにより、直ちにその旨及びその内容を知事に届け出なければならない。

(登録の更新)

第四十二条 第三十九条第四項の有効期間の満了後引き続き知事の登録を受けようとする登録団体は、規則で定めるところにより、当該有効期間が満了する日の三十日前までに登録の更新の申請を行わなければならない。

2 第三十九条第三項及び第四十条の規定は、前項の登録の更新の申請について準用する。

(登録の抹消)

第四十三条 知事は、登録団体が次に掲げる事由のいずれかに該当するに至ったときは、当該登録団体の登録を抹消するものとする。

一 規則で定めるところにより、解散等の届出が行われたとき又は解散等に該当する事実が判明したとき。

二 偽りその他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。

三 登録団体の行っている活動が申請内容と著しく異なることが判明したとき。

四 その他規則で定める要件に該当するとき。

(活動状況の報告)

第四十四条 登録団体は、規則で定めるところにより、当該登録団体が行う地域まちづくり活動の状況を知事に報告しなければならない。

(地域まちづくり活動の促進)

第四十五条 知事は、規則に定めるところにより、登録団体が行う地域まちづくり活動に対し、当該活動を促進するために必要な方策を講ずるものとする。

第五章 雑則

(委任)

第四十六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成十五年十月一日から施行する。

2 都は、この条例の施行後五年以内に、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則(平成一八年条例第一三八号)

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年条例第一〇七号）

この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。

附 則（平成二三年条例第八八号）

この条例は、公布の日から施行する。

豊島区行事における臨時営業等の取扱要綱

〔平成 18 年 11 月 17 日〕
池袋保健所長決定

制定 平成 12 年 4 月 1 日

改正 平成 17 年 4 月 1 日

全部改正 平成 18 年 11 月 17 日

改正 平成 21 年 7 月 2 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、縁日、祭礼等の行事における営業の許可及び届出並びに監視指導の実施に当たり、「行事における臨時営業等の取扱要綱の制定について」（平成 3 年 3 月 26 日 2 衛生食第 589 号東京都衛生局長通知）の例により、必要な事項を定め、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止することを目的とする。

(対象等)

第 2 条 この要綱の第 3 条から第 7 条までの規定に係る行事とは、一時的に催され、不特定多数の者が自由に参加できる次のようなものとし、専ら物品販売や興行など、営利を主目的とする行事を除くものとする。

- (1) 神社・仏閣の縁日・祭礼
- (2) 住民祭
- (3) 産業祭
- (4) 花火大会
- (5) 盆踊り
- (6) 花見
- (7) 歩行者天国
- (8) 彼岸会

2 この要綱の第 3 条から第 7 条までの規定の対象となる者は、行事において簡易な施設を用い、第 3 条の 1 に掲げる営業を営み、第 3 条の 2 に掲げる食品を取り扱う者で、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 5 2 条に基づく営業許可を要するものとする。

(営業種目及び取扱食品)

第 3 条 食品衛生法施行条例（平成 12 年東京都条例第 40 号。以下「条例」という。）第 2 条ただし書及び第 3 条ただし書の規定により、営業種目は行事において簡易な施設を用いて行う次のものとする。

- (1) 飲食店営業（臨時）
- (2) 菓子製造業（臨時）

2 前項に掲げる営業において、条例第 2 条及び第 3 条ただし書の規定により、認める取扱食品は、次に掲げる要件を満たし、かつ、別添表に掲げる食品 1 品目に限るものとする。ただし、飲食店営業（臨時）にあっては、喫茶類 1 品目（ところてん及びかき氷を除く。）又は酒類 1 品目と、他の 1 品目とを併せて提供することができる。

- (1) 生もの（さしみ、すし等）、生クリームを取り扱わないこと。
- (2) 原材料の細切等の仕込み行為はその場で行わないこと。仕込みの必要な原材料を使用する場

合は、予め営業許可を受けた施設等で仕込みを行い、必要に応じて使用（調理）直前まで十分に冷蔵したものを使用すること。

- (3) かき氷には飲用水を使用し、削氷を行う際は、手指やほこり等で汚染されない構造の機械を用い、盛り付けは衛生的な器具を用いること。
- (4) その場での製造、加工及び調理に多量の水の使用を必要とするものは取り扱わないこと。
- (5) ところてん、かき氷、清涼飲料水及び酒類を除き、客への提供直前に加熱処理が行えるもの以外は取り扱わないこと。

（施設基準）

第4条 条例第3条ただし書の規定により、行事における営業の施設の施設基準は、「食品衛生法施行条例及び食品製造業等取締条例に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準及び施設基準のしんしゃくにつて」（平成12年4月1日11衛生食第1045号「東京都衛生局長通知」。以下「東京都通知」という。）に基づき、次のとおりとする。

(1) 構造

屋根、側壁を有し、清掃しやすく、全ての設備を収容することができるものであり、使用しない場合には、衛生的に保管できる構造の施設であること。

(2) 給水設備

蛇口のついた容量18リットル以上のふたの付いた容器を備え、使用する水は、飲用適の水であること。

(3) 洗浄設備

器具類の洗浄設備及び手洗い設備を備えること。

(4) 排水設備

排水容器を備えること。

(5) 冷蔵設備

必要に応じて、取扱量に応じた性能と容量を有する冷蔵設備を備えること。

(6) 格納設備

食品及び器具・容器包装等を衛生的に保管できる格納設備を備えること。

(7) 食器類

食器類は、1回使用した後に廃棄するものを使用すること。

(8) 廃棄物用設備

廃棄物（客が使用した食器類を含む。）を衛生的に処理するためのふたの付いた容器を備えること。

(9) 消毒設備

手指を消毒するための消毒用薬品を入れた容器を備えること。

（公衆衛生上講ずべき措置の基準）

第5条 条例第2条ただし書の規定により、行事における営業の公衆衛生上講ずべき措置の基準は、東京都通知に基づき次のとおりとする。

- (1) 出店場所における調理、加工及び製造等の行為は全て施設内で行うこと。
- (2) 食品及び器具・容器包装等は衛生的に取り扱うこと。
- (3) 手洗い設備には、せっけん及び消毒液を備え、常に使用できる状態にしておくこと。

- (4) 従事者は、爪を短く切り、食品を取り扱う前及び用便後には、手指の洗浄及び消毒を行うこと。
- (5) 施設周辺を清潔に保つこと。
- (6) 施設の補修及び水、消毒液等の補充に努めること。
- (7) 客が使用した食器等の処理は、営業者の責任で行うこと。
- (8) 廃棄物容器は汚液、汚臭等が漏れないようにし、かつ、清潔に保つこと。
- (9) 調理作業に従事する者は、清潔な衣服を着用すること。
- (10) 飲食物を介して感染するおそれのある疾病にかかったとき、又はその疾病の病原体を保有していることが判明したときは、そのおそれがなくなるまでの期間、食品に直接接触することのないよう食品の取扱作業には十分注意すること。

(営業許可手続)

第6条 営業許可は、区内に主たる営業地を有する申請者に対して行うものとする。ただし、営業地が区外にあっても、やむを得ない場合は、区内に住所地を有する申請者に対して行うことができるものとする。

- 2 申請者は、営業許可申請書に、主たる営業地及び取扱食品を記入しなければならない。
- 3 申請者は、原則として、保健所で営業施設の検査を受けなければならない。
- 4 保健所長は、許可に当たって、法第52条第3項に基づき、5年の許可有効期間と「豊島区行事における臨時営業等の取扱要綱で定めた行事及び食品に限る。」旨の条件を付し、許可書に第2条の1で定めた行事の範囲及び第3条の2で定めた取扱食品を明示した書類を添付するものとする。
- 5 都内の他保健所長の許可を得たものは、当該保健所長の許可を得たものとみなす。
- 6 営業許可を受けた者（以下「臨時営業者」という。）は、営業中常に、営業許可書を施設内の見やすい場所に掲示しなければならない。

(監視指導)

第7条 保健所長は、食中毒等の事故を未然に防止するため、必要に応じて、職員に対して臨時営業者に対する一斉検査等を行わせ、第5条で定めた公衆衛生上講ずべき措置の基準の履行状況の確認や、取扱食品、従事者の健康状態及び食器・器具等の検査を実施するものとする。また、出店形態の特殊性に鑑み、次の点についても指導するものとする。

- (1) 近隣に迷惑な行為をしないよう、また客にもさせないこと。
 - (2) 出店場所、時間等について、関係法令に違反しないようにすること。
- 2 臨時営業者の営業について違反を発見した場合は、許可処分をした保健所長及び東京都福祉保健局健康安全室食品監視課に通報するものとする。

(臨時出店者に関する規定)

第8条 保健所長は、住民祭、産業祭など豊島区、東京都若しくは国又は住民団体が関与する公共的目的を有する行事に出店する者で、次に掲げる要件を満たすもの（以下「臨時出店者」という。）については営業許可対象とせず、地域保健法（昭和22年法律第101号）第6条の規定に基づき、当該行為に起因する食品衛生上の危害の発生を防止するための啓発及び指導（以下「指導等」という。）を、2以下に掲げるとおり行うものとする。

- (1) 飲食店行為、菓子製造行為及び食料品販売行為を行うこと。

(2) 出店期間が原則として一年に5日以下であること。

2 保健所長は、行事主催者に対し、臨時出店者が記入した別記第1号様式による臨時出店届を添付した別記第2号様式による行事開催届の提出を求めるものとする。

3 保健所長は、2に掲げた書類の提出を受けた場合は、次に掲げる事項のほか、書類に記載された内容に応じて必要な指導等を実施するものとする。なお、出店地における指導等に当たっては、第7条の規定に準じて行うものとする。

(1) 出店に際しては、法第3条から第11条までの規定を遵守しなければならないこと。

(2) 飲食店行為及び菓子製造行為において取り扱うことができる食品は、公衆衛生上の観点から、原則として第3条の規定に定めるものに準ずる食品であること。この場合において、第3条の2の「営業許可を受けた施設等」は、「清潔な調理・加工施設」と読み替えるものとする。

(3) 食料品販売行為において取り扱うことができる食品は、公衆衛生上の観点から、原則として別表第2に掲げる食品であること。

(4) 施設は、第4条の規定に準じたものであること。

(5) 食品取扱方法は、第5条の規定に準ずること。

4 保健所長は、3に掲げる指導等を実施した者に対して、臨時出店届に受理印を押したものの写しを交付し、当該写しを、出店施設の見やすいところに掲示するよう指導するものとする。

(手数料)

第9条 手数料は、豊島区手数料条例（平成12年豊島区条例第14号）による。

附 則

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行期日前に許可を受けたものにあつては、その有効期間満了日までは、なお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成18年11月20日から施行し、平成18年11月1日から適用する。

2 この要綱は、豊島区事案の決定等に関する規程（平成17年豊島区訓令甲第2号）第3条及び第4条並びに豊島区保健所処務規程（昭和50年豊島区訓令甲第4号）第8条の規定により、池袋保健所長の決定区分とする。

3 この要綱の施行期日以降の出店について、この要綱の施行期日前に臨時出店者として届出を提出した者にあつては、この要綱の規定により届出を行った者とみなす。

附 則

この要綱は、平成21年7月2日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

別添 臨時業者の出店行事及び取扱食品

1 出店行事の範囲（第2条の1）

本要綱でいう行事とは、一時的に催され一般人が自由に参加できる次のような行事をいい、専ら物品販売や興行など、営利を主目的とする行事は含まない。

神社・仏閣の縁日・祭礼、住民祭、産業祭、花火大会、盆踊り、花見、歩行者天国、彼岸会

2 取扱食品（第3条の2）

取扱食品は次の(1)～(5)の要件を満たし、かつ表に掲げる食品1品目に限るものとする。

ただし、飲食店営業（臨時）にあつては、喫茶類1品目（ところてん及びかき氷を除く。）

又は酒類1品目と併せて提供することができる。

- (1) 生もの（さしみ、すし等）、生クリームを取り扱わないこと。
- (2) 原材料の細切等の仕込み行為はその場で行わないこと。仕込みの必要な原材料を使用する場合は、予め営業許可を受けた施設等で仕込みを行い、必要に応じて使用（調理）する直前まで十分に冷蔵したものを使用すること。
- (3) かき氷には飲用氷を使用し、削氷には手指やほこり等で汚染されない構造の機械を用い、盛り付けは衛生的な器具を用いること。
- (4) その場での製造、加工、調理に十分な水の使用を必要とするものは取り扱わないこと。
- (5) ところてん、かき氷、清涼飲料水、酒類を除き、客への提供直前に加熱処理が行われるもの以外は取り扱わないこと。

表

1 飲食店営業（臨時）の取扱食品	
分類	食品
煮物類	おでん、煮込み、豚汁、けんちん汁
焼物類	焼きとり、焼き貝、いか焼き、焼きさつま揚げ、焼きぎょうざ、焼魚
お好み焼類	たこ焼き、お好み焼、タコス
茹物・蒸し物類	じゃがバター、蒸しぎょうざ、蒸ししゅうまい
めん類	焼きそば、即席カップ麺
揚げ物類	串かつ、フライドチキン、フライドポテト
喫茶類	ところてん、かき氷、清涼飲料水、甘酒、しるこ、コーヒー、紅茶
ドッグ類	ソーセージ類をそのまま、もしくは衣を付けて焼くか油で揚げたもの、ホットドッグ類
酒類	日本酒、ビール、焼酎等
2 菓子製造業（臨時）の取扱食品	
分類	食品
焼菓子類	今川焼き、クレープ、ベビーカステラ、五兵衛餅、焼き餅
揚げ菓子類	ドーナツ、大学芋
団子菓子類	草団子、焼き団子
まんじゅう類	焼きまんじゅう、蒸しまんじゅう
あめ菓子類	べっこう飴、果実飴、カルメ焼
その他	果実チョコ（果実にチョコレートをからめたもの）
注1：ところてん及びかき氷を除く喫茶類及び酒類で開缶・開栓を行うだけの場合は、複数品目の取扱いを認める。	
注2：餅にあつては、その場で餅をついてはならない。	

別表第2

取扱食品	例示
食品衛生法の販売業許可が不要な食品及び食料品等販売業の許可対象食品で、法令等により保存基準が定められていない食品。 野菜・果実以外は、容器包装に入れられたものに限る。	野菜・果実 煮豆、つくだ煮、漬物、魚介加工品、菓子（洋生菓子を除く）、アイスクリーム、レトルト食品、缶詰、びん詰食品

行事における臨時出店届

豊島区池袋保健所長

出店者 住 所
氏 名
電 話

このことについて下記のとおり出店します。

記

- 1 行事名及び行事の期間
- 2 行事の主催者
- 3 行事の目的
- 4 出店場所及び出店期間
- 5 主催者の確認

本届出者の出店を確認します。	年 月 日
主催者 住 所 氏 名	

- 6 取扱食品及び取扱方法

取 扱 食 品	
取 扱 方 法	

- 7 本年度の累計出店日数（今回の出店日数を含む）

日

（別記第2号様式による行事開催届と同時に提出する場合は、1～5は省略できます。）

（日本工業規格A列4番）

行 事 開 催 届

豊島区池袋保健所長

主催者 住 所
氏 名
電 話

このことについて下記のとおり行事を行います。

記

- 1 行事名及び行事の期間
- 2 行事の主催者及び後援者
- 3 行事の目的
- 4 臨時出店者の出店場所及び出店期間

5 取扱食品等

区分	取扱食品
飲食店	
菓子製造	
食料品販売	

- 6 食品衛生に関する総括責任者及び連絡先
- 7 臨時出店店舗の配置図（食品関係店舗ごとに番号で示す。）



（日本工業規格A列4番）

福岡市屋台基本条例（平成25年福岡市条例第43号）

目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
 - 第2章 公共空間における屋台営業
 - 第1節 屋台営業に係る許可（第7条）
 - 第2節 市道等における屋台営業（第8条－第15条）
 - 第3節 公園における屋台営業（第16条）
 - 第3章 是正措置等
 - 第1節 指導及び公表（第17条・第18条）
 - 第2節 市道等における屋台に対する措置（第19条－第23条）
 - 第3節 公園における屋台に対する措置（第24条）
 - 第4章 屋台営業候補者の公募，決定等（第25条－第28条）
 - 第5章 屋台営業に関するその他の事項（第29条－第32条）
 - 第6章 雑則（第33条－第36条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、屋台が福岡のまちなにぎわいや人々の交流の場を創出し、観光資源としての効用を有していることを踏まえ、屋台の効用の活用及び屋台営業の適正化に関し、基本理念を定め、市、屋台営業者等及び利用者の責務を明らかにするとともに、公共空間における屋台営業に係る施策の基本的な事項を定めることにより、今後も屋台の効用を高め、及び活用するとともに、その前提となる適正な屋台営業を確保することで安全で快適な公共空間及び良好な公衆衛生の確保を図り、もって屋台が市民、地域住民及び観光客に親しまれ、福岡のまちと共生する持続可能な存在となることを目的とする。

（基本理念）

第2条 屋台の効用の活用及び屋台営業の適正化は、市及び屋台営業者等（屋台営業者及び屋台営業従事者をいう。以下同じ。）が、相互に連携しつつ、それぞれの責務と役割を果たすことにより、次に掲げる屋台の実現を目指すことを基本理念として行うものとする。

- (1) 市民、地域住民及び観光客に理解され、愛される屋台
- (2) 観光資源として福岡市を広報することができる屋台
- (3) まちなにぎわいや人々の交流の場を創出する都市の装置としての役割を果たし、まちの魅力を高める屋台

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 屋台 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第4項に規定する軽車両に飲食店営業（食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号に規定する飲食店営業をいう。次号において同じ。）のための設備を備え付けたものをいう。
- (2) 屋台営業 屋台を一定の時間一定の場所に設置して行う飲食店営業をいう。
- (3) 屋台営業者 屋台営業を営む者をいう。
- (4) 屋台営業従事者 屋台営業者以外の者であつて屋台営業に従事するものをいう。
- (5) 市道等 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路であつて市が管理するものをいう。
- (6) 公園 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園であつて市が管理するものをいう。
- (7) 市道等占用許可 屋台営業を行うための道路法第32条第1項又は第3項の規定による市道等の占用の許可をいう。
- (8) 道路使用許可 屋台営業を行うための道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第1項の規定による道路の使用の許可をいう。
- (9) 公園占用等許可 屋台営業を行うための都市公園法第6条第1項又は第3項の規定による公園の占用の許可及び福岡市公園条例（昭和33年福岡市条例第18号）第4条第1項又は第3項の規定による公園における行為の許可をいう。
- (10) 飲食店営業許可 屋台営業を行うための食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の規定による営業の許可をいう。

（市の責務）

第4条 市は、第1条の目的を達成するため、屋台の効用を高め、及び活用するために必要な施策のほか、屋台営業に関する法令、条例及び規則（以下「関係法令等」という。）が遵守されるよう、屋台営業者等の指導監督、屋台の適正な利用の促進、水道、下水道等の環境の整備その他屋台営業の適正化のために必要な施策を総合的に実施するものとする。

（屋台営業者等の責務）

第5条 屋台営業者等は、屋台営業を行うに当たっては、規則で定める屋台営業を行うに当たり遵守すべき事項をはじめ関係法令等を遵守しなければならない。

- 2 屋台営業者等は、屋台営業を行うに当たっては、屋台を利用する者（以下「利用者」という。）に対し安全で安心な飲食及びサービスを提供し、利用者の信頼を確保し、並びに屋台の魅力を高めるよう努めなければならない。
- 3 屋台営業者等は、屋台営業を行うに当たっては、屋台営業を行う場所の地域住民の生活環境に配慮するとともに、地域の清掃活動に参加する等地域への貢献に努めなければならない。

(利用者の責務)

第6条 利用者は、屋台営業が行われる場所の地域住民の生活環境に配慮して屋台を利用するよう努めなければならない。

2 利用者は、屋台営業の適正化に協力するよう努めなければならない。

第2章 公共空間における屋台営業

第1節 屋台営業に係る許可

第7条 市道等又は公園において屋台営業を営もうとする者は、次の各号に掲げる場所の区分に応じ、当該各号に定める許可を受けなければならない。

- (1) 市道等 市道等占用許可、道路使用許可及び飲食店営業許可
- (2) 公園 公園占用等許可及び飲食店営業許可

第2節 市道等における屋台営業

(市道等占用許可の申請)

第8条 市道等占用許可を受けようとする者(次条第1項、第10条第1項及び第12条第1項において「申請者」という。)は、道路法第32条第2項に規定する申請書のほか規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

(市道等占用許可の基準等)

第9条 市長は、申請者(次条第1項に規定する更新申請者を除く。以下この項において同じ。)の申請の内容が道路法第33条第1項に規定する場合に該当する場合であつて、次に掲げる基準のいずれにも適合するときに限り、市道等占用許可を与えるものとする。

- (1) 申請者が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号)第2条第2号に規定する暴力団員
 - イ 福岡市暴力団排除条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) 申請者が、次のいずれかであること。
 - ア この条例の施行の日において市道等占用許可を受けている屋台営業者(以下「現営業者」という。)の配偶者又は直系血族のうち、同日及び申請の日(現営業者が死亡している場合にあつては、現営業者が死亡した日。次号ウ(ア)において同じ。)において、主として現営業者が営む屋台営業による収入により生計を維持している屋台営業従事者(その者が2人以上である場合は、そのうちの1人に限る。)
 - イ 第25条第1項に規定する屋台営業候補者
- (3) 市道等占用許可を受けようとする場所が、次のいずれにも適合すること。
 - ア 屋台を設置した後の歩道の有効幅員が2メートル以上確保されること。
 - イ 視覚障がい者誘導用ブロックが設置されている歩道にあつては、設置した後の屋台が当該ブロックから0.6メートル以上離れること。

ウ 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれに定める場所であること。

(ア) 前号アに該当する者 現営業者が申請の日に現に市道等占用許可を受けている場所

(イ) 前号イに該当する者 第25条第1項の規定により指定された場所

(4) 申請者（第2号アに該当する者（現営業者が死亡している場合に限る。）又は同号イに該当する者に限る。）の申請が、規則で定める期間内になされていること。

2 市長は、前項の規定により市道等占用許可を与えようとするときは、あらかじめ当該市道等占用許可に係る場所を管轄する警察署長と協議するものとする。

（市道等占用許可の更新の基準等）

第10条 市長は、申請者のうち現に受けている市道等占用許可の期間の満了後も引き続き当該市道等占用許可を受けた場所において市道等占用許可を受けようとする者（以下この項において「更新申請者」という。）の申請の内容が道路法第33条第1項に規定する場合に該当する場合であって、次に掲げる基準のいずれにも適合するときに限り、市道等占用許可を与えるものとする。

(1) 更新申請者が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 前条第1項第1号ア又はイに掲げる者

イ 現に受けている市道等占用許可の期間内に、関係法令等の規定又はこれらの規定による許可に附した条件に違反したことにより、2回以上第17条第2項の警告書による指導を受け、又は第19条の規定により市道等占用許可の効力を停止されたにもかかわらず、是正のための措置を行わなかった者

(2) 更新申請者が第15条第2号の規定により休止の届出をした屋台営業者である場合にあつては、規則で定める基準に適合する者であること。

(3) 引き続き市道等占用許可を受けようとする場所が、前条第1項第3号ア及びイのいずれにも適合すること。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による市道等占用許可について準用する。

（市道等占用許可の条件）

第11条 市長は、市道等占用許可を与えるときは、道路法第87条第1項の規定に基づき、規則で定めるところにより、屋台の規格、占用時間その他道路の構造を保全し、交通の危険を防止し、又は円滑な交通を確保するために必要な条件を附するものとする。

2 市道等占用許可の期間は、1年以内で市長が定める。

（道路占用許可書等）

第12条 市長は、市道等占用許可を与えるときは、申請者に対し、規則で定めるところにより、道路占用許可書及び道路占用許可証を交付するものとする。

2 市道等占用許可を受けた者（以下「市道等許可占有者」という。）は、屋台営業を行うに当たっては、前項の道路占用許可書を携帯し、及び同項の道路

占用許可証を屋台の見やすい場所に掲示しなければならない。

(市道等許可占有者による屋台営業等)

第13条 市道等における屋台営業は、市道等許可占有者が、自ら行わなければならない。

2 市道等許可占有者は、市道等占用許可に係る権利を他人に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

(占用料の納入)

第14条 市道等許可占有者は、福岡市道路占用料徴収条例（昭和28年福岡市条例第44号）の規定に従い占用料を納入しなければならない。

(変更又は廃止等の届出)

第15条 市道等許可占有者は、次に掲げる場合には、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 第8条に規定する申請書又は書類の内容に変更があるとき。
- (2) 屋台営業を1月以上の期間にわたり休止するとき。
- (3) 屋台営業を廃止するとき。

第3節 公園における屋台営業

第16条 前節（第9条第1項第3号ア及びイ並びに第2項並びに第10条第1項第3号及び第2項を除く。）の規定は、公園における屋台営業について準用する。この場合において、第8条、第9条第1項、第10条第1項並びに第11条第1項及び第2項中「市道等占用許可」とあるのは「公園占用等許可」と、同項中「1年」とあるのは「6月」と、第12条第1項及び第2項並びに第13条第2項中「市道等占用許可」とあるのは「公園占用等許可」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、規則で定める。

第3章 是正措置等

第1節 指導及び公表

(指導)

第17条 市長は、屋台営業者等が関係法令等の規定又はこれらの規定による許可に附した条件に違反していると認める場合は、当該屋台営業者等に対し、違反行為の態様、違反の程度、過去の指導状況等に応じて、口頭又は文書により指導を行うものとする。

2 前項の場合において、市道等占用許可又は公園占用等許可に係る指導については、規則で定めるところにより、口頭、注意書又は警告書により行うものとする。

(公表)

第18条 市長は、屋台営業者等に係る関係法令等の規定及びこれらの規定による許可に附した条件並びに第5条第1項に規定する事項の遵守状況について、規則で定めるところにより、屋台営業者ごとに公表するものとする。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、屋台営業者に対して、あらかじめ、その旨を通知し、意見の聴取を行うものとする。ただし、当該屋台営業者が正当な理由なく意見の聴取に応じないとき、又は当該屋台営業者の所在が不明で通知することができないときは、この限りでない。

第2節 市道等における屋台に対する措置

(市道等占用許可の効力の停止)

第19条 市長は、市道等許可占有者が次の各号のいずれかに該当する場合は、道路法第71条第1項の規定に基づき、当該市道等許可占有者に係る市道等占用許可の効力を停止するものとする。

- (1) 第17条第2項の警告書による指導を受けた日から6月以内に再び同項の警告書による指導を受けた場合
- (2) 道路使用許可の効力を停止された場合

(市道等占用許可の取消し)

第20条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、道路法第71条第1項の規定に基づき、市道等許可占有者に係る市道等占用許可を取り消すものとする。

- (1) 市道等許可占有者が、次のいずれかに該当した場合
 - ア 前条の規定により市道等占用許可の効力を停止された日から6月以内に再び同条各号のいずれかに該当したとき。
 - イ 第9条第1項第1号ア及びイに掲げる者のいずれかに該当したとき。
 - ウ 第13条第1項又は第2項の規定に違反したとき。
 - エ 道路使用許可又は飲食店営業許可を取り消されたとき。
- (2) 市道等占用許可を受けた場所が、第9条第1項第3号(ウを除く。)に掲げる基準に適合しなくなった場合

(警察署長からの意見聴取)

第21条 市長は、第19条の規定により市道等占用許可の効力を停止し、又は前条の規定により市道等占用許可を取り消そうとする場合には、あらかじめ当該市道等許可占有者に係る道路使用許可をした警察署長から意見を聴取するものとする。

(市道等に関する工事等による屋台の移転等)

第22条 市長は、屋台が市道等に関する工事の支障になると認める場合は、道路法第71条第2項の規定に基づき、市道等許可占有者に対し、当該屋台の移転を命じるものとする。

- 2 市長は、第9条第1項の規定にかかわらず、前項（第24条において準用する場合を含む。）の規定による命令により屋台を移転するために市道等占用許可を受けようとする者又は同項の工事の終了後に移転前の場所において市道等占用許可を受けようとする者の申請の内容が、道路法第33条第1項に規定する場合に該当する場合であって、第9条第1項第1号及び第3号（ウを除く。）に掲げる基準に適合するときは、市道等占用許可を与えることができる。
- 3 第9条第2項の規定は、前項の規定による市道等占用許可について準用する。
- 4 屋台営業者等は、第1項の規定による命令による屋台の移転に関して、当該移転に係る費用及び損失の補償を求めることはできない。

（除却命令）

第23条 市長は、屋台営業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、道路法第71条第1項の規定に基づき、屋台の除却を命じるものとする。

- (1) 市道等占用許可を受けることなく屋台営業を行うため、市道等を占用しているとき。
- (2) 前条第1項の規定による命令に従わなかったとき。

第3節 公園における屋台に対する措置

第24条 前節（第19条第2号、第20条第2号、第21条及び第22条第3項を除く。）の規定は、公園における屋台に対する措置について準用する。この場合において、第19条、第20条、第22条第2項及び第23条第1号中「市道等占用許可」とあるのは「公園占用等許可」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、規則で定める。

第4章 屋台営業候補者の公募，決定等

（屋台営業候補者の公募）

第25条 市長は、市道等又は公園における屋台営業が、まちににぎわいや人々の交流の場を創出し、観光資源としての効用を発揮することができると認めるときは、場所を指定して、当該場所において市道等占用許可又は公園占用等許可を受けることができる者（法人を除く。以下「屋台営業候補者」という。）の公募を行うことができる。

- 2 市長は、前項の規定により指定しようとする場所が市道等であるときは、あらかじめ当該場所を管轄する警察署長と協議するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による場所の指定に当たっては、福岡市屋台選定委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、屋台営業候補者の公募に関し必要な事項は、規則で定める。

(屋台営業候補者の決定等)

第26条 福岡市屋台選定委員会は、市長が前条第1項の規定による公募を行った場合は、規則で定める基準に基づき、当該公募に応募した者のうちから屋台営業候補者として適当と認める者の選定を行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定により選定された者のうちから屋台営業候補者を決定するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による決定を行ったときは、その旨を当該屋台営業候補者に通知しなければならない。

(公募屋台営業者に係る市道等占用許可等の通算期間等)

第27条 屋台営業候補者として市道等占用許可又は公園占用等許可を受けた者(以下「公募屋台営業者」という。)が第9条第1項及び第10条第1項(第16条において準用する場合を含む。)並びに第22条第2項(第24条において準用する場合を含む。)の規定により受けることができる市道等占用許可又は公園占用等許可の期間を通算した期間(以下「通算期間」という。)は、3年を限度とする。ただし、市長は、2回に限り通算期間の延長を行うことができる。

- 2 前項ただし書の規定による通算期間の延長(以下単に「通算期間の延長」という。)を受けようとする公募屋台営業者は、規則で定めるところにより、その都度市長に通算期間の延長を申請しなければならない。
- 3 市長は、通算期間の延長を申請した公募屋台営業者について、営業状況が良好で、屋台の効用を十分に発揮し、市の魅力を高めている者であって通算期間の延長を行うことが適当であると福岡市屋台選定委員会が認定したときに限り、通算期間の延長を行うものとする。
- 4 通算期間の延長は、1回目にあつては2年以内、2回目にあつては5年以内の期間で行うことができる。

(福岡市屋台選定委員会)

第28条 市長の附属機関として、福岡市屋台選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、この条例の規定によりその権限に属せられた事務のほか、市長が必要と認める事務を行う。
- 3 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。
 - (1) 市民
 - (2) 学識経験者
 - (3) 市議会議員
 - (4) 次条第1項に規定する屋台営業者団体の代表者
- 4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。
- 5 前2項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 屋台営業に関するその他の事項

(屋台営業者団体)

第29条 屋台営業者により構成された団体（市長が指定するものに限る。以下「屋台営業者団体」という。）は、当該屋台営業者団体に加入する屋台営業者相互の協力により、屋台営業者等が関係法令等を遵守し適正な屋台営業を行い、及び市の施策に協力し屋台の効用を高めるよう努めなければならない。

2 市長は、屋台営業者団体が、屋台の効用を高める活動、地域への貢献活動その他公益に資する活動を行った場合は、当該活動について当該屋台営業者団体に加入する屋台営業者が行ったものとみなすことができる。

(屋台営業者団体に対する支援)

第30条 市長は、屋台営業者団体が行う屋台の効用を高める活動、地域への貢献活動その他公益に資する活動について、必要な支援をすることができる。

(講習会)

第31条 市長は、屋台営業者等に対し、屋台営業に関し必要な知識を習得させることを目的とする講習会を開催するものとする。

2 市長は、第26条第2項の規定により屋台営業候補者を決定したときは、当該屋台営業候補者に対し、講習会を開催するものとする。

3 屋台営業者等及び屋台営業候補者は、第1項又は前項の講習会を受講しなければならない。

4 市長は、第1項又は第2項の講習会を受講した者に対し、講習会を受講したことを証するものとする。

5 前各項に定めるもののほか、講習会に関し必要な事項は、規則で定める。

(環境整備)

第32条 市は、屋台の効用を高め、安全で快適な公共空間及び良好な公衆衛生の確保を図るため、屋台営業者の応分の負担のもと、水道、下水道その他必要と認める屋台営業のための環境の整備を行うものとする。

第6章 雑則

(営業状況の報告)

第33条 公募屋台営業者は、規則で定めるところにより、市長に毎年の屋台の営業状況を報告しなければならない。

(立入調査)

第34条 市長は、この条例に定める施策及び措置を実施するため必要があると認めるときは、職員に屋台に立ち入り、営業状況、設備等を調査させ、関係人に質問させ、又は必要な指導をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、当該立入調査に従事する職員であることを証する証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提

示しなければならない。

(国との連携)

第35条 市長は、道路法第3条第2号に規定する一般国道のうち国土交通大臣が管理するものにおける屋台営業について、第1条の目的に沿った指導監督及び措置がなされるよう、国との連携に努めるものとする。

(委任)

第36条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年9月1日から施行する。ただし、第9条第1項第2号イ、第3号ウ(イ)及び第4号(第2号イに該当する者に係る部分に限る。)、第4章、第31条第2項並びに第3項及び第4項(屋台営業候補者に係る部分に限る。)並びに第33条並びに附則第9項の規定は、規則で定める日から施行する。

(再配置対象屋台営業者に係る経過措置等)

- 2 市長は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において、現営業者のうち第9条第1項第3号(ウを除く。)に掲げる基準に適合しない場所において屋台営業を行っている者(以下「再配置対象屋台営業者」という。)がいる場合は、当該再配置対象屋台営業者に対し当該基準に適合する場所に屋台の移転を命じる措置その他当該基準に適合させるために必要な措置(以下「再配置措置」という。)を行うものとする。
- 3 市長は、再配置措置を行うに当たっては、屋台を移転する場所又は現に屋台営業を行っている場所の地域住民、再配置措置を行おうとする再配置対象屋台営業者、屋台営業者団体その他の関係者の合意の形成に努めるものとする。
- 4 市長は、再配置措置を行おうとするときは、あらかじめ屋台を移転する場所(市道等に限る。)又は現に屋台営業を行っている場所を管轄する警察署長と協議するものとする。
- 5 市長は、再配置対象屋台営業者に対し屋台の移転を命じる場合は、屋台の移転の期限及び当該移転のために必要な手続等を当該期限の1月前までに通知するものとする。
- 6 市長は、第9条第1項(第16条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、再配置措置により屋台を移転する場所において市道等占用許可又は公園占用等許可を受けようとする者の申請の内容が、道路法第33条第1項に規定する場合又は都市公園法第7条及び福岡市公園条例第4条第4項に規定する場合に該当する場合であって、第9条第1項第1号及び第3号(ウを除く。)に掲げる基準(公園占用等許可の場合にあつては、同項第1号に掲げ

る基準)に適合するときは、市道等占用許可又は公園占用等許可を与えることができる。

7 市長は、第10条第1項の規定にかかわらず、再配置措置までの間に再配置対象屋台営業者が屋台営業を行っている場所に係る市道等占用許可の申請をしたときは、その申請の内容が道路法第33条第1項に規定する場合に該当する場合であつて、第10条第1項第1号及び第2号に掲げる基準に適合し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときに限り、市道等占用許可を与えることができる。

(1) 当該再配置対象屋台営業者が再配置措置に同意したとき。

(2) その他市長がやむを得ない事由があると認めるとき。

8 市長は、第5項の期限までに屋台を移転しない再配置対象屋台営業者については、道路法第71条第1項の規定に基づき、市道等占用許可を取り消すものとする。

9 第25条第1項の規定による公募は、再配置措置に係る附則第2項に規定する基準に適合しない場所においては行わないものとする。

(施行日前における公園の占用の許可)

10 市長は、この条例の公布の日以後においては、施行日前においても、屋台営業を行うための福岡市公園条例第4条第1項又は第3項の規定による公園における行為の許可を受けている屋台営業者が、屋台営業を行っている場所に係る屋台営業を行うための都市公園法第6条第1項又は第3項の規定による公園の占用の許可の申請をしたときは、その申請の内容が同法第7条に規定する場合に該当する場合であつて、第9条第1項第1号に掲げる基準に適合するときは、この条例の規定の例により施行日以後の当該占用の許可(福岡市公園条例の一部を改正する条例(平成25年福岡市条例第49号)による改正後の福岡市公園条例第17条の2に規定する屋台に係るものに限る。)を与えることができる。

(検討)

11 市は、この条例の施行後5年を経過した場合において、この条例の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講じるものとする。

都市空間の魅力増進に係る先進的事業者の
横展開手法に関する調査・検討業務
報告書

平成 28 年 3 月

国土交通省 都市局 まちづくり推進課
〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 3
TEL : 03-5253-8111(代表) FAX : 03-5253-1592